

昭和62年度

京都市衛生研究所年報

.....
ANNUAL REPORT
OF
KYOTO CITY INSTITUTE OF PUBLIC HEALTH
:.....

No. 54 : 1987
..

京都市衛生研究所

は　じ　め　に

当衛生研究所は、本市衛生行政の「科学・技術的中核」（地研設置要綱）として、衛生行政や保健所活動の推進に必要な技術的資料の作成をめざし、試験検査、調査研究、研修指導及び公衆衛生情報の解析提供などの業務に当たっております。

行財政見直しの厳しい情勢が続いている折から、組織のスリム化、活性化をはかるべく、昭和61年4月、当衛生研究所の組織改正を実施致しました。これにより、新時代にふさわしい試験研究機関として、大きく変容しましたし、また変容しつつあるところです。今後、更に対象業務の拡大、技術の高度化、情報処理の迅速化などが一層進行するものと予想されますが、当衛研の組織はこのような新しい情勢にも柔軟に、また存分に対応して行けるものと確信致しております。

ここに、昭和62年度の業務実績と調査研究のあらましを年報第54号としてまとめましたので、関係各位にお届け致します。ご高覧頂き、ご高見を賜れば幸いに存じます。

今後とも、関係各位の一層のご指導をお願い致します。

昭和63年9月

京都市衛生研究所

所長　谷　口　尚　樹

目 次

第1部 事業概要

1. 沿 革	1
2. 施 設	1
3. 主要購入備品	1
4. 機構及び事務分担	2
5. 職員名簿	3
6. 予算及び決算	4
7. 行政視察来所者	4
8. 試験検査	5
9. 各部門の業務概要	6
1) 理化学検査部門	6
2) 臨床検査部門	6
3) 微生物検査部門	7
4) 病理検査部門	8
5) 疫学情報部門	8
6) 調査研究部門	9
7) 消費者コーナー	9
10. 研修指導	10

第2部 試験検査

I 環境衛生に関する試験検査	11
1. 年間取扱件数	11
2. 飲用水などの水質に関する検査 (理)	12
3. 排水の水質検査 (理)	12
4. 浄化槽放流水・河川水の細菌検査 (臨)	12
5. 廃棄物に関する検査 (理)	13
6. 温泉分析 (理)	14
7. 家庭用品の有害物質の検査 (理)	14
II 栄養及び食品衛生に関する試験検査	16
1. 年間取扱件数	16
2. おしぼりの衛生検査 (臨)	16

3. 食中毒及び食品苦情に関する検査	(臨)	17
4. 収去食品の細菌学的検査	(臨)	18
5. 依頼食品等の細菌検査	(臨)	20
6. 食品の規格などの検査	(理)	20
7. 食品添加物の成分規格検査	(理)	21
8. 食品中の食品添加物検査	(理)	21
9. 食品中の残留物質検査	(理)	23
10. 器具・容器包装の検査	(理)	26
11. 一般獣畜のと畜検査	(病)	27
12. 病・切迫畜のと畜検査	(病)	33
13. 病理学的・細菌学的精密検査	(病)	35
14. その他の獣畜の病理学的検査	(病)	38
15. と畜検査情報の解析	(病)	41
Ⅲ 微生物及び免疫に関する試験検査		44
1. 年間取扱件数		44
2. 京都市感染症サーベイランス事業における病原体検査	(微)	44
3. 法定伝染病病原体検査	(微)	45
4. インフルエンザに関する疫学的調査	(微)	46
5. 日本脳炎流行予測調査及び日本脳炎ウイルス増幅抑制効果調査	(微)	47
6. 風疹ウイルス抗体検査	(微)	48
7. エイズウイルス抗体検査	(微)	50
8. 梅毒血清反応検査	(微)	51
Ⅳ 衛生動物に関する試験検査		53
1. 年間取扱件数		53
2. 蚊幼虫駆除のためのタッグミノーの活用	(微)	53
3. 衛生動物検査及び衛生相談	(微)	53
Ⅴ 母子・成人・老人保健等に関する試験検査		55
1. 年間取扱件数		55
2. 先天性代謝異常症等検査	(臨)	55
3. 神経芽細胞腫検査	(臨)	56
4. 血液の一般検査並びに生化学検査	(臨)	57
5. クームス試験	(臨)	58
6. 母乳中のPCB及び有機塩素系農薬の検査	(理)	59

第3部 公衆衛生情報

1. 公衆衛生情報の解析提供	61
2. その他の公衆衛生情報の収集提供	61

第4部 監視指導業務

1. 京都市中央卸売市場第一市場における監視指導業務	75
2. 京都市中央卸売市場第二市場における監視指導業務	77

第5部 消費者コーナー業務

1. 食品衛生に関する相談	79
2. 食品衛生講座の開催	79
3. 刊行物の発行	79
4. 参考品の展示並びに簡易な検査	80

第6部 報 文

京都の天然水の成分に関する研究（河川水）	（調）	83
市内簡易専用水道水の水質検査結果について	（理）	88
食物繊維の測定結果について（地方衛生研究所全国協議会共同研究）	（理）	91
学校給食による集団食中毒の病因物質の検索について	（臨）	93
自動車のエアコン吹出口における真菌類の汚染実態調査	（調）	95
と畜検査でみられる褪色肝の頻度と病理学的検査成績	（病）	97
黒色調を示す牛大腸（盲、結腸）の病理組織学的検討	（病）	103
鮮紅色の著しい牛第四胃胃底腺部の病理組織学的検討	（病）	105
と畜場でみられる豚肺疾病の有病状況	（病）	108
豚枝肉の放血度合の測定方法の試み	（病）	113
解体処理後における牛肝臓の細菌検査成績	（病）	115
豚枝肉の解体工程別細菌検査成績	（病）	119
豚疣状性心内膜炎の有病率及び原因菌の推移	（病）	123
京都市感染症サーベイランス事業における病原体検査成績（その1）		
小児科定点分	（微）	126
京都市感染症サーベイランス事業における病原体検査成績（その2）		
性行為感染症定点分	（微）	137
日本脳炎流行予測調査及び日本脳炎ウイルス増幅抑制効果調査成績	（微）	141
昭和61・62年度蚊成虫調査結果について	（調）	146
京都市の汚水域でのタッグミノーによる蚊幼虫の駆除効果について	（微）	149

先天性代謝異常症及びクレチン症のパーソナルコンピューターによる 管理システムについて -----	(臨) -----	159
高速液体クロマトグラフィーを用いた神経芽細胞腫マスキリーニング の結果について -----	(臨) -----	165
血液成分測定値の保存による経時的変化と男女別分布の差について -----	(臨) -----	169
健康生活診断の因子分析による解析 -----	(疫) -----	174
体型指数と食習慣との関連性について —— 重回帰分析による解析 —— -----	(疫) -----	179
老化関連事象の加齢推移に関する疫学的研究 -----	(調) -----	187
低酸素状態下における脳切片誘発電位に対する Co Q ₁₀ の効果 -----	(調) -----	193
第7部 資 料 -----		197

理：理化学検査部門

臨：臨床検査部門

微：微生物検査部門

病：病理検査部門

疫：疫学情報部門

調：調査研究部門

第 1 部 事 業 概 要

目 次

1. 沿革 -----	1
2. 施設 -----	1
3. 主要購入備品 -----	1
4. 機構及び事務分担 -----	2
5. 職員名簿 -----	3
6. 予算及び決算 -----	4
7. 行政視察来所者 -----	4
8. 試験検査 -----	5
9. 各部門の業務概要 -----	6
1) 理化学検査部門 -----	6
2) 臨床検査部門 -----	6
3) 微生物検査部門 -----	7
4) 病理検査部門 -----	8
5) 疫学情報部門 -----	8
6) 調査研究部門 -----	9
7) 消費者コーナー -----	9
10. 研修指導 -----	10

1. 沿革

- 大正 9年 8月 下京区（現東山区）今熊野旧日吉病院跡に京都市衛生試験所として開設。
- 大正15年11月 上京区竹屋町通千本東入主税町 910 番地に新築移転。
- 昭和21年 4月 京都市生活科学研究所に改称。
- 昭和25年 7月 厚生省通ちょう（地方衛生研究所設置要綱）に基づき京都市衛生研究所に改称。
- 昭和38年12月 機構改革により、事務部門を除き従来の部制を廃止し、研究主幹制に変更。
- 昭和45年 7月 中京区壬生東高田町 1 番地の 2 に新築移転。
- 昭和54年 1月 京都市公害センター設立に伴う機構改革により当所から公害関係業務を分離。
- 昭和61年 4月 組織改正により、京都市食品検査所並びに衛生局環境衛生課環境防疫室及び総合検査室を統合し、1課6部門となる。また、京都市中央卸売市場第一及び第二市場にそれぞれ第一検査室及び第二検査室を設置。現在に至る。

2. 施設

- ① 本所（管理課・理化学検査部門・臨床検査部門・微生物検査部門・疫学情報部門・調査研究部門）
- 敷地面積 3,300 m^2
- 建物総延面積 4,320 m^2
- | | | | |
|--------|--------------|-----------------|---------------|
| 本館構造 | 鉄筋コンクリート造 | 地下1階，地上5階（一部6階） | 4,110.0 m^2 |
| 動物実験施設 | 鉄筋コンクリート造 | 地上2階 | 190.2 m^2 |
| 危険物貯蔵所 | コンクリート・ブロック造 | 地上1階 | 19.6 m^2 |
- ② 第一検査室（理化学検査部門）
- | | | | |
|----|-----------|----------|-------------|
| 構造 | 鉄筋コンクリート造 | 地上3階（一部） | 475.0 m^2 |
|----|-----------|----------|-------------|
- ③ 第二検査室（病理検査部門）
- | | | | |
|----|-----------|----------|-------------|
| 構造 | 鉄筋コンクリート造 | 地上2階（一部） | 300.0 m^2 |
|----|-----------|----------|-------------|

3. 主要購入備品（昭和62年度）

品名	規格形状	設置場所
血液自動分析装置	日立自動分析装置 7050 オルガノ社製ミニクリアー DC-122H	（3階）臨床検査室
多項目自動血球計数装置	東亜医用製シスメックス CC-780	（3階）"
凝集像自動読取装置	FASTEC 901	（5階）微生物検査室
パーソナルコンピューター	NEC N5200/07	（5階）"
アボットコンタムⅡ	BIDシステム	（5階）"
ガスクロマトグラフ	柳本製 G3800 FPD	第一検査室

4. 機構及び事務分担

課長級*		課長補佐 係長級**	分 担 事 務
所長	管 理 課 長	管理係長 主 査	・衛生研究所の庶務 ・食品衛生に関する消費者の相談並びに講座の開催 ・刊行物の発行並びに参考品の展示及び簡易な検査
	理化学検査 担 当 主 幹	食品栄養 担当主査	・中央卸売市場第一市場における食品の検査及び場 内の監視指導 ・食品衛生法による規格試験及び特殊検査
		家庭用品 担当主査	・食品の栄養成分の分析 ・有害化学物質（農薬、PCB、重金属など）の分析 ・生活関連物質及び容器、包装などの試験
		環 境 担当主査	・飲料水、河川水、家庭排水などの理化学検査及び 温泉分析 ・生活及び作業環境などの理化学検査
	臨 床 検 査 担 当 主 幹	老人保健 担当主査	・基本健診、循環器健診などの血液検査
		生 化 学 担当主査	・先天性代謝異常などの検査
		細 菌 担当主査	・神経芽細胞腫検査 ・食中毒の検査 ・食品衛生及び環境衛生の細菌検査
	微生物検査 担 当 主 幹	感 染 症 担当主査	・感染症の原因となる寄生虫、細菌、ウイルスなど の病原微生物検査
		ウイルス 担当主査	・インフルエンザ、風疹、梅毒などの血清検査 ・日本脳炎、手足口病、ヘルパンギーナなどのウイ ルス検査
		衛生動物 担当主査	・衛生動物などの同定、鑑別並びに昆虫天敵魚の飼 育及び放流
	病 理 検 査 担 当 主 幹	病 理 担当主査	・中央卸売市場第二市場における獣畜のと畜検査並 びに獣肉の病理検査及び場内の監視指導
		精密検査 担当主査	
	疫 学 情 報 担 当 主 幹	疫 学 担当主査	・母子保健、成人保健などの健康事象の疫学的調査 ・公衆衛生情報の収集、解析及び提供
		情 報 担当主査	
	調 査 研 究 担 当 主 幹	理 化 学 担当主査	・公衆衛生の増進、向上に資するための理化学的、 生物学的調査及び研究
		微 生 物 担当主査	
		臨 床 担当主査	

* 課長・研究主幹

** 副主幹・研究副主幹・係長・主査・主席研究員

5. 職員名簿(昭和63年3月現在)

所長(衛生局保健衛生部)谷口尚樹
(技術長兼職)

管 理 課

管 理 課 長	古 川 満智男
管 理 係 長	川 川 詔三子
主 任	崎 悦子脩明子夫
"	村 文雅敏
"	見 村
"	大 笹

理化学検査部門

研 究 主 幹	唐 木 利 朗
主 席 研 究 員	丸 岡 捷 治
主 査	野々村 豊 子
"	猪 俣 好 男
主 任	細 川 ナミ
"	本 田 久美子
"	田 崎 和 子
"	勝 達 志
"	井 本 義 弘
"	松 垣 康 清
"	梅 原 安

臨床検査部門

主 幹	小 澤 彌 作
副 主 幹	北 澤 陽 進
主 席 研 究 員	大 江 田 武
主 査	吉 田 正 子
主 任	土 田 上 修 平
"	竹 永 本 繁 勝
"	森 森 田 則 一
"	太 八 木 雅 一 代

微生物検査部門

研 究 主 幹	山 中 伸 一
主 席 研 究 員	黒 田 晃 生
主 査	三 原 啓 子
"	志 賀 勇

主 任	長谷川 輝 夫
"	大森 良 博
"	吉田 俊 明
"	久世 宏 一
"	水 谷 聡 健 之

病理検査部門

研 究 主 幹	福 井 一
主 査	藤 江 征 郎
"	佐 藤 三 博
"	松 尾 高 行
"	鈴 木 康 明
"	谷 川 口 哲 彦
"	岩 田 恒 善
"	杉 山 朗 覚
"	力 身 政 彦

疫学情報部門

研 究 主 幹	戸 田 和 子
研 究 副 主 幹	竹之熊 国 八
主 席 研 究 員	日 高 公 雄
"	奥 田 正 三
"	井 崎 や 子

調査研究部門

主 幹	田 中 淳 一
研 究 副 主 幹	蒲 原 一 健
主 査	戸 板 納 洋 裕
"	久 村 孝 子
主 任	西 堀 吉 典 智
"	柳 宇 野 子
"	林 井 本 崇 知
"	藤 岡 本 萬 三 郎

(併)
非常勤嘱託員

6. 予算及び決算（昭和62年度）

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 済 額	備 考
衛生研究所 手数料	9,206,000 円	8,286,820 円	
環境衛生 手数料	7,700,000	6,967,800	

歳 出

科 目	予 算 額	支 出 済 額	備 考
衛生研究所 運営費	74,946,000 円	68,532,777 円	
衛生研究所 配分予算	53,009,115	52,802,538	

7. 行政視察来所者

来所年月日	都道府県市	団 体 名	役 職 ・ 氏 名
62. 6. 12	台 湾	国 立 台 湾 大 学	教 授 陳 瑞 三 他2名
6. 17	和 歌 山 県	和歌山県衛生公害研究センター	保健情報部長 宮 本 邦 彦
6. 18	ポーランド	ワルシャワ記念小児保健センター	アンジェイ・カミンスキー
9. 3	台 湾	台湾栄民総医局臨床生化学研究室	シャウ 廣 仁
10. 23	福 岡 市	福 岡 市 衛 生 試 験 所	衛生化学係長 小田隆弘 他1名
11. 12	新 潟 市	新潟市衛生試験所環境課	課長補佐 権 平 昭 三
11. 30	大 阪 市	大阪市環境保健局保健部	保健主幹 武井節子 他3名
63. 1. 18	東 京 都	国立精神・神経センター	診断研究部長 成瀬 浩 他1名
2. 5	〃	東京都文京区衛生試験所	所 長 平 田 綾 子
2. 18	石 川 県	石 川 県 七 尾 保 健 所	技 師 泉原純子 他1名
〃	〃	石 川 県 小 松 保 健 所	主 査 藤沢明子 他1名
2. 22	神 戸 市	神戸市環境保健研究所食品化学部	副 部 長 青木伸実 他2名
3. 3	名古屋市	名古屋市衛生研究所	技 師 児 玉 京 子
3. 22	パプア・ ニューギニア	国立ポートモレスビー総合病院	院 長 ゲリー・オウ 他1名
3. 31	オーストラリア	シドニー子供病院	医 師 マイケル・スティープス

8. 試験検査

昭和62年度の試験検査状況は表1のとおりである。

表1 試験検査状況(62. 4. 1~63. 3. 31)

項 目			件数	項 目			件数
細菌検査	分離	腸管系病原菌	54	水質検査	飲用水	井戸水	細菌学的検査 4
	同定	その他の細菌	7			その他	理化学的検査 5
	血清検査		—		利用水	細菌学的検査	—
	化学療法剤に対する耐性検査		—			理化学的検査	—
ウイルス・ウィケッチア等検査	分離	インフルエンザ	—	下	水	細菌学的検査	1
	同定	その他のウイルス	515			理化学的検査	—
	血清検査	リケッチアその他	44			生物学的検査	—
		インフルエンザ	358			細菌学的検査	—
病原微生物の動物試験	原寄生虫等	その他のウイルス	901	廃棄物関係検査	し尿	理化学的検査	371
		リケッチアその他	—			生物学的検査	—
	結核	虫	45		その他	その他	17
		生虫	2	公害関係検査	大気	SO ₂ ・NO・NO ₂ ・O _x ・CO	—
性病	梅りそ	節足動物	91			浮遊粒子状物質	—
		真菌・その他	—		河川	(粉じんを含む)	—
	培養	養	—			降下ばいじん	—
		化学療法剤に対する耐性検査	—	一般環境	騒音	その他	—
食中毒	病原微生物検査	他	119			理化学的検査	—
		他	44		放射能	その他	62
	理化学的検査	他	—			水・陸水中品	—
		他	—	家庭用品検査	雨水	その他	—
臨床検査	血液	血液型	3			空気中の品	4
		血液一般検査	2,168		温泉(鉱泉)泉質検査	他	—
	尿	生化学検査	2,150			家庭用品検査	699
		先天性代謝異常検査	17,120	薬品	医薬品	薬品	—
食品検査	病理組織学的検査	その他	—			その他	—
		他	13,441		栄	養	—
	病理組織学的検査	他	—			その他	61
		他	2	水道水	水道水	細菌学的検査	108
食品検査	病原微生物検査	他	1,441			理化学的検査	128
		他	2,846		合	計	43,807
	理化学的検査	他	16				
		他	—				

(注) 厚生省報告例による。

9. 各部門の業務概要

機構及び事務分担は前記4.に記したが、それぞれの部門別業務の概要は次のとおりである。

1) 理化学検査部門

当部門は、昭和61年4月の組織改正により食品検査所及び衛生局環境衛生課総合検査室との合併並びに所内3部門で行っていた理化学検査に関する業務を再編成して新たに設置されたものである。

当部門の主な業務は下記のとおりである。

(1) 京都市中央卸売市場第一市場（以下第一市場）における衛生に関する監視指導、検体の収去及び検査

(2) 食品衛生法に基づく食品、添加物及び器具・容器包装の検査、水銀、PCBなど有害化学物質及び残留農薬などの理化学検査

(3) 飲料水、河川水、排水などの理化学検査、温泉法に基づく温泉分析、生活及び作業環境、産業廃棄物などの理化学検査

(4) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく家庭用品の試買及び検査

このうち(1)、(2)及び(4)の業務の大部分は衛生局保健衛生部環境衛生課と連絡を密にし、行っている。

なお、当部門は本所と第一市場内にある第一検査室とに分かれて業務を行っている。

第一検査室には上記(1)の業務を行うために食品衛生監視員が配属され、毎朝5時前から入荷食品についてせり売り前の監視指導及び収去検査を行っており、違反食品に対して、市場に流通しないよう適切な措置をとっている。

昭和62年度の取扱件数は表2のとおりである。

2) 臨床検査部門

当部門は、業務として母子・成人・老人保健対策に関する生化学的検査並びに環境・食品衛生対策に関する細菌学的検査を担当している。主な業務内容はつぎのとおりである。

(1) 乳幼児のマスクリーニング検査

新生児（生後5～7日目）の血液について先天性代謝異常症（フェニルケトン尿症等5疾患）及び先天性甲状腺機能低下症（クレチン症）の

表2 理化学検査部門取扱件数

検 査 名	件数（項目数）
食品添加物の成分規格検査	81（ 436）
食品中の食品添加物検査	1,137（ 2,714）
食品中の残留物質検査	717（ 4,512）
器具・容器包装の検査	632（ 699）
食品の規格などの検査	246（ 537）
食品衛生に関する細菌検査	175（ 315）
飲用水などの水質検査	137（ 1,494）
排水の水質検査	230（ 844）
廃棄物に関する検査	17（ 139）
温泉分析	2（ 16）
環境衛生に関するその他の検査	2（ 2）
家庭用品の有害物質の検査	691（ 771）
計	4,067（ 12,479）
監視指導延件数	38,926

表3 臨床検査部門取扱件数

昭和62年度	
	検 数
先天性代謝異常症等検査	17,120
神経芽細胞腫検査	13,441
血液検査	2,201
クームス試験	3
浄化槽放流水の細菌学的検査	370
河川水の細菌学的検査	62
おしぼりの衛生検査	11
食中毒・食品苦情に関する検査	1,155
収去食品の細菌学的検査	595
依頼食品等の細菌学的検査	292
計	35,250

マスキングを、また、幼児（6ヶ月児）の尿について小児癌の一種である神経芽細胞腫のマスキングをそれぞれ行っている。

先天性代謝異常症及びクレチン症検査に関しては、バーコードシステムの導入により受付、結果発送などの事務的業務をOA化処理している。また、神経芽細胞腫検査は本市が独自に開発した高速液体クロマトグラフィーによる測定法とコンピューターによるシステムによって、受付から発送までの業務を省力化している。

(2) 血液検査

老人保健法に基づく基本健康診査を昭和62年度から医師会委託とは別に保健所でも実施することになったが、血液検査については当部門で行うことになった。また、従前から実施している同和地区成人病健診に係る循環器疾患等健康診断事業の血液検査も本年度から担当することになった。さらに、京都市職員の健康診断のうち保健所で実施する分について、その血液検査は当部門で行うことになった。

(3) 細菌学的検査

食品の衛生状態を把握するために計画的に食品を収去し、細菌学的検査を実施している。また、細菌性食中毒など食品等に起因する事項に対する原因究明のための食中毒菌の検索を行っ

ている。

さらに、当部門では公害対策の面から年間計画に基づく浄化槽放流水及び河川水の細菌学的検査も担当している。

昭和62年度の取扱件数は表3のとおりである。

3) 微生物検査部門

当部門は、昭和61年4月の組織改正により、従来の微生物部門に環境生物部門及び衛生局環境衛生課防疫室を併合し設けられたものである。衛生微生物及び衛生動物に関する検査を担当しており、業務内容は次の4項目に大別される。

(1) ウイルスに関する業務

インフルエンザウイルスや日本脳炎ウイルスの分離は昭和30年頃から実施し、その後アデノウイルス、エンテロウイルス等対象ウイルスの拡張を図ってきた。

さらに昭和57年からは国の事業の一環として、京都市感染症サーベイランス事業における病原検査を担当し、病原体の検出・同定による疾病診断の確認や病原体情報の解析評価を行っている。

また日本脳炎流行予測調査及びウイルス増幅抑制効果調査については、本市が日本脳炎多発地域であったため、昭和40年頃から実施している。

(2) 免疫に関する業務

風疹血清試験は、昭和51年から妊娠予定者に

表4 微生物部門取扱件数

昭和62年度	
	件 数
ウイルス分離試験	522件
血清試験	1,344
性病検査	119
細菌検査	106
リケッチャ・その他検査	44
原虫検査	47
衛生動物検査	179
衛生相談	21
蚊幼虫天敵検査	159

ついて実施してきた。

インフルエンザに関する調査は、流行前に市民の免疫力を調査し、流行を予測するために実施している。またインフルエンザ集団発生時にはウイルスを分離するとともに、血清試験や分離ウイルスの抗原分析を行っている。

エイズ（後天性免疫不全症候群）については、予防対策の一環として感染の現状を把握するために、昭和62年1月から実施している。

梅毒検査は性病予防法に基づいて古くから実施している検査であり、保健所でスクリーニングしたものについて検査を行っている。

(3) 細菌等に関する業務

細菌等の検査業務のうち、感染症サーベイランス事業における臨床細菌検査と、法定伝染病のうち、コレラ菌、赤痢アメーバの検査を分担している。

(4) 衛生動物に関する業務

原虫、寄生虫、そ族及び節足動物等衛生上有害な生物及び不快昆虫の種類鑑別、食品中の異物の鑑別を行っているほか、市民からの衛生動物に関する衛生相談に応じている。

また、蚊幼虫天敵調査として、蚊幼虫の駆除に有効な魚であるタッパミノーの飼育、各種水域への放流、生息密度、生息環境および蚊幼虫の発生状況調査を行っている。

昭和62年度の取扱件数は表4のとおりである。

4) 病理検査部門

当部門は、昭和61年4月の組織改正により、昭和59年に食品検査所に合併されていた旧食肉衛生検査所の機能を中心として設置されたものである。京都市中央卸売市場第二市場内に衛生研究所第二検査室として位置し、「市場における獣畜のと畜検査及び場内の衛生監視指導並びにその他の獣畜の病理検査」を担当する部門として運営されている。

当部門の主な業務は、

- (1) と畜場法に基づく食用獣畜のと殺解体検査及びこれに伴うと殺解体禁止、廃棄等の

表5 病理検査部門取扱件数

昭和62年度	
	頭・件数
と畜検査	54,020 頭
と畜場外と殺検査	4 "
緊急と殺検査	102 "
合否保留	85 "
処 分	62,187 件
精密検査	5,887 頭
鳥類・魚介類病理検査	54 検体
監視指導	1,189 件
瑕疵検査	108 件

行政措置。

- (2) と畜場及びと殺解体作業の衛生保持。

- (3) 食品衛生法に基づく食肉とその取扱い及び施設の検査、監視指導。

で、食肉の衛生的な処理と安全確保につとめている。

また、(4) その他の食用獣畜としての鳥類及び魚介類等についての病理的検査。を行って食用の適否判定を行っている。

(5) 以上の諸検査によって得られた検査成績等の情報を、今後のと畜検査業務及び本市食品衛生監視指導業務に資するとともに、と畜業者、生産者、買参者等食肉関係業者への参考資料提供のために必要なデータ解析を行っている。

なお、(6) と畜場での感染症を早期に発見し、解体作業の衛生保持を図るために、と畜検査員が宿直し、夜間搬入またはけい留中の異常畜の診断と血液検査を行っている。

昭和62年度の取扱頭・件数は表5のとおりである。

5) 疫学情報部門

当部門は、昭和38年12月の機構改革に際し、公衆衛生活動に関する調査研究、母子保健及び成人保健等に関する疫学研究を担当する疫学部門として設置されたものであるが、昭和54年1月に「公衆衛生活動に関する情報の収集、解析

及び提供に関すること」も担当することとなり、疫学情報部門と改称された。

今年度を実施した主な業務は次のとおりである。

(1) 衛生局共同調査事業；地区別・食生活及び健康状況調査の実施

地域住民の健康を守り高めるための保健指導、栄養指導の方策を講ずる基礎資料を得ることを目的として、アンケート調査を実施し、その集計と解析の一部を担当した。

(2) 保健需要度調査

- a. 地域特性に基づく死因構造の解析
- b. 京都市疾病の推移

本年度は、上記のデータ入力及び集計を行った。

(3) 情報関係業務

公衆衛生関係文献情報の収集、図書室の運営管理及びレファレンス・サービスを行っている。

6) 調査研究部門

当部門は、昭和61年4月の組織改正により、調査研究に専従する部門として設置されたもので、理化学、生物学、微生物学の分野をはじめ、疫学、臨床医学的な各分野における調査研究を行っている。

今年度を実施した当部門の主な業務は次のとおりである。

(1) 京都の天然水の成分に関する研究

今年度は、人為汚染の少ない山間部の河川水について、水に含まれる天然成分の分析を行い、自然との関連を検討した。

(2) 生活環境中における真菌類の研究

今年度は、自動車のエアコン吹出口における真菌類の汚染実態調査を行った。

(3) 神経細胞のエネルギー代謝過程に関する研究

神経細胞のエネルギー供給系に対する補酵素 Q_{10} (ユビキノン) の効果について検討した。

(4) 微量成分の迅速分析とその自動化に関する研究

イオン移動パルスボルタメトリー法を用いて食品中の K^+ 、 Na^+ の分析を試みた。

(5) 老年期の社会適応の期間と日常の社会参加の機会との関連について — 在宅老人の精神的健康と社会参加の機会との関連について —

京都在住の65歳以上の男女3,000名を抽出し、質問紙郵送調査を行った。

(6) ライトトラップによる蚊成虫調査

本市においては、昭和40年から市内13カ所にライトトラップを配置して蚊成虫を捕集し、京都市内の蚊成虫の周年消長調査を行っている。当部門では、昭和61年度から環境衛生課環境防疫室が分担していた調査定点1カ所を引き継ぎ調査を行っている。

(7) 老人保健基礎調査

今年度は、老化関連事象の加齢推移から、最近の本市における老化の像並びにその抑制要因を検討した。

以上の諸研究を通じて公衆衛生の基礎資料を作成し、本市衛生行政の推進に資することを目的にしている。

上記(1)～(3)、(6)、及び(7)の詳細は、報文の項に掲載したので参照されたい。また、(2)～(4)は京都市立看護短期大学との共同研究である。

7) 消費者コーナー

消費者コーナーは、本市における消費者保護対策を、他局に先駆けて推進するために、食品の安全性を中心とした相談及び指導業務を担当する部門として、昭和45年当所新築移転時に設置されたものである。

生活の多様化に伴い栄養、食品添加物、食中毒、表示や包装など日常生活に深いかかわりのある食品の諸問題について、各部門の機能を活用し、消費者の食生活の安全や衛生知識の向上を図るため、次の業務を行っている。

(1) 食品衛生に関する相談

(2) 食品衛生講座の開催

(3) 刊行物の発行

(4) 参考品の展示並びに簡易な検査

(5) 消費者団体主催の食生活展等への助言

昭和62年度の相談件数は82件、講座開催回数

は17回(628名)である。

10. 研修指導

年 月 日	名 称	担 当 部 門	対 象 者
62. 6. 2	保健所試験検査担当職員研修会	理化学検査部門 微生物検査部門	保健所検査業務担当職員
6. 3	〃	臨床検査部門 微生物検査部門	〃
6. 4	〃	臨床検査部門 微生物検査部門	〃
6. 5	〃	臨床検査部門	〃

第 2 部 試 験 検 査

目 次

I. 環境衛生に関する試験検査

1. 年間取扱件数	-----	11
2. 飲用水などの水質に関する検査	----- (理) -----	12
3. 排水の水質検査	----- (理) -----	12
4. 浄化槽放流水・河川水の細菌検査	----- (臨) -----	12
5. 廃棄物に関する検査	----- (理) -----	13
6. 温泉分析	----- (理) -----	14
7. 家庭用品の有害物質の検査	----- (理) -----	14

II. 栄養及び食品衛生に関する試験検査

1. 年間取扱件数	-----	16
2. おしぼりの衛生検査	----- (臨) -----	16
3. 食中毒及び食品苦情に関する検査	----- (臨) -----	17
4. 収去食品の細菌学的検査	----- (臨) -----	18
5. 依頼食品等の細菌検査	----- (臨) -----	20
6. 食品の規格などの検査	----- (理) -----	20
7. 食品添加物の成分規格検査	----- (理) -----	21
8. 食品中の食品添加物検査	----- (理) -----	21
9. 食品中の残留物質検査	----- (理) -----	23
10. 器具・容器包装の検査	----- (理) -----	26
11. 一般獣畜のと畜検査	----- (病) -----	27
12. 病・切迫畜のと畜検査	----- (病) -----	33
13. 病理学的・細菌学的精密検査	----- (病) -----	35
14. その他の獣畜の病理学的検査	----- (病) -----	38
15. と畜検査情報の解析	----- (病) -----	41

III. 微生物及び免疫に関する試験検査

1. 年間取扱件数	-----	44
2. 京都市感染症サーベイランス事業における病原体検査	----- (微) -----	44
3. 法定伝染病病原体検査	----- (微) -----	45
4. インフルエンザに関する疫学調査	----- (微) -----	46
5. 日本脳炎流行予測調査及び日本脳炎ウイルス増幅抑制効果調査	----- (微) -----	47
6. 風疹ウイルス抗体検査	----- (微) -----	48
7. エイズウイルス抗体検査	----- (微) -----	50
8. 梅毒血清反応検査	----- (微) -----	51

Ⅳ．衛生動物に関する試験検査

- | | | |
|-----------------------|-----------------|----|
| 1. 年間取扱件数 | ----- | 53 |
| 2. 蚊幼虫駆除のためのタップミノーの活用 | ----- (微) ----- | 53 |
| 3. 衛生動物検査及び衛生相談 | ----- (微) ----- | 53 |

Ⅴ．母子・成人・老人保健等に関する試験検査

- | | | |
|------------------------|-----------------|----|
| 1. 年間取扱件数 | ----- | 55 |
| 2. 先天性代謝異常症等検査 | ----- (臨) ----- | 55 |
| 3. 神経芽細胞腫検査 | ----- (臨) ----- | 56 |
| 4. 血液の一般検査並びに生化学検査 | ----- (臨) ----- | 57 |
| 5. クームス試験 | ----- (臨) ----- | 58 |
| 6. 母乳中のPCB及び有機塩素系農薬の検査 | ----- (理) ----- | 59 |

Chapter 2 Examinations

Contents

I Examinations concerning environmental health

1. Number of samples treated for FY 1987	11
2. Examination of raw and potable water	(Food) --- 12
3. Examination of wastewater	(Food) --- 12
4. Bacteriological examination of effluent from disposal tank and river water	(Clin) --- 12
5. Examination of industrial wastes	(Food) --- 13
6. Examination of hot springs	(Food) --- 14
7. Examination of hazardous materials in household necessities	(Food) --- 14

II Examinations concerning nutrients and food sanitation

1. Number of samples treated for FY 1987	16
2. Sanitary examination of wet towels	(Clin) --- 16
3. Bacteriological examination on food poisoning	(Clin) --- 17
4. Bacteriological inspection of foods	(Clin) --- 18
5. Bacteriological examination of foods	(Clin) --- 20
6. Standard examination of foods such as milk and meat-products	(Food) --- 20
7. Standard examination of food additives	(Food) --- 21
8. Chemical analysis of food additives in foods	(Food) --- 21
9. Chemical analysis of hazardous residues in foods	(Food) --- 23
10. Standard examination of food containers, food wrapping materials and other utensils used for cooking	(Food) --- 26
11. Meat inspection at normal slaughter	(Path) --- 27
12. Meat inspection at emergency slaughter	(Path) --- 33
13. Pathological and bacteriological examination of meat	(Path) --- 35
14. Pathological examination of poultry, fish and other meat	(Path) --- 38
15. Analysis of information on meat inspection	(Path) --- 41

III Microbiological and serological examinations

1. Number of samples treated for FY 1987	44
2. Determination of pathogenic agents in the infectious diseases	(Micr) --- 44
3. Pathogenic microbes determination of the legal infectious diseases	(Micr) --- 45
4. Epidemiological examination on influenza outbreaks	(Micr) --- 46
5. Epidemiological survey of Japanese encephalitis (JE) with reference to the control of JE virus amplification in Kyoto City	(Micr) --- 47
6. Serological examination on rubella	(Micr) --- 48
7. Serological examination on AIDS	(Micr) --- 50
8. Serological examination on syphilis	(Micr) --- 51

IV Laboratory and field examinations on medical zoology

1. Number of samples and cases treated for FY 1987	53
2. Use of top minnows for the control of mosquito larvae	(Micr) --- 53
3. Examination and consultation on medical zoology	(Micr) --- 53

V Examinations concerning aged, adult, maternal and child health

1. Number of samples treated for FY 1987	55
2. Mass screening for inborn errors of metabolism and congenital hypothyroidism	(Clin) --- 55
3. Mass screening for infant neuroblastoma	(Clin) --- 56
4. Haematological and biochemical examination of bloods	(Clin) --- 57
5. Coombs test	(Clin) --- 58
6. Analysis of PCB and organochlorine pesticides residues in human milk	(Food) --- 59

(Food) : Division of Food and Environmental Hygiene

(Clin) : Division of Clinical Chemistry and Bacteriology

(Micr) : Division of Microbiology

(Path) : Division of Pathology

I 環境衛生に関する試験検査

1. 年間取扱件数

昭和62年度の環境衛生に関する試験検査の取扱件数及び検査項目数は表Ⅰ-1に示すとおりである。

表Ⅰ-1 環境衛生に関する試験検査取扱件数、項目別、月別

		総 数		昭和62年												昭和63年		
		件数	項目数	4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1月	2	3			
水質検査	水道原水	2	65	1	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—			
	飲水道水	131	1,381	1	11	12	6	8	14	6	6	3	8	25	31			
	用井戸水	4	48	—	—	—	—	—	—	—	4	—	—	—	—			
	水小計	135	1,429	1	11	12	6	8	14	6	10	3	8	25	31			
検査	利用水	2	2	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—			
	排水	230	844	18	18	23	19	19	18	15	22	19	18	18	23			
	温泉	2	16	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—			
細菌検査	浄化槽放流水	370	370	8	26	36	33	32	34	34	36	34	35	35	27			
	河川水	62	62	—	5	7	5	7	5	7	4	5	5	7	5			
廃棄物検査		17	139	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	15			
家庭用品検査	住宅用洗浄剤	6	30	—	—	—	—	—	6	—	—	—	—	—	—			
	家庭用洗浄剤	14	70	—	—	—	—	—	14	—	—	—	—	—	—			
	噴射剤	10	10	—	—	—	—	10	—	—	—	—	—	—	—			
	防炎剤	20	20	—	—	—	—	—	—	—	—	20	—	—	—			
	防虫剤	30	30	—	—	—	—	—	—	—	—	30	—	—	—			
	防菌・防かび剤	80	80	—	—	—	—	60	—	20	—	—	—	—	—			
	溶剤	70	70	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	70			
	樹脂加工剤	461	461	—	45	49	45	—	94	46	45	47	45	—	45			
	小計	691	771	—	45	49	45	70	114	66	45	97	45	—	115			
合計		1,511	3,698	28	105	127	110	136	185	130	118	160	111	85	216			

2. 飲用水などの水質に関する検査

理化学検査部門

1) 目的

市民が日常摂取する飲料水の安全性を確保するために、行政上必要とされるもの、あるいは一般依頼のあった飲料水について水質検査を行っている。

2) 方法

水道法による水質基準に関する省令に基づいた。

3) 結果

水道原水2件(65項目)について、水道法に基づく全項目試験を行った。

飲料水関係では、水道水(専用水道水, 簡易水道水, 簡易専用水道水)131件(1,381項目), 井戸水4件(48項目)の水質検査を行った。また、飲料水以外の水質検査としては一般依頼のあった利用水について2件の水質検査を行った(表I-1)。

3. 排水の水質検査

理化学検査部門

1) 目的

水質汚染を防止するために下水道法に基づく排水の水質検査を行っている。

2) 方法

下水の水質の検定方法に関する省令によった。

3) 結果

実施した検査件数は計230件(844項目)であった(表I-1)。この中で取扱件数の最も多かったのは医療施設からのものであった。

年間を通じての検査ではn-ヘキサン抽出物質, 総水銀について基準を超え検出される例が, まれに認められた。

4. 浄化槽放流水・河川水の細菌検査

臨床検査部門

1) 目的

公共下水道の整備や水質汚濁防止法による排水規制の強化等に伴って、市内を流れる河川の水質は年ごとに改善されてきているが、生活排水による河川への汚濁は高くなる傾向にある。特に浄化槽の維持管理が十分に行われていないために生ずる水質汚濁を防止することが重要となっている。

本市では、水質汚濁防止対策の一環として、浄化槽の維持管理が適正に行われているかをチェックするために、浄化槽放流水の細菌検査を計画的に実施している。

また、本年度は、浄化槽等生活排水に対する普及啓発活動を通じての河川水の水質変動を把握し、今後の生活排水対策の一助とすることを

目的に、モデル地域(北区原谷)を設定して水質検査を実施した。

2) 結果

(1) 浄化槽放流水の検査件数は、前年度とほぼ同数である。500人槽以下については、処理対象人員20人以下が292件中225件(77%)であり、このうち5人槽が176件(78%)であった。これらの細菌検査の結果は、指導の目安として参考にしている排水基準(大腸菌群数日間平均, 3,000個/cm³以下)を超えていた浄化槽が292件中43件(14.7%)であり、その80%近い34件は5人槽の浄化槽であった(表I-2)。小型浄化槽の維持管理を徹底するなど指導の強化が望まれる。

(2) 501人槽以上の浄化槽放流水では、排水

表 I - 2 浄化槽放流水の取扱件数及び細菌検査結果

処理対象人員 (人)	件 数	大 腸 菌 群 数 (個/cm ³)		
		0 - 3,000	3,001 - 30,000	30,000 以上
500 以下	20 以下	188	30	7
	21 - 300	56	4	1
	301 - 500	5	1	0
501 以上	78	74	3	1
合 計	370	323	38	9

基準を超えていたのが78件中4件(5.1%)であり、維持管理がほぼ適正に行われているといえる。

(3) 図 I - 1 に示すように原谷地域を流れる原谷川(4地点)及び三寶寺川(1地点)において、昭和62年5月から昭和63年3月までの毎月行った大腸菌群(MPN/100ml)検査の結果、水源地である地点①では毎回 10^1-10^2 MPN/100mlであったが、地点②は 10^5-10^6 MPN/100ml、地点③は 10^4-10^6 MPN/100ml、地点④は 10^3-10^6 MPN/100ml、地点⑤は 10^5-10^7 MPN/100mlであった。

(4) このように、細菌検査の結果で見ると、両河川の水質は浄化槽等生活排水の流入による影響が大きいと考えられることから、生活排水対策が急務といえる。

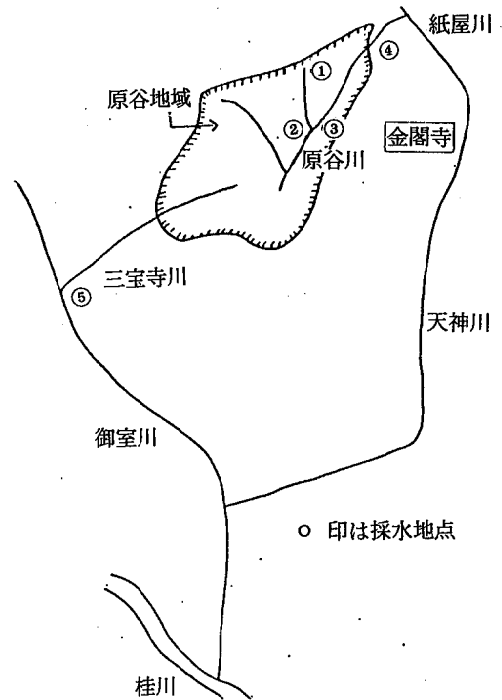


図 I - 1 原谷地域の概要

5. 廃棄物に関する検査

理化学検査部門

1) 目的

産業活動に伴って排出される廃棄物は生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る上で重要な問題となっている。そこで、行政上特に検査を必要とするものについて、主として重金属類についての検査を行っている。

2) 方法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律によった。

3) 結果

清掃局から依頼のあった産業廃棄物17件(139項目)について、溶出試験あるいは含有試験を行った(表 I - 1)。その結果、含有試験では高濃度の重金属を検出するものを認めたが、溶出試験では特に問題とすべきものはなかった。

6. 温 泉 分 析

理化学検査部門

1) 目的

当所は温泉法施行規則第5条による温泉分析機関の指定を受けている。そこで、一般依頼により温泉分析を行っている。

2) 方法

鉱泉分析法指針(改訂)(昭和53年5月)に

定める方法によった。

3) 結果

依頼のあった2件(16項目)の地下水について小分析試験あるいはラドンの検査を行った(表I-1)。その結果、ラドンについて温泉法による温泉の基準を満たす地下水が1件認められた。

7. 家庭用品の有害物質の検査

理化学検査部門

1) 目的

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律により、現在政令で指定されている有害物質は17種類あり、各々について基準が定められている。そこで、市内で販売されている家庭用品を試買し、これらについて基準に適合しているかを検査している。

2) 方法

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律の施行規則に定める方法によった。

3) 結果

検査対象品及び有害物質別検査件数は表I-3のとおりである。691件(771項目)について検査した結果、住宅用洗剤1件が容器の耐酸性試験で不合格となったほかは、すべて基準に適合していた。

表Ⅰ-3 家庭用品に関する項目別取扱件数

		洗浄剤		噴射剤	防炎剤		防虫剤		防菌・防カビ剤		溶剤		樹脂加工剤				計		
		塩化水素・硫酸	水酸化ナトリウム	塩化ビニル	ホリスフ（一・二・三・四・五・六・七・八・九・十・十一・十二・十三・十四・十五・十六・十七・十八・十九・二十・二十一・二十二・二十三・二十四・二十五・二十六・二十七・二十八・二十九・三十・三十一・三十二・三十三・三十四・三十五・三十六・三十七・三十八・三十九・四十・四十一・四十二・四十三・四十四・四十五・四十六・四十七・四十八・四十九・五十・五十一・五十二・五十三・五十四・五十五・五十六・五十七・五十八・五十九・六十・六十一・六十二・六十三・六十四・六十五・六十六・六十七・六十八・六十九・七十・七十一・七十二・七十三・七十四・七十五・七十六・七十七・七十八・七十九・八十・八十一・八十二・八十三・八十四・八十五・八十六・八十七・八十八・八十九・九十・九十一・九十二・九十三・九十四・九十五・九十六・九十七・九十八・九十九・一百）	ホリス（一・二・三・四・五・六・七・八・九・十・十一・十二・十三・十四・十五・十六・十七・十八・十九・二十・二十一・二十二・二十三・二十四・二十五・二十六・二十七・二十八・二十九・三十・三十一・三十二・三十三・三十四・三十五・三十六・三十七・三十八・三十九・四十・四十一・四十二・四十三・四十四・四十五・四十六・四十七・四十八・四十九・五十・五十一・五十二・五十三・五十四・五十五・五十六・五十七・五十八・五十九・六十・六十一・六十二・六十三・六十四・六十五・六十六・六十七・六十八・六十九・七十・七十一・七十二・七十三・七十四・七十五・七十六・七十七・七十八・七十九・八十・八十一・八十二・八十三・八十四・八十五・八十六・八十七・八十八・八十九・九十・九十一・九十二・九十三・九十四・九十五・九十六・九十七・九十八・九十九・一百）	デイズ	四（一・二・三・四・五・六・七・八・九・十・十一・十二・十三・十四・十五・十六・十七・十八・十九・二十・二十一・二十二・二十三・二十四・二十五・二十六・二十七・二十八・二十九・三十・三十一・三十二・三十三・三十四・三十五・三十六・三十七・三十八・三十九・四十・四十一・四十二・四十三・四十四・四十五・四十六・四十七・四十八・四十九・五十・五十一・五十二・五十三・五十四・五十五・五十六・五十七・五十八・五十九・六十・六十一・六十二・六十三・六十四・六十五・六十六・六十七・六十八・六十九・七十・七十一・七十二・七十三・七十四・七十五・七十六・七十七・七十八・七十九・八十・八十一・八十二・八十三・八十四・八十五・八十六・八十七・八十八・八十九・九十・九十一・九十二・九十三・九十四・九十五・九十六・九十七・九十八・九十九・一百）	有機水銀化合物	トリフェニル錫化合物	メタノール	テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	ホルムアルデヒド					
														生後24月以内のもの	生後24月以内を除くもの	小計			
織 維 製 品	おしめ	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3	-	-	-	12	-	12	18	
	おしめカバー	-	-	-	-	-	-	2	1	2	4	4	-	-	-	11	-	11	24
	よだれ掛け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3	-	-	-	20	-	20	26
	下着	-	-	-	-	-	-	-	-	4	8	8	-	-	-	25	169	194	214
	中衣	-	-	-	-	-	-	4	3	-	-	-	-	-	-	17	-	17	24
	外衣	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	50	-	50	51
	手袋	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	8	1	9	10
	くつ下	-	-	-	-	-	-	3	1	2	2	2	-	-	-	16	12	28	38
	たび	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	帽子	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25	-	25	25
	衛生バンド	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	衛生パンツ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	寝衣	-	-	-	-	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	12	71	83	89
	寝具	-	-	-	-	-	-	5	2	-	-	-	-	-	-	12	-	12	19
床敷物	-	-	-	-	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	
カーテン	-	-	-	-	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	
家庭用毛糸	-	-	-	-	-	-	5	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	
小計		-	-	-	-	10	10	20	10	9	20	20	-	-	-	208	253	461	560
家 庭 用 化 学 製 品	家庭用接着剤	-	-	-	-	-	-	-	-	8	7	7	-	-	-	-	-	-	22
	かつらの接着剤	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	家庭用塗料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	家庭用ワックス	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	3
	くつ墨・くつクリーム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3	-	-	-	-	-	-	6
	家庭用エアゾル製品	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	10	30	30	-	-	-	80
	住宅用洗浄剤	(30) 6	(70) 14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(100) 20
	家庭用洗浄剤	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	(30) 6	(70) 14	10	-	-	-	-	-	11	10	10	10	30	30	-	-	-	(211) 131
計		(30) 6	(70) 14	10	-	10	10	20	10	20	30	30	10	30	30	208	253	461	691 (771)

注。()内は検査項目数である。

Ⅱ 栄養及び食品衛生に関する試験検査

1. 年間取扱件数

昭和62年度の栄養及び食品衛生に関する試験 ありである。
検査の取扱件数及び検査項目数は表Ⅱ-1のと

表Ⅱ-1 栄養及び食品衛生に関する試験検査取扱件数、項目別、月別

	総 数		62年												63年		
	件 数	項目数	4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1月	2	3			
おしぼりの衛生検査	11	55	—	—	—	—	—	—	11	—	—	—	—	—			
食中毒・食品苦情検査	1,155	5,775	2	55	473	135	98	148	175	—	47	—	3	19			
収去食品の細菌学的検査	595	1,945	55	93	54	85	—	55	55	55	33	—	55	55			
一般依頼食品の細菌学的検査	292	679	14	36	30	25	18	15	21	16	32	24	18	43			
その他の食品の細菌学的検査	175	315	—	8	8	53	19	58	8	—	14	7	—	—			
食品の規格等に関する検査	102	336	—	22	—	—	2	45	10	21	—	—	2	—			
食品添加物の成分規格検査	81	436	12	13	14	6	20	—	16	—	—	—	—	—			
食品中の添加物検査	1,137	2,714	86	9	24	75	170	79	123	60	253	22	159	77			
食品中の残留物質検査	695	4,292	98	34	73	118	53	18	49	74	51	25	48	54			
器具及び容器包装の検査	632	699	1	—	—	—	—	—	—	—	—	48	15	568			
その他の食品の理化学検査	144	201	4	—	52	15	—	—	1	—	28	14	—	30			
小 計	5,019	17,447	272	270	728	512	380	418	469	226	458	140	300	846			
と畜検査	54,020頭		4,614	4,091	4,490	4,309	4,158	4,216	5,088	4,518	5,329	4,373	4,376	4,458			
緊急と殺検査	102頭		10	10	7	9	1	6	8	10	14	7	9	11			
精密検査	5,887頭	18,837	27	45	44	830	727	442	1,242	658	1,106	270	313	183			
小 計	60,009	18,837	4,651	4,146	4,541	5,148	4,886	4,664	6,338	5,186	6,449	4,650	4,698	4,652			
合 計	65,028	36,284	4,923	4,416	5,269	5,660	5,266	5,082	6,807	5,412	6,907	4,790	4,998	5,498			

2. おしぼりの衛生検査

臨床検査部門

1) 目的

飲食店等においておしぼりがサービスの一環として提供されることが一般化しているが、提供されるおしぼりが細菌汚染のない清潔なものであることはいうまでもないことである。

そこで、本年度は貸おしぼりの衛生面での実態を把握し、今後の指導の一助とすることを目的として、市内の貸おしぼり業者を対象に検査を行った。なお、検査は厚生省の「貸おしぼりの衛生確保について」に基いた。

2) 結果

(1) 11検体すべて変色および異臭のあるものはなかった。

(2) 大腸菌群、黄色ブドウ球菌は検出されなかった。

(3) 厚生省のおしぼりの衛生基準では、一般細菌数は、1枚当たり10万個を超えないことが望ましいとされているが、この基準を超えていた検体は11件中5件(45%)あった。

なお、最高は1枚当たり40万個(1件)であった。

3. 食中毒及び食品苦情に関する検査

臨床検査部門

1) 目的

最近、わが国においては調理の手間をはぶくための半加工または加工食品やレトルト食品等の需要が多くなり市場に氾濫している。また外食をする機会も増えてきている。このような現状において、食品の取扱いや保存方法など衛生管理が十分でないで食中毒など食品に起因する健康障害が生じやすくなることから、特に夏期を中心に監視指導の強化や啓発を通じて事故の防止につとめている。しかし、食中毒や細菌による食品苦情の取扱件数は年毎に変動はあるものの後を絶たない状況にある。そこで、こうした事故が発生した場合、危害の拡大を防止し、原因究明にあたりとともに、今後の事故防止対策に寄与するように努めている。

2) 結果

(1) 昭和62年度の取扱件数は前年度に比べて30%減の42件であったが、検査件数は逆に37%増の1,155件であった。検査件数が大幅に増えたのは、学校給食による集団食中毒(1件)によるものである(表Ⅱ-2)。

(2) 食中毒及び食品苦情として扱った1,155検体から検出された食中毒菌は、黄色ブドウ球菌、腸炎ビブリオ、サルモネラ、ウェルシュ菌、カンピロバクターの5種のみで、他の菌種は検出されなかった。7月から9月の3ヶ月間で扱った381検体のなかから検出された食中毒菌は腸炎ビブリオがほとんどであった。

(3) サルモネラが有症者のふん便から153件検出されているが、このうち151件(99%)は学校給食による集団食中毒のものである。また検食(残置食)からもサルモネラが1件検出されているが、これは集団食中毒の原因食品と断定されたポテトサラダである(表Ⅱ-3)。

(4) 黄色ブドウ球菌は80件(検出率10.8%)検出したが、これら陽性菌のコアグラセ型はⅡ型、Ⅲ型、Ⅶ型が最も多く、全体の90%を占めていた。

(5) 腸炎ビブリオは69件(検出率15%)検出したが、型別で最も多かったのはK33であり、ついでK25、K8、K5が多かった。

表Ⅱ-2 食中毒及び食品苦情に関する取扱件数及び検査件数

		62年 4月	5	6	7	8	9	10	11	12	63年 1月	2	3	計
食中毒及び食品苦情取扱件数		1	3	4	6	7	8	4	-	5	-	1	3	42
有 症 者 (患者含む)	ふん便	1	8	363	77	11	31	59	-	28	-	3	3	584
	食品	1	2	-	3	-	14	-	-	-	-	-	3	23
	器具等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	吐物	-	1	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	3
	血液	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1
業 者	ふん便	-	2	-	12	30	22	9	-	1	-	-	10	85
	食品	-	11	20	10	5	19	43	-	-	-	-	3	111
	器具容器等	-	22	72	21	27	45	54	-	17	-	-	-	253
	手指ふきとり	-	8	-	12	25	15	9	-	-	-	-	-	69
	水	-	1	18	-	-	-	1	-	-	-	-	-	20
計		2	55	473	135	98	148	175	-	47	-	3	19	1,155

表Ⅱ－3 検査対象別食中毒菌検出結果

		黄色ブドウ球菌	腸炎ビブリオ	サルモネラ	ウェルシュ菌	カンピロバクター
有 症 者 (患者含む)	ふん便	42/242	66/184	153/584	3/34	3/162
	食品	2/8	0/1	0/8	0/1	—
	吐物	1/3	0/1	0/3	0/1	0/1
業 者	ふん便	7/82	1/65	0/82	0/2	0/17
	食品	7/111	2/85	1/111	0/3	0/77
	器具容器等	15/230	0/78	0/258	—	—
	手指ふきとり	6/61	0/45	0/68	—	—
	水	0/2	—	0/20	—	0/20
計		80/739	69/459	154/1134	3/41	3/277

注) 分子は検出検体数, 分母は検査検体数である。

4. 収去食品の細菌学的検査

臨床検査部門

1) 目的

食品加工技術の高度化や食品流通の広域化等に伴ってわれわれは多種多様の食品を豊富、かつ容易に入手でき食生活を潤いあるものにしていく。しかし、食中毒など食品に起因する事故も依然として発生しており、食品の安全性を確保していくことが極めて重要である。

本市では、食品衛生対策の一環として毎年重点的に収去する食品を定め、年間計画に基づいて理化学的・細菌学的検査を実施し、食品の安全確保に努めている。細菌学的検査としては一般的な細菌検査と食中毒菌の検索を行っている。

2) 結果

(1) 食品の細菌学的衛生状態を把握するために行った検査において、未加熱で直接喫食する豆腐8件(14.5%)、だし巻1件(3.2%)、おにぎり13件(23.6%)、調理パン22件(40.0%)、和生菓子4件(7.3%)がそれぞれ指導の目安としている10万個/gを超えていた。また、香辛料では細菌数で26件(47.3%)、耐熱性細菌数で12件(21.8%)がそれぞれ10万個/gを超えており、魚肉ねり製品などの製品に使用する香辛料の耐熱性細菌の規格(1,000/g)にあてはめると55件中24件(43.6%)が規格以上であ

った。

(2) 豆腐、卵のだし液など10種類の食品について行った大腸菌群の検査では、陽性となった食品の割合はそれぞれ違うものの、10種類とも陽性であった。このうち、未加熱で直接喫食する調理パン(52.7%)、おにぎり(36.4%)が特に高い陽性率であった。

(3) 食中毒菌の検索は、食品の種類別に検査項目を定めて行ったが、サルモネラ、腸炎ビブリオ、エルシニアはいずれの食品からも検出されなかった。黄色ブドウ球菌を検出した食品は卵のだし液1件(3.4%)、おにぎり1件(1.8%)、調理パン4件(7.2%)であったが、これら黄色ブドウ球菌を検出した食品はすべて大腸菌群も陽性であった。セレウス菌の検査は、豆腐、おにぎり、香辛料について行ったが、香辛料から6件(10.9%)検出した以外はすべて未検出であった。また、セレウス菌を検出した検体には耐熱性細菌数の多いのがほとんどであった。今回の検査でセレウス菌の検出率は低かったといえ、香辛料はセレウス菌による食中毒の原因食品となりやすい焼きめし等の食品に調味料として使用することから、今後も引き続き検査する必要があると思われる(表Ⅱ－4)。

表Ⅱ-4 収去食品細菌検査取扱件数と検査結果

検体の種類	検体数	細菌数 300以下	細菌数 10 ⁵ 以上	大腸菌群	サルモネラ	黄色ブドウ球菌	腸炎 ビブリオ	セレウス	ウェルシュ	クロスト リジア	エルシニア
豆 腐	55	13	34	8	5/55	—	—	0/55	—	—	—
肉	33				0/33	—	—	—	—	—	—
卵 だし液	29	3 ¹⁾	23	3	0/29	1/29	—	—	—	—	—
だ し 卷	31	25	5	1	0/31	0/31	—	—	—	—	—
生食用 二枚貝	54				10/54 (E. coli)	—	0/54	—	—	—	—
豚 肉	30				28/30	—	—	—	—	—	0/30
肉	55		21	34	0/55	—	—	—	—	—	—
お に ぎ り	55	12	30	13	—	1/55	—	0/55	—	—	—
調理パン	55	4	29	22	—	4/55	—	—	—	—	—
そう 菜半製品	55	16	19	20	0/55	0/55	—	—	—	2/55	—
生食用カキ	33	18	14	1 ²⁾	3/33 (E. coli) ³⁾	—	—	—	2/33	—	—
生 菓 子	55	25	26	4	—	0/55	—	—	—	—	—
香 辛 料	55	8	21	26	—	—	—	6/55	—	—	—
		28	15	12							

注 1) 30以下

2) 50,000 以上

3) E. coli MPNはすべて規格基準 (230/100 g)以内

5. 依頼食品等の細菌検査

臨床検査部門

1) 目的

食品の安全確保を図るため年間計画をたて、多種食品を収去し検査しているが、多種多様の食品をすべてチェックすることは不可能であることから食品製造業者等の自主的なチェックが重要である。こうした関係業者から検査依頼された食品等について細菌検査を行っている。

2) 結果

依頼件数は前年度にくらべて若干減少しているが、衛生管理に問題を残す食品が前年度より

わずかに多くみられた。すなわち、すしネタのえび、さばずし、豚肉からの黄色ブドウ球菌の検出及び、おむすびからの大腸菌群陽性（6件）である。その他のものについては細菌学的に問題となるものはほとんど認められなかった。また、カビの有無を判定する依頼検査があったが、依頼のトウガラシ5件からすべてカビを検出した。

なお、衣料品はおしめ、タオル等であった。（表Ⅱ-5）

表Ⅱ-5 依頼食品等細菌検査件数

	62年										63年			計
	4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1月	2	3		
魚介類とその加工品	12	—	2	3	—	3	1	12	18	2	—	7	60	
肉 類とその加工品	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	3	4	
穀 類とその加工品	2	4	1	3	7	1	—	—	—	6	—	—	24	
卵 類とその加工品	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	1	3	
そ う 菜 類	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18	18	
複 合 調 理 食 品	—	12	6	5	11	4	10	—	10	10	14	14	96	
氷 菓	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	2	
清 涼 飲 料 水	—	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8	
そ の 他	—	—	—	—	—	5	—	—	—	—	—	—	5	
食 品 添 加 物	—	—	16	2	—	—	2	—	—	—	—	—	20	
衣 料 品	—	10	5	10	—	—	8	4	4	5	4	—	50	
氷 雪	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	
合 計	14	36	30	25	18	15	21	16	32	24	18	43	292	

6. 食品の規格などの検査

理化学検査部門

1) 目的

食品衛生法で規格の定められている牛乳などと揚げ油の変敗試験のほか、種々の検査を行っている。

2) 方法

牛乳の成分規格検査は、食品衛生法の乳及び

乳製品の成分規格等に定める方法、その他の成分規格検査は食品衛生法の食品、添加物等の規格基準に定める方法によった。また、その他の検査は主に食品衛生検査指針に定める方法に準じた。

3) 結果

牛乳・加工乳42件、食肉製品55件、生あん5件、計102件（336項目）について規格検査を行った（表Ⅱ－1）。結果はいずれも成分規格に

適合していた。また、揚げ油57件（114項目）の変敗試験及びつくだ煮などの塩分、水分活性などの検査を行った。

7. 食品添加物の成分規格検査

理化学検査部門

1) 目的

食品添加物に指定されているタール色素製剤、シヨ糖脂肪酸エステル類などについて、業者の依頼により規格検査を行っている。

2) 方法

食品衛生法における食品、添加物等の規格基準に定める方法によった。

3) 結果

タール色素製剤56件、シヨ糖脂肪酸エステル類等の乳化剤21件、亜硫酸ナトリウムなどの酸化防止剤4件、計81件（436項目）について規格検査を行った。その結果、特に問題となる製品を認めなかった（表Ⅱ－1）。

8. 食品中の食品添加物検査

理化学検査部門

1) 目的

食品添加物は食品の調味、保存、着色、着香などさまざまな目的で用いられているが、その使用については、食品衛生法で使用基準が定められ、使用できる食品の種類、使用量などの制限が行われている。保健所において収去された

食品、第一市場を流通する食品及び依頼のあった食品について、合成甘味料、合成保存料、発色剤など主に使用制限のある食品添加物が、使用基準の通り用いられているかを検査している。また、前年度に引き続き、発色、漂白を目的としたリン酸（塩類を含む）が生野菜に使用され

表Ⅱ－6 食品中の保存料及びサッカリンの検査成績

検体の種類	検査 件数	検 出 件 数				検査 件数	検 出 件 数 プロピオン酸	検査 件数	検 出 件 数 サッカリン
		安息香酸	ソルビン酸	デヒドロ酢酸	パラオキシ安息香酸				
漬 物	96	2 (2.1)	64 (66.7)	0	0	—	—	38	14 (36.8)
清涼飲料水	24	20 (83.3)	0	0	0	—	—	22	1 (4.5)
魚肉ねり製品	106	0	71 (67.0)	0	0	—	—	90	17 (18.9)
つくだ煮	11	2 (18.2)	2 (18.2)	0	0	—	—	1	0
調味料	11	2 (18.2)	0	0	2 (18.2)	—	—	5	0
煮 豆	70	0	11 (15.7)	0	0	—	—	2	0
果実酒	54	0	6 (11.1)	0	0	—	—	—	—
チーヅ	15	0	1 (6.7)	0	0	12	2 (16.7)	—	—
パ ン	—	—	—	—	—	34	0	—	—
そ の 他	94	4 (4.2)	24 (25.5)	0	0	—	—	38	2 (5.2)
計	481	30 (6.2)	179 (37.2)	0	2 (0.4)	46	2 (4.3)	196	34 (17.3)

()内は検出率%

ていないかを検査している。

2) 方法

主に食品中の食品添加物分析法¹⁾に準じた方法によった。

3) 結果

取扱件数及び項目は表Ⅱ-1及び付表1のとおり1,137件(2,714項目)であった。また、主な検査項目ごとの結果は以下のとおりであった。

(1) 食品中のサッカリン

検体はかまぼこ、竹輪などの魚肉ねり製品90件、清涼飲料水22件などの計196件で、食品別の検査成績は表Ⅱ-6のとおりである。すなわち、検出率は漬物36.8%(38件中14件から検出)、魚肉ねり製品18.9%(90件中17件)、全体では17.3%(196件中34件)であった。これらすべての検体は使用基準に適合していた。

(2) 食品中の合成保存料

検体は魚肉ねり製品106件、漬物96件などの計545件で、これらのうち、収去品527件の検査成績は表Ⅱ-6のとおりである。すなわち、各保存料の検出率を見ると、安息香酸では清涼飲料水83.3%(24件中20件検出)、全検体では6.2%(481件中20件)、ソルビン酸は魚肉ねり製品67.0%(106件中71件)、また、漬物66.7%(96件中64件)、全体では37.2%(481件中179件)、パラオキシ安息香酸は調味料18.2%(11件中2件)で、その他の食品からは検出されなかった。なお、デヒドロ酢酸はいずれの検

体からも検出されなかった。

プロピオン酸はパン34件及びチーズ12件の計46件について検査したところ、パンからは全く検出されずチーズ2件から検出された。検出濃度は0.20及び0.84g/kgであり天然由来と思われる濃度であった。以上、今回の検査を行ったすべての検体及使用基準以下であった。

一方、保存料に関する表示については、添加物使用せずと表示しながら検出されたもの1件、表示なしで検出されたもの3件、使用と表示されながら、検出されないもの8件の計12件が表示違反又は疑いと思われるものであった。

(3) 食品中の亜硫酸

検体は野菜72件、煮豆65件、果実酒54件などの計199件で、いずれも使用基準に適合していた。

(4) 食品中のニコチン酸及びニコチン酸アミド

ひき肉33件について検査を行ったところ、ニコチン酸アミドは1.3~3.9mg/100gを検出した。この濃度は自然含有量程度であった。また、ニコチン酸は6件から1.3~2.8mg/100gを検出した。ニコチン酸は肉にはほとんど含有されていないと考えられており、今回のニコチン酸検出の原因としては検体の冷蔵保存期間中(約1週間)にニコチン酸アミドから変化したものと推定される²⁾。

(5) 食品中の亜硝酸

ハム、ソーセージ等55件、たらこ8件の計63件について検査を行ったが、いずれも使用基準

表Ⅱ-7 リン酸の検査成績

検 体 名	検査件数	陽性数 (陽性率%)
さ つ ま い も	57	2 (3.5)
な が い も	2	
京 い も	2	
う ど	3	
れ ん こ ん	10	1 (10.0)
に ん じ ん	1	
ゆ ず	1	
計	76	3 (3.9)

に適合していた。

(6) 生野菜に使用されるリン酸

主に根菜類76件について検査を行った。結果は表Ⅱ-7のとおりで、検出率は3.9%で前年度の15.7%に比べて、減少しており監視指導の効果があらわれているものと考えられる。

参考文献

1) 厚生省環境衛生局食品化学課編：食品中の食品添加物分析法（第2版），講談社サイエティフィック（1983）。

2) 大石充男，他：食品衛生学雑誌，29（1），32-37（1988）。

9. 食品中の残留物質検査

理化学検査部門

1) 目的

第一市場を流通する食品の安全性をチェックするために、果実・野菜については規格基準を中心に残留農薬の検査を、また、魚介類についてはPCB、メチル水銀及び白アリ駆除剤として使われていたクロルデン並びに魚網や船底の防汚剤のビストリブチルスズオキシド（TBTO）

について検査を行っている。

また、畜産においては抗菌性物質が動物用医薬品及び飼料添加物として用いられ、生産性向上に貢献している反面、これらの残留による人体への影響が問題になっている。そこで、中央卸売市場第二市場において収去され、抗菌性物質のスクリーニングテストで陽性になった肉類

表Ⅱ-8 果実・野菜中の残留農薬検査成績

単位：ppm

	検 体 数	有 機 リ ン 系									有 機 塩 素 系																				
		バ ラ チ オ ン	E P N	マ ラ チ オ ン	ダ イ ア ジ ノ ン	フ エ ニ ト ロ チ オ ン	フ エ ン チ オ ン	ジ ク ロ ル ボ ス	ジ メ ト エ ー ト	フ エ ン ト エ ー ト	ク ロ ル フ エ ン ビ ン ホ ス	ク ロ ル ビ リ ホ ス	ホ サ ロ ン	ド リ ン	剤 デ イ ル ド リ ン	エ ン ド リ ン	B α H C	H β H C	C γ H C	C δ H C	D P P D D E	D P P D D D	T P P D D T	T O P D D T	ジ コ ホ ー ル	キ ャ ブ タ ン	カ ブ タ ホ ー ル	ク ロ ル ベ ン ジ レ ー ト	カ ル バ リ ル		
いちご	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
かき	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
日本なし	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.016
なつみかん	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
はっさく	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ぶどう	9	-	-	-	-	0.17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
みかん	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
メロン	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
もも	2	-	0.05	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
りんご	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
いんげん	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
えんどう	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
かぼちゃ	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
かんしょ	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
キャベツ	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
きゅうり	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ごぼう	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
さといも	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トマト	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
なす	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
にんじん	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
はくさい	3	-	-	-	0.12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
はなやさい	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ばれいしょ	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ピーマン	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.013
ほうれんそう	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
レタス	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注1) -は検出限界以下（ND）を表わし、NDは有機リン系農薬：0.01 ppm未満、キャプタン：0.03 ppm未満、カプタール：0.05 ppm未満、
op'-DDT・pp'-DDT・pp'-DDD・ジコホール：0.305 ppm未満、その他の有機塩素系農薬：0.001 ppm未満である。

2) 斜線部分は検査せずを表わす。

表Ⅱ-9 PCB、クロルデン、水銀、TBTOの検査成績集計

単位: ppm

	検査 件数	P C B				トータル クロルデン				メチル 水 銀 (水銀として)				T B T O							
		検出件数	最低値	最高値	平均値	検出件数	最低値	最高値	平均値	検出件数	最低値	最高値	平均値	検出件数	最低値	最高値	平均値				
あ ま だ い	7	1	ND	0.02	0.00	3	ND	0.001	0.000	7	0.04	0.22	0.12	2	ND	0.02	0.00				
い と よ り	4	1	ND	0.01	0.00	1	ND	0.001	0.000	4	0.09	0.21	0.14	0	—	—	—				
は も	2	1	ND	0.01	0.01	2	0.001	0.001	0.001	2	0.05	0.07	0.06	0	—	—	—				
さ わ ら	3	1	ND	0.01	0.00	3	0.003	0.008	0.006	3	0.01	0.02	0.02	2	ND	0.23	0.10				
や り い か	2	0	—	—	—	0	—	—	—	2	0.02	0.02	0.02	1	ND	0.02	0.01				
ぶ り (養成)	3	2	ND	0.02	0.01	3	0.035	0.035	0.035	3	0.06	0.07	0.07	1	ND	0.36	0.12				
ま な が つ お	1	0	—	—	—	0	—	—	—	1	0.02	0.02	0.02	1	0.12	0.12	0.12				
た ち う お	1	1	—	—	0.17	1	—	—	0.074	1	—	—	0.02	1	—	—	0.05				
よ こ わ	1	0	—	—	—	1	—	—	0.002	1	—	—	0.14	0	—	—	—				
か き	7	1	ND	0.01	0.00	6	ND	0.008	0.004	—	—	—	—	7	0.14	0.36	0.28				
あ じ (養成)	3	3	ND	0.04	0.02	3	0.014	0.053	0.032	3	0.04	0.06	0.05	2	ND	0.04	0.01				
あ じ (天然)	6	6	0.01	0.08	0.02	6	0.002	0.043	0.020	4	ND	0.07	0.03	4	ND	0.21	0.05				
は ま ち (養成)	10	7	ND	0.05	0.02	10	0.002	0.059	0.019	9	ND	0.11	0.08	9	ND	0.68	0.29				
ま だ い (養成)	4	3	ND	0.03	0.02	4	0.003	0.024	0.014	4	0.04	0.07	0.05	3	ND	0.28	0.09				
た こ	2	0	—	—	—	0	—	—	—	2	0.02	0.06	0.04	1	ND	0.01	0.01				
び ん な が	6	1	ND	0.01	0.00	1	ND	0.008	0.001	5	0.06	0.17	0.10	0	—	—	—				
い わ し	10	9	ND	0.04	0.02	10	0.003	0.055	0.025	2	ND	0.05	0.01	4	ND	0.51	0.11				
さ ば	7	4	ND	0.02	0.01	7	0.009	0.027	0.015	7	0.03	0.08	0.05	4	ND	0.20	0.04				
水 か れ い	3	0	—	—	—	2	ND	0.004	0.002	3	0.04	0.10	0.07	0	—	—	—				
た ら	1	0	—	—	—	0	—	—	—	1	—	—	0.03	0	—	—	—				
さ ん ま	1	0	—	—	—	1	—	—	0.001	1	—	—	0.02	1	—	—	0.12				
す る め い か	3	0	—	—	—	1	ND	0.000	0.000	3	0.02	0.04	0.03	0	—	—	—				
集 計 値	87	40	ND	0.17	0.011	65	ND	0.074	0.012	69/80	ND	0.22	0.058	42	ND	0.68	0.088				
検 出 率 (%)			4 5.9					7 4.7					8 6.3					4 8.3			

注) NDはPCB、水銀及びTBTO: 0.01 ppm未満, クロルデン: 0.0001 ppm未満

並びに保健所において収去された鶏卵及び牛乳について、抗菌性物質の検査を行っている。

また、保健所において収去された牛乳及び輸入牛肉の残留農薬検査も行っている。

2) 方法

(1) 農薬

公定法に準じた方法によった。

(2) PCB及びクロルデン

過塩素酸分解した試料をヘキサン抽出、発煙硫酸処理し、シリカゲルドライカラムによりPCB及びクロルデンを分画溶出し、ECDガスクロマトグラフィーで定量した。

(3) メチル水銀

厚生省通達、環乳第99号の分析法に準じた方法によった。

(4) TBTO

ヘキサンで抽出後、塩酸処理したシリカゲルカラムによるクлинаップを行い、ECDガスクロマトグラフィーで定量した。

(5) 抗生物質及びサルファ剤のスクリーニングテスト

抽出液をしみ込ませたディスクによるバイオアッセイ法によった。

(6) ペニシリン

ペニシリナーゼ不活性化法によった。

(7) ストレプトマイシン・カナマイシン・オキシテトラサイクリン・クロルテトラサイクリン

マイクロバイオオートグラフィー法によった。

(8) ナイカルバジン・クロピドール・エトパベイト・ゾーリン

液体クロマトグラフィー法によった。

(9) TTCテスト

厚生省通達、環乳第103号の分析法に準じた方法によった。

2) 結果

(1) 果実・野菜中の残留農薬

検査成績は表Ⅱ-8のとおりで、果実10種39件、野菜17種48件の計87件について検査を行っ

た。これらのうち、はくさい1件からダイアジノン0.12ppmを検出し違反となった。その他のものはすべて規格基準に適合していた。

(2) 輸入肉中の残留農薬

米国においてオーストラリア産輸入牛肉から基準値以上のDDT、ディルドリンなどが検出されたことから、厚生省は輸入牛肉の有機塩素系農薬の暫定的基準値〔いずれも脂肪中濃度：総DDT 5ppm、ディルドリン（アルドリンを含む）0.2ppm、ヘプタクロル（ヘプタクロル・エポキサイドを含む）0.2ppm〕を定めた。そこで、輸入牛肉12件、国産牛肉5件について検査を行った。結果はいずれも暫定的基準値以下であった。

(3) 牛乳中の残留農薬

牛乳中における有機塩素系農薬の残留が憂慮されるため、13件について検査を行ったが、いずれも基準値（昭和46年、暫定許容基準）以下であった。

(4) 魚介類中の残留有害物質

21種87件の魚介類についてPCB、クロルデン、TBTO及びメチル水銀（かきを除く80件）の検査を行った。検査成績は表Ⅱ-9のとおりである。PCBの生体中濃度の最高値は近海魚では、たちうお0.17ppm、遠洋沖合魚ではいわし0.04ppmですべての検体が昭和47年に定められた暫定的規制値（内海内湾魚介類3ppm、遠洋沖合魚介類

0.5ppm）以下であった。

クロルデンは検査を行った87件中65件から検出された。トータルクロルデンの最高濃度はたちうお0.074ppm、次いで養殖はまち0.059ppm、いわし0.055ppmの順であり、特に高い濃度ではないものの、広範囲な海洋汚染が進んでいるものと推測される。

TBTOは検査を行った87件中42件と約半数から検出され、最高濃度は養殖はまち0.68ppm、次いで同じく養殖はまち0.55ppm、いわし0.51ppmの順であった。厚生省「食品中のTBTOの安全性評価検討委員会」は暫定許容摂取量を1.6μg/kg/日とした。体重50kgの成人1人1日のTBTOの暫定許容量を求めると80μg（1.6μg×50）となる。また、昭和57年度の国民栄養調査による日本人の魚介類の1人1日平均最大摂取量は110.9gとされている。今回の検査で最高値であった養殖はまち（0.68ppm）を110.9g摂取すると75.4μgとなり、暫定許容量に近い値となる。

今回の検査結果からも明らかなように、TBTOは養殖魚ばかりでなく、いわし、さわら、さばなどの天然魚であっても比較的高い値が検出され、養殖漁網による魚介類への移行のほかに、船底塗料などによる海洋汚染からの移行も相当あるものと推察される。

メチル水銀は検査を行った80件中69件から検

表Ⅱ-10 肉類中の残留抗生物質検査成績

			ペニシリン	ストレプトマイシン	カナマイシン	オキシテトラサイクリン	クロルテトラサイクリン
豚	肝	臓	0/12	0/11	1/11	2/4	1/4
	腎	臓	2/9	0/9	0/9	3/9	5/9
	脾	臓	1/5	0/4	0/4	1/2	1/2
	筋	肉	0/6	0/5	0/5	3/5	2/5
牛	肝	臓	0/2	0/1	0/1	0/2	0/2
	腎	臓	0/1	0/1	0/1	0/1	1/1
	筋	肉	—	—	—	0/3	0/3
馬	腎	臓	0/1	0/1	0/1	1/1	0/1
	脾	臓	1/1	—	—	1/1	0/1
	筋	肉	1/2	0/3	0/3	1/2	0/2
計			5/39	0/35	1/35	12/30	10/30
検出率 (%)			12.8	0	2.9	40.0	33.3

注・検出数/検体数

出され、最高値はあまだいの0.22 μm 、次いでいとよりの0.21 μm 、あまだいの0.18 μm の順であった。いずれの検体も昭和48年に定められた暫定の規制値〔メチル水銀0.3 μm (水銀として)〕を超えるものはなかった。

(5) 肉類中の残留抗生物質

スクリーニングテストで陽性になった肉類53件について抗生物質の確認試験を行った。結果は表Ⅱ-10のとおりである。すなわち、検出率の最も高かったのはオキシテトラサイクリンで40.0%(30件中12件から検出)、次いでクロルテトラサイクリン33.3%(30件中10件)、ペニシリン12.8%(39件中5件)、カナマイシン2.9%(35件中1件)の順で、全検体の47.2%(53

件中23件)からいずれかの抗生物質を検出した。しかし、ストレプトマイシンは全検体とも検出されなかった。

(6) 鶏卵中の残留抗菌性物質

鶏卵71件について抗生物質及び合成抗菌剤の検査を行った。その結果、抗生物質は全く検出されず、合成抗菌剤のナイカルバジン及びスルファモメトキシンをそれぞれ2件(検出率2.8%)から、スルファジメトキシンを1件(1.4%)から検出した。クロピドール、エトパベイト、ゾーリンは検出されなかった。

(7) 牛乳中の残留抗菌性物質

牛乳26件、加工乳16件についてTTCテストを行ったが、すべての検体が陰性であった。

10. 器具・容器包装の検査

理化学検査部門

1) 目的

食品の調理、製造、加工、運搬及び保存などに用いられる器具及び容器包装については、食品と接している間に、その成分が食品中に移行し、安全性が損なわれることがないように、食品衛生法によってその材質別に規格基準が定められている。また、蛍光物質の溶出するものは食品と接して使用することが禁止されている。主として、保健所において収去された検体について検査を行っている。

2) 方法

(1) 規格検査

公定法に準じて行った。

(2) 蛍光物質

厚生省食品衛生課通達 環食第244号に定める方法によった。

3) 結果

陶磁器63件について規格検査を行ったところ、4件から基準(1.1 ℓ 未満、深さ2.5cm以上の器具：鉛5 μm 以下)を超える鉛(84, 70, 40, 6.7

表Ⅱ-11 蛍光物質の検査成績

区 分	検査件数	陽性数	陽性率(%)
飲食店で使用される紙ナプキン、レースペーパー、天ぶら敷紙等	266	6	2.3
菓子、パン等の紙袋、包装、台紙、箱等	190	4	2.1
家庭用として販売されている紙ナプキン、天ぶら敷紙等	109	0	0
計	565	10	1.8

冊)を溶出し、不適合になった。これらのうち、基準を大きく上回った3件は現在の規格基準〔厚生省告示第84号〔昭和61年10月1日から適用〕〕が定められる以前に製造されたものであった。

また、紙ナプキン、天ぷら敷紙、菓子の包装紙など565件について、蛍光物質の溶出試験を行った。結果は表Ⅱ-11のとおりで、飲食店で

使用している紙ナプキンなど226件中6件(天ぷら敷紙4件、紙ナプキン1件、箸袋1件)から、また、菓子やパンの包装紙など190件中4件(菓子台紙2件、包紙1件、ケーキ箱1件)から蛍光物質を検出した。なお、家庭用として販売されている紙ナプキン、天ぷら敷紙など109件では溶出するものはなかった。

11. 一般獣畜のと畜検査

病理検査部門

1) 目的

食用に供する目的でと畜場で解体される一般獣畜(牛、馬、豚、めん羊及び山羊)の全頭について、と畜場法に基づいて解体前・後にと畜検査員による官能検査及び精密検査を行い、と畜場法で規定された疾病り患の有無を検査して食用適否を判定し、食用不適の場合は廃棄(全部または一部)の措置をとって食肉の安全確保を図っている。

2) 方法

(1) 解体前検査(生体検査)

解体予定獣畜の栄養状態、可視粘膜、天然孔、体表などについて望診、視診、触診等を行い、全身及び局所の異常症状の発見につとめ、解体適否の判定を行う。

(2) 解体後検査(内臓・枝肉検査)

解体されたと体の頭部、胸腔臓器、腹腔臓器及び枝肉について視診、触診及び刀を用いて筋肉、臓器実質の切開を行っての官能検査により、疾病の有無を詳細に検査している。疾病を認めた場合は病変の種類、状態及び部位によって一部または全部廃棄の措置をとっている。

なお、内臓については、と室での検査では胃腸内容物による他臓器の汚染を防止するために、切開しての粘膜面の検査及び肝臓の切開検査は必要な場合を除いて行わず、副生物処理室で内容物を取り除いた胃腸及び肝臓の刀による切開検査を行っている。

また、枝肉については、と室での枝肉検査不能な部位及び他のと畜場で解体・搬入された枝肉の異常の有無を検査するためせり売り前に再度官能検査を行っている。

表Ⅱ-12 と畜検査頭数、畜種別、対前年度比較

	昭和62年度	昭和61年度	増△減	増減率
総 数	54,020	52,632	1,388	2.6%
牛 総 数	15,656	15,934	△ 278	△ 1.7
肉 用	12,033	12,541	△ 508	△ 4.1
乳 用	3,623	3,393	230	6.8
仔 牛	26	35	△ 9	△ 25.7
豚	38,336	36,657	1,679	4.5
馬	2	3	△ 1	△ 33.3
めん・山羊	—	3	△ 3	△ 100.0

表Ⅱ-13 暦月別と畜検査頭数，畜種別，対前年度比較

	総 数		牛						仔 牛		豚		馬 ・ 羊	
			総 数		肉 用		乳 用							
	62年度	61年度	62年度	61年度	62年度	61年度	62年度	61年度	62年度	61年度	62年度	61年度	62年度	61年度
総 数	54,020	52,630	15,656	15,934	12,033	12,541	3,623	3,393	26	35	38,336	37,657	2	6
62年 4月	4,614	4,483	1,493	1,473	1,142	1,129	351	344	6	3	3,114	3,006	1	1
5	4,091	4,442	1,150	1,278	812	1,024	338	254	3	4	2,938	3,160	—	—
6	4,490	4,121	1,173	1,116	840	893	333	223	4	2	3,313	3,002	—	1
7	4,309	4,174	1,218	1,351	917	1,077	301	274	4	5	3,087	2,818	—	—
8	4,158	4,290	1,196	1,320	935	1,029	261	291	—	1	2,962	2,969	—	—
9	4,216	4,428	1,190	1,264	862	958	328	306	1	2	3,025	3,162	—	—
10	5,088	4,430	1,501	1,289	1,176	993	328	296	1	1	3,586	3,140	—	2
11	4,518	3,964	1,288	1,316	949	992	339	324	—	1	3,229	2,646	1	1
12	5,329	5,275	1,756	1,839	1,500	1,590	256	249	—	3	3,573	3,433	—	—
63年 1	4,373	4,324	1,232	1,193	995	927	237	266	1	5	3,140	3,125	—	1
2	4,376	4,169	1,229	1,199	963	951	266	248	3	6	3,144	2,964	—	—
3	4,458	4,530	1,230	1,296	942	978	288	318	3	2	3,225	3,232	—	—
総 数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
62年 4月	8.5	8.5	9.5	9.2	9.5	9.2	9.7	10.1	23.1	8.6	8.1	8.0	50.0	16.7
5	7.6	8.4	7.4	8.0	6.8	8.2	9.3	7.5	11.5	11.4	7.7	8.4	—	—
6	8.3	7.8	7.5	7.0	7.0	7.1	9.2	6.6	15.4	5.7	8.6	8.0	—	16.7
7	8.0	7.9	7.8	8.5	7.6	8.6	8.3	8.1	15.4	14.3	8.1	7.5	—	—
8	7.7	8.2	7.6	8.3	7.8	8.2	7.2	8.6	0	2.9	7.7	7.9	—	—
9	7.8	8.4	7.6	7.9	7.2	7.6	9.1	9.0	3.9	5.7	7.9	8.4	—	—
10	9.4	8.4	9.6	8.1	9.8	7.9	9.0	8.7	3.9	2.9	9.4	8.3	—	33.3
11	8.4	7.5	8.2	8.3	7.9	7.9	9.4	9.5	0	2.9	8.4	7.0	50.0	16.7
12	9.9	10.0	11.2	11.5	12.5	12.7	7.1	7.3	0	8.6	9.3	9.1	—	—
63年 1	8.1	8.2	7.9	7.5	8.3	7.4	6.5	7.8	3.9	14.3	8.2	8.3	—	16.7
2	8.1	7.9	7.9	7.5	8.0	7.6	7.3	7.3	11.5	17.1	8.2	7.9	—	—
3	8.3	8.6	7.9	8.1	7.8	7.8	8.0	9.4	11.5	5.7	8.4	8.6	—	—

3) 結果

(1) 昭和62年度のと畜検査頭数は総数54,020頭で、主なものは牛が15,656頭、豚が38,336頭で、前年度に比べてやや増加(1,388頭, 2.6%増)の傾向にある。また、肉用・乳用牛の比は3.3と肉用牛が著明に多い(表Ⅱ-12)。

暦月別ではそれほど差異は認められないが、歳末、春・秋季にやや多い傾向である(表Ⅱ-13)。

(2) と畜検査の結果食用不適として廃棄処分した件数は62,187件で、そのうちと体全部廃棄が153件、一部廃棄が62,034件で、前年度に比

べて一部廃棄が増加の傾向である(表Ⅱ-14)。

(3) 廃棄処分の原因は、全部廃棄牛では筋肉変性、豚では筋肉変性、膿毒症、敗血症が主なもので、抗生物質の残留が豚及び馬でそれぞれ1頭認められた。一部廃棄は牛では消化系疾患(主に肝疾患)、呼吸系疾患が、豚では呼吸系疾患が過半数を占め、次いで消化系疾患が廃棄理由として多く挙げられた(表Ⅱ-15~18)。

(4) 牛及び豚枝肉のせり売り前の再検査で見られた異常病変は518件で、血液浸潤(30%)、水腫(24%)、脂肪浸潤(16%)が主なものであった(表Ⅱ-19)。

表Ⅱ-14 と畜検査に基づく処分件数、率(と畜検査頭数1,000対)

	解体禁止		全部廃棄		一部廃棄		合 計		対前年比較
	62年度	61年度	62年度	61年度	62年度	61年度	62年度	61年度	
総 数	—	—	153	185	62,034	54,414	62,187	54,599	7,588
牛	—	—	10	8	16,242	11,615	16,252	11,623	4,629
仔 牛	—	—	3	7	12	22	15	29	△ 14
馬	—	—	1	—	1	2	2	2	0
豚	—	—	139	169	45,779	42,775	45,918	42,944	2,974
めん羊	—	—	—	1	—	—	—	1	△ 1
山 羊	—	—	—	—	—	—	—	—	—
率(と畜検査頭数1,000対)									
総 数	—	—	2.8	3.6	1,148.4	1,033.9	1,151.2	1,037.4	1.11
牛	—	—	0.6	0.5	1,037.4	728.9	1,038.1	729.4	1.42
仔 牛	—	—	115.4	200.0	461.5	628.6	576.9	828.6	0.70
馬	—	—	500.0	0	500.0	666.7	1,000.0	666.7	1.50
豚	—	—	3.6	4.5	1,194.2	1,166.9	1,197.8	1,171.5	1.02
めん羊	—	—	—	333.3	—	—	—	333.3	—
山 羊	—	—	—	—	—	—	—	—	—

表Ⅱ-15 廃棄原因別頭数 全部・一部廃棄別，畜種

	牛		仔 牛		豚		馬・羊	
	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部
豚 丹 毒	—	—	—	—	2	—	—	—
サルモネラ病	—	—	—	—	7	—	—	—
放 線 菌 病	—	17	—	—	—	—	—	—
ジストマ病	—	27	—	—	—	—	—	—
膿 毒 症	—	—	1	—	43	—	—	—
敗 血 症	—	—	—	—	26	—	—	—
黄 疸	—	10	—	—	9	—	—	—
水 腫	3	11	—	—	—	—	—	—
腫 瘍	—	6	—	—	1	—	—	—
炎症・同産物	—	9,049	—	9	—	29,325	—	—
変性・萎縮	7	1,169	2	1	50	304	—	1
他	—	5,953	—	2	1	16,150	1	—
合 計	10	16,242	3	12	139	45,779	1	1

表Ⅱ-16 全部廃棄病名別頭数，畜種別
対前年度比較

	62年度	61年度	対前年度比
牛：			
筋 肉 変 性	7	5	1.40
好酸球性筋肉炎	—	1	・
水 腫	3	—	・
抗生物質残留	—	2	・
計	10	8	1.25
豚：			
膿 毒 症	43	64	0.67
筋 肉 変 性	50	52	0.96
敗 血 症	26	26	1.00
黄 疸	9	11	0.82
サルモネラ病	7	6	1.17
豚 丹 毒	2	4	0.50
白 血 病	—	2	・
水 腫	—	1	・
腫 瘍	1	—	・
抗生物質残留	1	3	0.30
計	139	169	0.82
馬・仔牛・山羊：			
筋 肉 変 性	2	3	0.67
膿 毒 症	1	3	0.33
敗 血 症	—	2	・
抗生物質残留	1	—	・
計	4	8	0.50

表Ⅱ-17 病類別処分件数、率（検査頭数1,000対）、割合
牛、対前年度比較

	処 分 件 数			率（検査頭数1,000対）			総件数に占める割合	
	62年度	61年度	増△減	62年度	61年度	対前年比 61年=100	62年度	61年度
総 数	17,006	14,014	2,992	1,086.2	879.5	123.5	100.0%	100.0%
循環系疾患	1,711	710	1,001	109.3	44.6	245.1	10.1	5.1
脾 う っ 血	1,589	642	947	101.5	40.3	251.9	9.3	4.6
そ の 他	122	68	54	7.8	4.3	181.4	0.7	0.5
呼吸系疾患	4,199	3,248	951	268.2	203.8	131.6	24.7	23.2
吸 入 肺	2,931	2,161	770	187.2	135.6	138.1	17.2	15.4
肺 炎	431	472	△ 41	27.5	29.6	92.9	2.5	3.4
肺 胸 膜 炎	623	409	214	39.8	25.7	154.9	3.7	2.9
そ の 他	214	206	8	13.7	12.9	106.2	1.3	1.5
消化系疾患	5,391	6,416	△1,025	344.3	402.7	85.5	31.7	45.8
胃 潰 瘍	279	56	223	17.8	3.5	508.6	1.6	0.4
胃 炎	436	871	△ 435	27.8	54.7	50.8	2.6	6.2
腸 炎	257	1,350	△1,093	16.4	84.7	19.4	1.5	9.6
他胃腸疾患	540	65	475	34.5	4.1	841.5	3.2	0.5
胆 管 炎	1,798	1,525	273	114.8	95.7	120.0	10.6	10.9
鋸 屑 肝	526	546	△ 20	33.6	34.3	98.0	3.1	3.9
肝 硬 変	133	255	△ 122	8.5	16.0	53.1	0.8	1.8
肝 膿 瘍	580	663	△ 83	37.0	41.6	88.9	3.4	4.7
肝 炎	75	27	48	4.8	1.7	282.4	0.4	0.2
肝 包 膜 炎	208	146	62	13.3	9.2	144.6	1.2	1.0
富 脈 斑 肝	408	825	△ 417	26.1	51.8	50.4	2.4	5.9
他肝・胆疾患	151	87	64	9.6	5.5	174.6	0.9	0.6
泌尿系疾患	1,909	486	1,423	121.9	30.5	399.7	11.2	3.5
腎周囲脂肪壊死	1,142	377	765	72.9	23.7	307.6	6.7	2.7
膀 胱 炎	669	25	644	42.7	1.6	2,668.8	3.9	0.2
他 腎 疾 患	98	84	14	6.3	5.3	118.9	0.6	0.6
生殖系疾患	557	643	△ 86	35.6	40.4	88.1	3.3	4.6
乳 房 炎	345	370	△ 25	22.0	23.2	94.8	2.0	2.6
子 宮 内 膜 炎	180	208	△ 28	11.5	13.1	87.8	1.1	1.5
他生殖系疾患	32	65	△ 33	2.0	4.1	48.8	0.2	0.5
筋肉系疾患	2,869	2,214	655	183.3	138.9	132.0	16.9	15.8
血 液 浸 潤	2,105	1,821	284	134.5	114.3	117.7	12.4	13.0
膠 様 浸 潤	500	167	333	31.9	10.5	303.8	2.9	1.2
水 腫	21	17	4	1.3	1.1	118.2	0.1	0.1
筋 肉 炎	129	76	53	8.2	4.8	170.8	0.8	0.5
関 節 炎	35	34	1	2.2	2.1	104.8	0.2	0.2
他筋肉系疾患	79	99	△ 20	5.0	6.2	80.6	0.5	0.7
他 疾 患	370	297	73	23.6	18.6	126.9	2.2	2.1
横隔膜膿瘍・炎症	227	244	△ 17	14.5	15.3	94.8	1.3	1.7
腹 膜 炎	23	29	△ 6	1.5	1.8	83.3	0.1	0.2
そ の 他	120	24	96	7.7	1.5	513.3	0.7	0.2

表Ⅱ-18 病類別処分件数、率（検査頭数1,000対）、割合
豚、対前年度比較

	処 分 件 数			率（検査頭数1,000対）			総件数に占める割合	
	62年度	61年度	増△減	62年度	61年度	対前年度比 61年=100	62年度	61年度
総 数	46,237	44,382	1,855	1,206.1	1,210.7	99.6	100.0%	100.0%
循環系疾患	1,241	1,116	125	32.4	30.4	106.6	2.7	2.5
心 外 膜 炎	1,237	1,111	126	32.3	30.3	106.6	2.7	2.5
他循環系疾患	4	5	△ 1	0.1	0.1	100.0	0.0	0.0
呼吸系疾患	37,187	35,558	1,629	970.0	970.0	100.0	80.4	80.1
吸 入 肺	13,387	12,801	586	349.2	349.2	100.0	29.0	28.8
肺 炎	11,156	10,667	489	291.0	291.0	100.0	24.1	24.0
肺 胸 膜 炎	10,412	9,956	456	271.6	271.6	100.0	22.5	22.4
他呼吸系疾患	2,232	2,134	98	58.2	58.2	100.0	4.8	4.8
消化系疾患	6,013	5,636	377	156.8	153.7	102.0	13.0	12.7
胃 腸 炎	69	94	△ 25	1.8	2.6	69.2	0.2	0.2
他胃腸疾患	18	1	17	0.5	0		0.0	0.0
白 斑 肝	5,028	5,249	△ 221	131.2	143.2	91.6	10.9	11.8
肝 う っ 血	76	55	21	2.0	1.5	133.3	0.2	0.1
肝 炎	11	73	△ 62	0.3	2.0	15.0	0.0	0.2
肝 硬 変	55	60	△ 5	1.4	1.6	87.5	0.1	0.1
他肝疾患	756	104	652	19.7	2.8	703.6	1.6	0.2
泌尿系疾患	154	121	33	4.0	3.3	121.2	0.3	0.3
腎 炎	63	49	14	1.6	1.3	123.1	0.1	0.1
嚢 胞 腎	75	63	12	2.0	1.7	117.7	0.2	0.1
他泌尿系疾患	16	9	7	0.4	0.2	200.0	0.0	0.0
筋肉系疾患	1,047	1,313	△ 266	27.3	35.8	76.3	2.3	3.0
筋 肉 化 膿	669	745	△ 76	17.5	20.3	86.2	1.4	1.7
血 液 浸 潤	221	311	△ 90	5.8	8.5	68.2	0.5	0.7
他筋肉系疾患	157	257	△ 100	4.1	7.0	58.6	0.3	0.6
他 疾 患	595	638	△ 43	15.5	17.4	89.1	1.3	1.4
関 筋 炎	216	333	△ 117	5.6	9.1	61.5	0.5	0.8
骨 折	217	214	3	5.7	5.8	98.3	0.5	0.5
膿 毒 症	47	64	△ 17	1.2	1.7	70.6	0.1	0.1
そ の 他	115	27	88	3.0	0.7	428.6	0.2	0.1

表Ⅱ-19 牛枝肉せり売り前再検査異常病変発見件数

	件数	%
総 数	518	100.0 %
血 液 浸 潤	155	29.9
水 腫	125	24.1
脂 肪 浸 潤	82	15.8
多発性筋出血	46	8.9
膠 様 浸 潤	36	7.0
筋 肉 炎	30	5.8
そ の 他	44	8.5

12. 病・切迫畜のと畜検査

病理検査部門

1) 目的

と畜場法に基づいて、と畜場外でと殺された
切迫と殺獣畜及び既に何らかの疾病に罹患した

獣畜が、食用を目的として搬入される。これら
は病畜と室において解体前・後検査を行って、
と畜場法に規定された疾病の有無及び各臓器で

表Ⅱ-20 と畜場外と殺頭数，病類別，対前年度比較

		総 数		牛		子 牛		馬		豚	
		62年度	61年度	62年度	61年度	62年度	61年度	62年度	61年度	62年度	61年度
切 迫 と 殺	不慮の災害負傷	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—
	不慮の災害救済不能	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	難 産	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—
	産 褥 麻 痺	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	急 性 鼓 脹 症	3	4	2	3	1	1	—	—	—	—
政令第3条 1号		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
によると殺 2号		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計		4	5	3	4	1	1	—	—	—	—

表Ⅱ-21 緊急と殺検査頭数及び検査率（と殺頭数1,000対），畜種別

	緊急と殺検査頭数			緊急と殺検査率	
	昭62年度	昭61年度	増△減数	昭62年度	昭61年度
総 数	102	132	△30	1.89	2.51
牛	39	59	△20	2.49	3.70
仔 牛	5	11	△ 6	192.3	314.3
馬・羊	2	3	△ 1	1,000.0	500.0
豚	56	59	△ 3	1.46	1.61

表Ⅱ-22 緊急と殺検査頭数・率、畜種、暦月別、対前年度比較

	総 数		牛		仔 牛		馬 ・ 羊		豚	
	62年度	61年度	62年度	61年度	62年度	61年度	62年度	61年度	62年度	61年度
総 数	102	132	39	59	5	11	2	3	56	59
62年 4月	10	11	6	3	1	1	1	1	2	6
5	10	5	2	1	1	2	—	—	7	2
6	7	11	4	6	1	1	—	—	2	4
7	9	14	3	7	1	1	—	—	5	6
8	1	15	1	7	—	1	—	—	—	7
9	6	7	1	4	—	—	—	—	5	3
10	8	8	5	7	—	—	—	—	3	1
11	10	8	3	2	—	—	—	1	6	5
12	14	19	4	10	—	1	1	—	10	8
63年 1月	7	16	1	5	1	3	—	—	5	7
2	9	5	4	2	—	—	—	—	5	3
3	11	13	5	5	—	1	—	—	6	7
総 数	1.9	2.5	2.5	3.7	・	314.3	・	・	1.5	1.6
62年 4月	2.2	2.5	4.0	2.0	・	333.3	・	・	0.6	2.0
5	2.4	1.1	1.7	0.8	・	500.0	・	・	2.4	0.6
6	1.6	2.7	3.4	5.4	・	500.0	・	・	0.6	1.3
7	2.1	3.4	2.5	5.2	・	200.0	・	・	1.6	2.1
8	0.2	3.5	0.8	5.3	・	1,000.0	・	・	0	1.8
9	1.4	1.6	0.8	3.2	・	—	・	・	1.7	0.9
10	1.6	1.8	3.3	5.4	・	—	・	・	0.8	0.3
11	2.2	2.0	2.3	1.5	・	—	・	・	1.9	1.9
12	2.6	3.6	2.3	5.4	・	333.3	・	・	2.8	2.3
63年 1月	1.6	3.7	0.8	4.2	・	600.0	・	・	1.6	2.2
2	2.1	1.2	3.3	1.7	・	—	・	・	1.6	1.0
3	2.5	2.9	4.1	3.9	・	500.0	・	・	1.9	2.2

の局所病変の発見につとめ、食用の適否を判定している。

2) 方法

解体後の検査方法は一般獣畜の場合と同様であるが、解体前の検査については、何らかの疾病を有しているので、特に炭疽等の伝染性疾患との類症鑑別が必要で、血中細菌有無確認のための血液検査を中心に、外状検査として眼瞼、鼻腔及び口腔の開検、死後強直、肛門・生殖器

の望診・触診を行っている。伝染病が疑われる場合は作業を中止して精密検査を実施している。

3) 結果

(1) と畜場外と殺（切迫と殺）検査は年々減少し、本年度は僅かに4頭（牛3、仔牛1）で、原因は急性鼓張が大部分である（表Ⅱ-20）。

(2) 62年度の緊急と殺率（総と畜検査頭数1,000対）は、総数で1.89と前年度（2.51）に比べてかなり低くなっている。畜種別では牛、

豚ともに減少の傾向がみられる（表Ⅱ-21）。

(3) 緊急と殺率を暦月別にみると春季(3, 4,

5月)及び秋季(11, 12月)に高率で、この傾向は牛で著明である(表Ⅱ-22)。

13. 病理学的・細菌学的精密検査

病理検査部門

1) 目的

一般獣畜または病・切迫獣畜の検査は肉眼的検査(外観, 視診, 触診, 切開による官能検査)で行われているが、これのみでは疾病の類症鑑別、枝肉の細菌汚染状態、伝染病の判定等が困難であるため、検査の正確を期するための科学的根拠の裏付として内臓、枝肉の病理学的検査及び細菌学的検査を実施し、食用適否の総合判定を行っている。

そのうち、と体全体に関係する疾病が疑われる場合は、合否を保留して精密検査を行い、その結果に基づき措置するなど慎重を期している。

2) 方法

(1) 細菌学的検査: グラム染色, 蛍光染色などの顕微鏡検査, 好気・嫌気性培養による菌検出, 同定, 血清を用いての疾病決定を行う。

(2) 病理学的検査: 組織標本を作製し、各種染色方法で組織所見を観察して疾病の決定を行う。

(3) その他黄疸, 膿毒症等の疾病を確かめるための臨床検査及び寄生虫検査を行う。

3) 結果

(1) 合否措置を保留した獣畜は85頭で、総と畜検査頭数1,000頭当たり1.6頭と非常に少ないが、精密検査の結果廃棄するものが40%を占め

ている。牛では保留率は1,000頭当たり1.7で、廃棄率は8%と低率の傾向にあるのに対し、豚では保留率が1.4と低率であるが廃棄率が58%と高率の傾向である(表Ⅱ-23)。

(2) 合否保留の理由は、牛では抗生物質残留の疑い及び水腫、豚では敗血症が最も多く、次いでサルモネラ病、抗生物質残留の疑い等が挙げられる(表Ⅱ-24)。

(3) 精密検査を行った頭数は5,887頭、検査の結果疾病が決定できた件数は3,516頭で、前年度に比べて検査頭数で2.5倍、決定件数で10.8倍の増加となっている。なお処分件数も3,448頭に及んでいる(表Ⅱ-25)。

(4) 検査件数は、顕微鏡検査1,263件、病理組織学的検査1,930件、細菌学的検査9,915件、血清検査1,072件、理化学検査200件、解剖学的検査4,407件で、前年度に比べて総件数で2,814件の増となっている(表Ⅱ-25)。

(5) 精密検査の種類別頭数をみると、呼吸系疾患が最も多く3,306頭、次いで肝疾患1,093頭、感染症1,013頭、胃腸疾患128頭の順である。疾病以外の検査として残留抗生物質のスクリーニング検査を84頭について行った(表Ⅱ-26)。

表Ⅱ-23 合否保留率(と殺頭数1,000対)及び廃棄率
畜種別, 対前年度比較

	保 留 率		廃 棄 率		と畜検査頭数	
	62年度	61年度	62年度	61年度	62年度	61年度
総 数	1.6	1.0	40 %	65 %	54,020	52,632
牛	1.7	0.4	8	28	15,656	15,934
豚	1.4	1.2	58	70	38,336	36,657
仔 牛	153.8	57.1	0	100	26	35

表Ⅱ-24 合否保留理由別頭数及び処置状況、畜種別、対前年度比較

	保留頭数		合格頭数		全部廃棄頭数		廃棄率	
	62年度	61年度	62年度	61年度	62年度	61年度	62年度	61年度
牛:								
総数	26	7	24	5	2	2	8%	28%
好酸球形筋肉炎	1	2	1	1	—	1	0	50
敗血症	—	2	—	2	—	—	—	0
水腫	2	—	—	—	2	—	100	—
疑抗生物質残留	23	3	23	2	—	1	0	33
豚:								
総数	53	46	22	14	31	32	58%	70%
敗血症	31	31	11	9	20	22	65	71
豚丹毒症	1	5	—	2	1	3	100	60
サルモネラ病	10	5	2	—	8	5	80	100
全身性筋肉炎	—	3	—	3	—	—	—	0
膿毒症	2	1	1	—	1	1	50	100
白血病	—	1	—	—	—	1	—	100
疑抗生物質残留	8	—	—	—	—	—	0	—
筋脂肪症	1	—	—	—	1	—	100	—
仔牛:								
総数	4	2	4	—	—	2	0%	100%
敗血症	—	2	—	—	—	2	—	100
疑抗生物質残留	4	—	4	—	—	—	0	—
馬:								
総数	2	—	1	—	1	—	50	—
疑抗生物質残留	2	—	1	—	1	—	50	—

表Ⅱ-25 精密検査頭数、件数、疾病決定件数、処分件数、対前年度比較

		昭62年度	昭61年度	増△減	対前年度比
検査頭数		5,887	2,323	3,564	2.5
検査件数	顕微鏡検査	1,263	1,259	4	1.0
	組織学的検査	1,980	2,498	△ 518	0.8
	細菌学的検査	9,915	9,839	76	1.0
	血清検査	1,072	1,378	△ 306	0.8
	理化学検査	200	—	200	—
	解剖検査	4,407	1,049	3,358	4.2
疾病決定件数		3,516	327	3,189	10.8
処分件数	解体禁止	—	—	—	—
	全部廃棄	76	40	36	1.9
	部分廃棄	3,372	284	3,088	11.9
検査項目数		81	65	16	1.2

表Ⅱ-26 精密検査頭数・件数，疾病決定件数，処分内容，項目別

[illegible]

14. その他の獣畜の病理学的検査

病理検査部門

1) 目的

上述のと畜場法に基づくと殺解体獣畜の検査以外に、昭和61年度から食用に供する目的の鳥類及び魚介類等について病理学的検査を行って食用の適否を判定し、これらの安全確保を図っている。

2) 鶏の病理学的検査

(1) 検査材料と方法

a. 検査材料

昭和62年6月～63年6月の期間に、京都府内の養鶏場で異常鶏と判断されたブロイラー37羽である。

b. 検査方法

a) 外形検査：搬入時に1羽毎に望診及び触診を行った。

b) 肉眼的病理検査：放血、脱羽後常法により解剖し、主要臓器について肉眼的に検査を行った。

c) 病理組織学的検査：主要臓器を10%ホルマリン液で固定した後常法により組織切片を作製し、染色後鏡検した。

d) 病原菌検索：一部の病変部を検体としてトリプトソイブイオン、血液加トリプトソイ寒天培地を用いて好氣的培養検査を行った。

e) と体の細菌検査：

(a) 脱毛後の体表面を滅菌タンポンで拭き取りにより得た試料原液を用い、一般細菌数、大腸菌群数、腸球菌及びブドウ球菌数を常法により測定した。

(b) 腸内容物を直接用いて、サルモネラ菌、カンピロバクター菌及びエルシニア菌の分離同定を行った。

(2) 結果

昭和62年度の鶏類の検査項目別頭羽数及び件数は表Ⅱ-27のとおりである。

a. と体全体にわたる異常

鶏類の病理検査結果を要約した表Ⅱ-28につ

表Ⅱ-27 鶏類及び魚介類等の検査頭羽数及び検査件数

	鶏 類	魚介類	その他
検 体 数	37羽	6尾	1件
解 剖 検 査	37 "	—	—
病 理 組 織 検 体	304検体	—	—
圧 片 標 本	—	10枚	—
H・E 染 色 標 本	1,144枚	22 "	4枚
ワンギーソン染色標本	109 "	—	4 "
鍍 銀 染 色 標 本	43 "	—	—
ギムザ染色標本	6 "	5 "	—
病 原 菌 検 査	9羽	—	—
と体細菌汚染検査	35 "	—	—
疾 病 決 定 数	42 "	2尾	1件

いてみると、

a) 外形検査で診断できたものは24羽で、脚弱症候群が18羽、腹水症が6羽で、脚の異常が多数を占めている。

b) 解体後検査及び病理組織検査で決定した診断疾患は、全身性疾患14羽、局所疾患23羽であった。

(a) 全身性疾患の内訳は、腹水症8羽、マレック病3羽、熱射病2羽、奇形1羽であった。

(b) 局所疾患としては、脚弱症候群20羽及び心外膜炎、脂肪肝、筋肉炎と単一臓器疾患のみを認めた、3羽であった。

c) 脚弱症候群の異常部位

全例とも関節の肥厚がみられるが、足関節異常が12羽、膝関節異常が8羽と、足関節の肥厚が多数を占めている。また、足関節に痂皮を形成しているものも2羽認められた(表Ⅱ-29)。

d) 内臓の部分的異常

局所疾患23羽のうち、内臓に異常を認めた8例についてみると、脂肪肝3羽、肝炎2羽、胆管炎1羽、心外膜炎1羽、脾うっ血1羽と肝臓

表Ⅱ-28 疾病決定件数(羽), 病類別, 検査方法別

	外形検査	解体後検査		決定羽数
		全身性疾患	局所性疾患	
脚弱症候群	18	—	20	20
腹水症	6	8	—	8
マレック病	—	3	—	3
熱射病	—	2	—	2
奇形	—	1	—	1
不明	—	—	3	3
計	24	14	23	37

の疾患が多数を占めている(表Ⅱ-30)。

b. 病原菌の検索

脚弱症候群3羽, 腹水症5羽(腹水), マレック病1羽(肝, 脾)について病原菌の検索を行ったところ, 脚弱症候群のなかの関節化膿による関節腫大の1羽から *Staphylococcus aureus* を検出した。他疾患からは細菌を検出しなかった。

c. と体の細菌検査

a) 脱毛後のと体表面の一般細菌数は 10^6 台, 大腸菌群数及び腸球菌数は 10^4 台, ブドウ球菌数は 10^2 台が多くみられた(60~70%), また, ブドウ球菌はすべてコアグラーゼ陽性であった(表Ⅱ-31)。

b) 食中毒起因菌の検出率は, サルモネラ0%, カンピロバクター65%, エルシニア8.5%とカンピロバクターが高率に検出された。これを埼玉県の結果と比較するとエルシニアが高く(8.5:

表Ⅱ-30 内臓の部分的異常病類別

	羽数
脂肪肝	3
肝炎	2
胆管炎	1
心外膜炎	1
脾うっ血	1
計	8

表Ⅱ-31 鶏と体表面の細菌数の分布, 細菌の種類別

	一般生菌数	大腸菌群数	腸球菌数	ブドウ球菌数
10^2 台	—	—	—	21
10^3	—	7	6	13
10^4	—	25	26	1
10^5	7	3	3	—
10^6	22	—	—	—
10^7	6	—	—	—
計	35	35	35	35

表Ⅱ-29 脚弱症候群の異常部位, 異常の種類別

	関節肥厚(炎症)	関節肥厚(化膿)	痂皮
両足関節	7	—	2
右足関節	2	1	—
左足関節	2	—	—
両膝関節	4	—	—
右膝関節	2	—	—
左膝関節	2	—	—
計	19	1	2

表Ⅱ-32 鶏腸内容物からの食中毒起因菌の検出率、京都市・埼玉県間の比較

	サルモネラ菌		カンピロバクター (jejun)		エルシニア菌	
	検出率	検体数	検出率	検体数	検出率	検体数
京 都 市	0 %	35	65 %	35	8.5 %	35
埼 玉 県	2.1	190	77	193	2.8	180
廃 鶏	2.9	69	86	78	4.3	69
ブロイラー	1.7	121	71	121	1.8	111

2.8%), サルモネラ(0:2.1%)及びカンピロバクター(65:77%)が低めであった(表Ⅱ-32)。

3) 魚介類及びその他の食品の病理学的検査
魚介類及びその他の食品の検査項目別頭羽数及び件数は表Ⅱ-27のとおりである。

(1) 検体と検査方法

検体は、異常または病変が認められ保健所等から検査依頼を受けた魚介類5検体(セコガニ、

コチ、タイ、ヒラメ、ハマチ)と豚カツ1検体である。

検査方法は2)b.c)と同様の方法である。

(2) 結果

検体別の検査結果は表Ⅱ-33のとおりで、診断し得たものはセコガニの線虫、コチの筋肉クドア病及び豚カツの筋肉内血管の3検体であった。タイ、ヒラメ、ハマチについては診断不能であった。

表Ⅱ-33 魚介類及びその他の食品の病理学的検査結果

検 体	異 常 病 変	検 査 方 法	診 断	備 考
セコガニ	甲ら内に体長10mm程度の虫体	H・E染色	線虫であるが種の同定は不能	煮沸後の検体
コ チ	筋肉内に白色顆粒状物	圧片標本 H・E染色 ギムザ染色	寄生虫Kudoa属の粘液胞子虫による筋肉クドア症	
タ イ	筋肉内に黄色の糸状物	圧片標本 H・E染色 ギムザ染色	寄生虫疾患?	木くずと呼ばれている
ヒ ラ メ	筋肉が軟化し、泥状を呈する	H・E染色	不明	
ハ マ チ	骨曲り(2尾)	H・E染色	不明	
豚 カ ツ	筋肉内異物	H・E染色 ワンギーソン染色	筋肉内血管	熱処理後

15. と畜検査情報の解析

病理検査部門

1) 目的

日々のと畜検査では、と殺解体される獣畜1頭ずつの解剖学的所見、発見される疾病、精密検査結果及び措置についての記録がなされている。これらデータの解析は、と畜検査結果の効率的処理と正確性を図る上で必要不可欠である。また、解析の結果は生産者、その他の畜産関係者へフィードバックすることによって、家畜の健全な飼育及び衛生管理に役立てられるものである。

そこで、昭和62年度からパーソナル・コンピュータを用いたデータバンキング及び一部の解析を始めている。

2) 方法

1頭ずつの毛色、性・品種、重量（生体、枝肉）、枝肉格付、発見疾病名、行政措置等の関係情報をパーソナルコンピュータYHP9845Bにインプットしている。これを用いて毎月の月報をはじめ、暦月別、性・品種別、出荷者・産地別に疾病の発生状況、廃棄等の行政措置件数等

表Ⅱ-34 と畜場で発見される主要疾患の有病率¹⁾性、品種別

	総 数	和 牛 雌	和牛去勢	洋 牛 雌	洋牛去勢
肺 炎 ・ 肺 膿 瘍	29.2	24.5	28.9	35.8	40.1
横 隔 膜 炎 ・ 膿 瘍	14.5	7.3	8.9	27.3	48.1
心 筋 線 維 症	1.8	2.6	1.5	1.4	0
胃 炎	24.4	22.8	22.6	30.1	30.1
創傷性胃炎・胃膿瘍	4.8	3.3	2.3	12.7	9.3
胃 潰 瘍	17.8	15.4	21.9	15.1	15.4
第 一 胃 炎	304.5	310.4	322.1	230.9	290.6
腸 炎	15.5	15.7	16.4	17.4	8.7
腸 黒 色 症	19.4	24.4	21.8	8.5	5.3
腸間膜脂肪壊死	12.2	16.0	14.9	0.9	2.0
富 脈 斑 肝	26.1	24.1	40.2	8.9	2.0
鋸 屑 肝	33.6	40.8	43.2	6.6	4.7
肝 硬 変	8.5	6.3	8.0	12.2	14.0
胆 管 炎	114.8	122.9	113.8	127.9	68.1
肝 膿 瘍	37.1	15.0	24.3	75.3	122.9
腎 炎	3.6	2.0	3.2	10.4	12.7
腎周囲脂肪壊死	72.6	110.0	77.0	5.6	2.7
膀 胱 炎	33.2	14.4	57.2	21.6	30.1
膀 胱 結 石	9.5	2.8	18.7	2.4	10.0
水 腫	1.3	1.2	1.8	1.4	0.0
筋 肉 炎	8.2	9.1	6.5	11.8	6.7
関 節 炎	2.2	1.5	1.8	4.7	3.3

注1) 出荷頭数1,000頭当たりの有病頭数である。

を集計・解析している。

3) 結果

昭和62年度分については現在集計中であるが、現在までに得られたものは次のとおりである。

(1) 性・品種別主要疾患の有病率

昭和62年度の病類別有病率（出荷頭数1,000頭当たりの有病件数）をみると、第一胃炎が304.5と最も高く、次いで胆管炎114.8、腎周囲脂肪壊死72.9、肝膿瘍37.1、鋸屑肝33.6、膀胱炎33.2の順となっている（表Ⅱ-34）。

次に性・品種別にみると、洋牛に比べて和牛（雌及び去勢）に高い疾患としては、第一胃炎、腸炎、腸黒色症、腸間膜脂肪壊死、富脈斑肝、鋸屑肝及び腎周囲脂肪壊死がみられる。逆に洋牛（雌及び去勢）に高い疾患としては、肺炎・肺膿瘍、横隔膜炎・膿瘍、胃炎、創傷性胃炎・膿瘍、肝硬変、肝膿瘍、腎炎及び関節炎がみられる。

また、去勢牛に多い疾患としては、膀胱炎及び膀胱結石が挙げられる。

すなわち、和牛（雌及び去勢）では栄養・代謝障害が原因と考えられる疾患が、洋牛では細菌及びジストマの感染が原因と考えられるものが多い、飼育方法の相違による結果が明らかにみられた。

(2) 暦月別主要疾患の有病率

暦月の有病率を病類別にみると、春に多い疾患としては、心筋線維症、胃炎、第四胃潰瘍、腸炎、鋸屑肝及び肝膿瘍、夏に多いものは筋肉炎及び関節炎、秋に多い傾向のものは腸黒色症及び水腫である。

また、秋から冬、春にかけて有病率の高いものは肺炎、肺膿瘍、春から夏に多いものは横隔膜炎及び同膿瘍、春及び秋に多いものとしては創傷性胃炎及び胃膿瘍がみられる（表Ⅱ-35）。

(3) 出荷者別有病率

表Ⅱ-36は、25の主な出荷者別の主要疾患の有病率を最大値、最小値で要約したもので、25出荷者間で最大・最小±標準誤差を示したものである。tは最大・最小値間の差の有意性の検

表Ⅱ-35 と畜場で発見される牛の主要疾患の有病率¹⁾ 暦月別

	62年					63年							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
肺炎・肺膿瘍	24.1	33.4	20.5	22.2	27.6	36.2	20.0	38.8	29.6	34.1	28.5	38.3	
横隔膜炎・膿瘍	14.1	19.1	17.1	17.3	17.3	13.4	10.0	14.0	11.9	13.0	10.6	19.5	
心筋線維症	1.3	1.7	0	2.5	2.5	0.8	0.7	2.3	1.7	0.8	2.4	4.9	
胃炎	53.6	23.5	23.0	22.2	17.6	23.5	14.7	24.8	20.5	23.5	17.9	25.2	
創傷性胃炎・胃膿瘍	7.3	7.0	6.9	2.4	0.3	8.4	4.0	9.5	4.0	3.3	4.1	0.8	
胃潰瘍	33.5	24.4	30.7	21.4	10.0	19.3	18.0	15.5	12.0	10.6	7.3	11.4	
第一胃炎	...	...	...	...	...	421.0	487.0	463.5	551.3	556.8	516.7	527.6	
腸炎	38.2	21.7	17.1	9.9	10.9	11.8	23.3	10.9	5.1	20.3	9.0	6.5	
腸黒色症	12.7	9.6	17.1	10.7	30.1	19.3	25.3	32.6	18.8	17.1	21.2	17.9	
腸間膜脂肪壊死	14.1	13.9	3.4	4.9	0.8	4.2	5.3	1.6	2.9	21.9	22.0	56.1	
富脈斑肝	24.1	28.7	28.1	26.3	25.1	18.5	21.3	31.1	29.0	31.7	24.4	24.4	
鋸屑肝	49.6	35.7	35.8	32.0	20.1	10.9	16.7	28.7	33.0	54.4	36.6	49.6	
肝硬変	8.0	15.7	11.9	6.6	5.9	8.4	7.3	13.2	6.8	9.7	6.5	3.3	
胆管炎	137.3	114.8	104.9	141.2	117.9	123.5	114.6	104.8	117.3	102.3	90.0	104.9	
肝膿瘍	44.2	42.6	47.7	32.0	36.0	37.0	44.0	34.9	32.5	26.8	26.0	40.7	
腎炎	3.4	4.4	0.0	4.9	5.0	2.5	3.3	3.1	2.9	4.1	4.9	5.7	
腎周囲脂肪壊死	63.0	53.9	40.1	63.2	51.0	47.9	58.6	70.7	98.5	97.4	99.3	122.0	
膀胱炎	2.7	0.0	0.9	0.0	0.8	0.0	49.3	51.7	68.3	66.6	70.0	69.9	
膀胱結石	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	32.0	20.2	15.4	12.2	15.5	11.4	
水腫	0.0	0.0	1.7	0.0	0.0	0.0	6.0	3.1	0.0	1.6	2.4	0.8	
筋肉炎	11.4	3.5	11.9	6.6	12.5	4.2	8.0	4.7	11.4	4.1	9.8	8.9	
関節炎	1.3	0.9	1.7	5.3	4.2	1.7	0.7	3.9	1.1	1.6	4.1	0.8	

注1) 出荷頭数1,000頭当たりの有病頭数である。

定結果である。

これをみると、大部分の疾患で t 値は 1.96 以上であり、統計学的に有意差がみられ、変動幅もそれぞれ大きいことが認められる。

第一胃炎 (552.8~0)、腎周囲脂肪壊死 (260.2~4.3)、胆管炎 (239.8~51.6)、肝膿瘍 (131.9~0)、膀胱炎 (129.1~0)、肺炎・肺膿瘍 (129.5~3.3) で特に大きい変動幅が認められる。

また、25 出荷者別の主要疾患有病率と上物比率 (出荷牛の肉質が特選、極上、上に格付され

た割合 (％)) との相関をみると (表 II-36)、富脈斑肝、鋸屑肝、腎周囲脂肪壊死、腸間膜脂肪壊死及び腸黒色症と上物比率との間には有意な正の相関が認められる。肝膿瘍及び創傷性胃炎・胃膿瘍は逆に有意な負の相関を示している。

これらは、脂肪交雑の多い良好な肉質の牛の生産を志向した濃厚飼料多給の肥育方法によって、栄養・代謝障害の疾患が多くなることを示していると考えられる。

表 II-36 25 出荷者の主要疾患有病率¹⁾の要約

	最大	最小	t	上物比率との相関
肺炎・肺膿瘍	129.5±25.4	3.3±4.1	4.91	.09
横隔膜炎・膿瘍	48.3±15.9	0±0	3.04	-.42
心筋線維症	33.1±15.6	0±0	2.12	.28
胃炎	102.9±18.0	4.6±5.5	5.23	-.01
創傷性胃炎・胃膿瘍	29.7±13.6	0±0	2.18	-.51*
胃潰瘍	49.7±12.0	0±0	4.14	-.06
第一胃炎	552.8±43.4	0±0	12.74	.31
腸炎	66.1±17.8	0±0	3.71	.25
腸黒色症	95.0±15.4	0±0	6.17	.62**
腸間膜脂肪壊死	70.8±10.0	0±0	7.08	.50*
富脈斑肝	108.0±18.4	0±0	5.87	.78**
鋸屑肝	100.7±11.7	2.2±3.7	6.41	.67**
肝硬変	25.7±6.2	0±0	4.15	-.03
胆管炎	239.8±32.2	51.6±12.2	5.47	.22
肝膿瘍	131.9±15.5	0±0	8.51	-.72**
腎炎	11.4±8.0	0±0	1.43	-.09
腎周囲脂肪壊死	260.2±33.5	4.3±5.2	7.55	.82**
膀胱炎	129.1±20.2	0±0	6.39	-.20
膀胱結石	54.1±16.2	0±0	3.34	-.05
水腫	41.7±10.5	0±0	3.97	.38
筋肉炎	26.3±15.2	0±0	1.73	.17
関節炎	16.6±9.2	0±0	1.80	-.26
有病頭数率	870.6±13.0	434.7±36.8	11.18	.61**

1) 出荷頭数 1,000 頭当たりの有病頭数である。

2) *, ** 印は、それぞれ 5% 以下、10% 以下の危険率で有意な係数であることを示す。

Ⅲ. 微生物及び免疫に関する試験検査

1. 年間取扱件数

昭和62年度の微生物及び免疫に関する試験検査である。
 査の取扱件数及び検査項目は表Ⅲ－1のとおり

表Ⅲ－1 微生物・免疫に関する試験検査取扱件数

項 目	細 分	総 数		62年												63年			
		件 数	項目数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
感染症 サーベイランス	ウイルス分離	198	1,307	6	16	29	15	21	15	12	18	19	12	21	14				
	リケッチア・その他	44	44	—	—	—	—	—	10	8	9	4	4	5	4				
	原虫検査	44	44	—	—	—	—	—	10	8	9	4	4	5	4				
	細菌検査	82	410	2	5	11	3	4	10	8	10	9	5	10	5				
日本脳炎ウイルス検査	ウイルス分離	322	282	—	—	—	119	82	116	5	—	—	—	—	—				
	血清試験	209	209	—	—	—	40	20	44	105	—	—	—	—	—				
風疹ウイルス検査	血清試験	241	241	26	46	44	30	33	21	11	11	3	9	3	4				
インフルエンザウイルス検査	血清試験	358	1,432	—	—	—	—	—	224	134	—	—	—	—	—				
エイズウイルス検査	血清試験	536	536	97	87	62	61	32	38	26	31	28	19	29	26				
梅毒検査	血清試験	119	476	11	4	3	10	8	9	8	15	18	12	13	8				
伝染病病原体検査	ウイルス分離	2	12	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
	細菌検査	24	72	—	—	—	1	10	—	—	—	—	—	—	13				
	原虫検査	3	12	—	—	—	—	3	—	—	—	—	—	—	—				
計		2,182	5,077	142	158	151	279	213	497	325	103	85	65	86	78				

2. 京都市感染症サーベイランス事業における病原体検査

微生物検査部門

1) 目的

社会的に重要視されている感染症を対象に、患者の病原体検索を行い、感染症発生状況と起因病原体との関連を検討することにより、各種感染症の流行状況を的確に把握して適切な防疫対策に資することを目的とする。

2) 材料及び方法

(1) 検査材料

検査定点医療機関は、小児科・病院定点の3カ所と性行為感染症（STD）定点の4カ所である。小児科・病院定点は年度内患者総数77人から、ウイルス分離試験の材料として糞便54検体、咽頭ぬぐい液96検体、髄液4検体、血清試験の材料として血液1検体、更に、細菌検査の検体として糞便38検体の総数193検体について検査

を実施した。また、STD定点は9月以降の患者総数44人であり、検体の種別は腔分泌物32検体、頸管分泌物5検体、尿道上皮7検体であり（陰部ぬぐい液と総称）、すべてウイルス（単純ヘルペス）、リケッチアその他（クラミジア）、細菌（淋菌）、原虫（腔トリコモナス）の検出試験に供した（表Ⅲ－2）。

(2) 検査方法

ウイルス分離には、検体を常法により前処理した後、培養細胞（FL, RD-18S, HEK, Vero）、哺乳マウス及び発育鶏卵を用いた。分離ウイルスの同定には、中和反応、補体結合反応、赤血球凝集抑制反応を用いた。ロタウイルスの抗原検出はRPHA法により行った。

細菌検査は、常法によりサルモネラ、腸炎バ

表Ⅲ-2 昭和62年度京都市感染症サーベイランス事業病原体検査取扱件数

		62年										63年				
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計		
ウイルス 分離試験	糞 便	3	8	14	3	7	2	1	2	5	2	5	2	54		
	咽頭ぬぐい液	3	8	15	12	12	3	2	5	10	7	11	8	96		
	髄 液	—	—	—	—	1	—	1	2	—	—	—	—	4		
	血 液	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	1		
	陰部ぬぐい液	—	—	—	—	—	10	8	9	4	4	5	4	44		
細菌検査	糞 便	2	5	11	3	4	—	—	1	5	1	5	1	38		
	陰部ぬぐい液	—	—	—	—	—	10	8	9	4	4	5	4	44		
リケッチア	陰部ぬぐい液	—	—	—	—	—	10	8	9	4	4	5	4	44		
原 虫	陰部ぬぐい液	—	—	—	—	—	10	8	9	4	4	5	4	44		
計		8	21	40	18	25	45	36	46	36	26	41	27	369		

ブリオ、カンピロバクター、病原大腸菌の菌検査を行った。

クラミジアの抗原検出はEIA法によった。淋

菌の検出は常法により、脛トリコモナスの検出は直接法、培養法を併用した。

成績の詳細については、第6部で述べる。

3. 法定伝染病病原体検査

微生物検査部門

1) 目的

コレラ及びアメーバ赤痢は法定伝染病であり、主として、東南アジア各地で常在的に流行している。患者との接触者や汚染地区を旅行した有症者等の糞便を検査することにより、患者・保菌者を発見し、伝染病のまん延を防止することを目的とする。

2) 材料と方法

材料は、主として保健所の伝染病予防吏員により採取された糞便である。特にアメーバ赤痢の検体は、採取後直ちに当所に搬入された新鮮

便を用いた。

検査は所定の方法で実施した。

3) 結果

年間取扱件数は27件である。コレラ菌検査は2回23検体であり、いずれもコレラ患者発生に伴う同行者調査であった。うち1検体から赤痢ソネ菌を検出した。アメーバ赤痢検査は1回3検体であったが、いずれも陰性であった。腸チフス菌検査は、患者の家庭で使用していた井戸水について実施したが、陰性であった(表Ⅲ-3)。

表Ⅲ-3 伝染病病原体検査取扱件数

	62年										63年			計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
コレラ菌検査	—	—	—	—	—	—	10	—	—	—	—	13	23	
赤痢アメーバ検査	—	—	—	—	3	—	—	—	—	—	—	—	3	
腸チフス検査	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1	
計	—	—	—	1	3	—	10	—	—	—	—	13	27	

4. インフルエンザに関する疫学調査

微生物検査部門

1) 目的

本市における昭和62年から63年にわたる冬季のインフルエンザの流行を予測し、予防対策に資することを目的として市民の免疫力調査を実施した。また、インフルエンザ流行の実態を把握するために、感染症サーベイランス事業定点医院の呼吸器疾患患者について、ウイルス分離により病原確定診断を行った。

2) 材料と方法

免疫力調査対象は、学童85人(1校)、成人(妊婦)173人、高齢者100人(2施設)、計358人である。対象者の血液は昭和62年9月から10月にかけて、衛生局保健予防課と各保健所の協力によって採血された。H I 抗体価の測定はマイクロタイター法により、常法通り行った。測定に用いた抗原は、今季のワクチン株であるA/山形/120/86(H1 N1)、A/福岡/C29/85(H3 N2)、B/茨城/2/85、B/長崎/1/87の4型である。

3) 結果

(1) 年齢別に抗体価分布を見ると、学童では、4抗原すべてに抗体を持つ者がほとんどであり、

A/山形とA/福岡に高い抗体価を示し、B/茨城とB/長崎に中程度の抗体価を示す者が多かった。

成人では、A/福岡とB/茨城に中程度の抗体価を示す者が多かった。A/山形とB/長崎に対しては、抗体価を持たない者がそれぞれ約25%と約18%おり、抗体保有者でも低い抗体価を示す者が多かった。

高齢者では、A/福岡に高い抗体価を示す者が多かったが、他の抗原については、中程度の抗体価を示す者が多かった(表Ⅲ-4)。

(2) 64倍以上抗体価保有率を昭和61年と62年とで比較すると、A/山形、A/福岡及びB/茨城はいずれも学童では、顕著な抗体上昇を示し、高齢者でも上昇傾向は強い。しかしながら、成人ではいずれの抗原についても上昇程度が低いことが認められた(表Ⅲ-5)。

(3) 感染症サーベイランス事業定点医院の呼吸器疾患患者49人の病原体検査の結果、B型ウイルスを1月26日採取の検体から初めて検出し、計12株検出した。また、A(H3 N2)型ウイルスを3月1日採取の検体から検出し、計2株検

表Ⅲ-4 インフルエンザH I 抗体価分布

抗 原	对 象	数	抗 体 価										抗体保有率 %	
			< 16	16	32	64	128	256	512	1,024	2,048	>=16	>=64	
A／山形／120／86	学 童	85	—	—	1	9	9	13	31	15	7	100	98.8	
	成 人	173	41	41	27	20	21	15	5	3	—	76.3	37	
	高齢者	100	2	5	11	19	26	15	15	4	3	98	82	
A／福岡／C29／85	学 童	85	—	—	—	1	1	25	33	24	1	100	100	
	成 人	173	4	29	39	53	30	15	3	—	—	97.7	58.4	
	高齢者	100	—	2	3	5	33	23	27	7	—	100	95	
B／茨城／2／85	学 童	85	2	1	4	13	28	25	10	2	—	97.6	91.8	
	成 人	173	15	28	46	45	28	8	3	—	—	91.3	48.6	
	高齢者	100	4	8	10	27	23	19	7	2	—	96	78	
B／長崎／1／87	学 童	85	1	5	9	24	32	12	2	—	—	98.8	82.4	
	成 人	173	31	52	48	26	15	1	—	—	—	82.1	24.3	
	高齢者	100	4	8	19	25	22	18	3	1	—	96	69	

表Ⅲ-5 昭和61年、62年のインフルエンザHⅠ抗体保有状況比較

抗原名	対象	≧64抗体保有者数(%)			
		昭和61年		昭和62年	
		人数	%	人数	%
A/山形/120/86 (H1 N1)	学 童	115	77.7	84	98.8
	成 人	45	21	64	37
	高齢者	45	55.6	82	82
	計	205	36.3	230	64.2
A/福岡/C29/85 (H3 N2)	学 童	145	98	85	100
	成 人	69	32.2	101	58.4
	高齢者	56	69.1	95	95
	計	270	47.9	281	78.5
B/茨城/2/85	学 童	112	75.7	78	91.8
	成 人	103	48.1	84	48.6
	高齢者	50	61.7	78	78
	計	265	47	240	67
B/長崎/1/87	学 童	112	75.7	70	82.4
	成 人	103	48.1	42	24.3
	高齢者	50	61.7	69	69
	計	265	47	181	50.6

出した。

4) 考察

免疫力調査の結果、A/山形(H1 N1)、A/福岡(H3 N2)、B/茨城に対しては、前年に比べ強い抗体価の上昇をみたが、B/長崎についてはほとんど変動がみられなかった。特に成人ではいずれの抗原についても上昇程度

が低いことが認められた。したがって、今季はB型の流行が懸念されたが、実際には、B型とA(H3 N2)型の二つの型が流行した。インフルエンザの流行は、新型ウイルスの出現や気象要因にも影響されるので、今回の市民の免疫力調査成績などを参考に今後の流行を監視していく必要がある。

5. 日本脳炎流行予測調査及び日本脳炎ウイルス増幅抑制効果調査

微生物検査部門

1) 目的

日本脳炎ウイルスの増幅に豚が重要な役割を果たしていることから、本市では市全域の飼育豚に対し、日本脳炎生ワクチン接種を実施している。このワクチン接種によるウイルス増幅抑制効果を検討し、あわせて日本脳炎流行予測を行うことを目的として、各種野外調査を実施した。

また、本年も市内学童を対象に日本脳炎追加予防接種が実施されたので、その効果を検討するため、学童の抗体調査を行った。

2) 材料と方法

(1) 未吸血蚊からのウイルス分離

7月から9月にわたる10回に、夜間、ドライアイス法で採集した未吸血コガタアカイエカ8,432

表Ⅲ-6 昭和62年度日本脳炎流行予測調査及び日本脳炎ウイルス増幅抑制効果調査取扱件数

			62年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	63年 1月	2月	3月	計
日本脳炎ウイルス検査	分離試験	野外蚊	—	—	—	119	82	116	5	—	—	—	—	—	322
	血清試験	と場豚	—	—	—	40	20	44	20	—	—	—	—	—	124
		学童	—	—	—	—	—	—	—	85	—	—	—	—	—
衛生動物検査	鑑別同定試験		—	—	9	32	40	26	—	—	—	—	—	—	107
計			—	—	9	191	142	186	25	85	—	—	—	—	638

個体, 133プールを材料とし, 哺乳マウス脳内接種法により日本脳炎ウイルス分離試験を行った。

(2) 吸血蚊からのウイルス分離

7月から10月にわたる13回に, 豚舎に設置したライト・トラップにより採集した吸血コガタアカイエカ13,045個体, 189プールを材料に, 哺乳マウス脳内接種法により日本脳炎ウイルス分離試験を行った。

(3) と場豚の抗体測定

7月から10月にわたる6回に各20~24頭, 計124頭の豚から, と殺時に採血し, 得られた血清を材料に, 赤血球凝集抑制(HI)抗体価の測定を行い, 抗体推移からワクチン接種の効果を検討した。

(4) 蚊の季節消長調査

6月中旬から9月下旬にわたる各週に, ライト・トラップにより採集した蚊を同定・計数し, コガタアカイエカの季節消長を調査した。

(5) 学童の抗体調査

6月上旬に日本脳炎追加予防接種が行われた市内1小学校の6年生85人から, 10月に採血し, 得られた血清のHI抗体価を測定し, ワクチン接種後の抗体保有状況を調査した。

これらに関する取扱件数の内訳は表Ⅲ-6に示すとおりであり, 調査方法及び成績の詳細については, 第6部で述べる。

6. 風疹ウイルス抗体検査

微生物検査部門

1) 目的

風疹は小児に好発する急性の発疹性ウイルス感染症で, 通常, 軽症の経過をとるが, 成人になるほど, その症状は重篤になる。また, 女性が妊娠初期に感染すると, 流産または白内障, 心疾患, 難聴などの障害を持った子供が生まれる可能性がある(20~25%)ので, 軽視できない。これら先天性異常児出生の予防を目的として, 妊婦及び妊娠予定者の赤血球凝集抑制(HI)抗体価測定を行った。

2) 材料と方法

検体はすべて保健所から送付されたもので, 原則として, 妊婦は2週間隔で, 急性期と回復

期の2回採血し, 妊娠予定者は1回採血した。

HI抗体価測定は, 常法により, マイクロタイター法で行った。

3) 結果

被検査者は201人, 検体数は241件であった。感染症サーベイランス事業の患者情報によると, 風疹の発生は昭和61年11月頃から徐々に増加し, 翌年の3月~4月をピークに5年ぶりの大流行になった。全国的にも5月を山場として大流行し, これに伴い検査件数が著しく増加した(表Ⅲ-7)。

内訳は, 妊娠予定者152人, 妊婦49人で, 2回測定したのは, 40人であった。この40人中,

抗体保有者は28人（256倍4人，128倍7人，64倍8人，32倍5人，16倍4人）であったが，抗体価が上昇した例は見られなかった。1回のみ検査した妊婦9人のうち抗体保有者は5人（256倍1人，128倍2人，64倍2人）であった。通常，抗体価512倍以上の場合は，ごく最近に初感染した可能性が高い。今回検査した妊婦の陽性者40人は256倍以下であったので，すべて検査時以前に風疹に感染していたと考えられる。

抗体保有者は201人中129人で，保有率は64.2％であった。抗体保有率の年次推移については，明らかな増加傾向がうかがえる。京都市では昭和52年度から中学2年生を対象に風疹ワクチンを接種している。予防接種実施前後で保有率を見ると，実施前は155人中89人 57.4％であるのに対して，実施後は46人中40人 87.0％であり，明らかに後者の保有率が高くなっている（表Ⅲ－8）。

表Ⅲ－7 風疹ウイルス抗体検査取扱件数

		62年												63年				計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
検 査 取 扱 数	妊娠予定者	14	28	31	13	20	14	6	9	2	8	3	4	152				
	妊 婦	12	18	12	17	13	8	5	2	1	1			89				
	計	26	46	43	30	33	22	11	11	3	9	3	4	241				
被検査数	妊娠予定者	14	28	31	13	20	14	6	9	2	8	3	4	152				
	妊 婦	8	11	6	9	7	3	3	1		1			49				
	計	22	39	37	22	27	17	9	10	2	9	3	4	201				

表Ⅲ－8 区分別，年齢別，接種別風疹H I抗体保有状況

抗 体 価		<8	8	16	32	64	128	256	512	計	保有率%
区 分 別	妊娠予定者	56	2	11	12	38	20	12	1	152	63.2
	妊 婦	16		4	5	10	9	5		49	67.3
		12		4	5	8	7	4		40	70
年 齢 別	1・9 以下	1				5	3			9	88.9
	2・0～2・4	5		2	5	13	5	5		35	85.7
	2・5～2・9	47	1	7	7	19	16	9		106	55.7
	3・0～3・4	17		5	5	9	2	3	1	42	59.5
	3・5～3・9	2	1	1		2	3			9	77.8
	4・0 以上										
ワ ク チ ン	接 種 前	66	1	13	12	30	20	12	1	155	57.4
	接 種 後	6	1	2	5	18	9	5		46	87
	計	72	2	15	17	48	29	17	1	201	64.2

7. エイズウイルス抗体検査

微生物検査部門

1) 目的

エイズはエイズウイルス(HIV)の感染によって起こる後天性免疫不全症候群のことである。日本では、昭和60年に最初の患者が認定され、現在(1988.5.18)80人を数え、うち46人が死亡している。キャリア(抗体陽性者)も1,038人となっている。国内のエイズ感染経路は諸外国とは異なっており、輸血・血液製剤を介した感染者が非常に多く、次いで同性愛者の性的接触によるものになっている。しかし、血液製剤の加熱処理が行われるようになった今、適切な予防対策が講じられるならば、欧米諸国のように爆発的な流行をみることはないと考えられる。エイズ感染の現状を把握し、市民に対する予防対策に資することを目的として、本検査を実施する。

2) 材料と方法

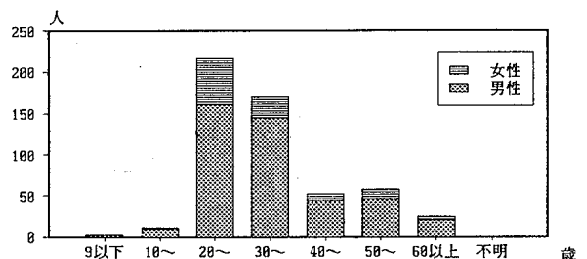
検体は、週1回の検査指定日に中京保健所を訪れた受検希望者の血液であり、抗体測定は、酵素免疫測定法(ELISA)を原理とするHIV抗体測定試薬(オルガノンテクニカ社のパイロノスチカ anti-HTLV-Ⅲ)で行った。更に、一部の検体については、富士レビオ社のゼラチン凝集法(PA法)も実施し、IgG抗体だけでなくIgM抗体の検査も行った。

3) 結果

HIV抗体検査数は536件であり、すべて陰性であった。PA法はELISA法と測定方法、判定のメカニズム等も異なっているが、同じく陰性であることを確認した。

検査依頼者の内訳は男性が426人、女性が110人であった。年齢区分は昨年同様20代が圧倒的に多く、次いで30代であり、両年齢層で全体の72%を占めた(表Ⅲ-9、図Ⅲ-1)。

市民のエイズに対する関心は高いものの、パニック状態になることはなくなった。月別検査件数は4月から7月までで、総数の57%を占め、8月以降1月を除いて毎月約30件程度であった。これはエイズの感染様式などが市民に周知されるようになり、無用な心配がなくなったためと思われる。しかし、中には複数回検査している者もあり、5回検査した者が1人、4回が3人あった。今後もエイズ窓口相談の充実とともに、正確で迅速な検査体制の確立が必要であると考えられる。



図Ⅲ-1 被検者年齢分布

表Ⅲ-9 エイズ抗体検査取扱件数

	62年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	63年 1月	2月	3月	計
男性	77	63	45	47	24	33	20	25	24	19	25	24	426
女性	20	24	17	14	8	5	6	6	4	—	4	2	110
計	97	87	62	61	32	38	26	31	28	19	29	26	536

8. 梅毒血清反応検査

微生物検査部門

1) 目的

梅毒の患者数は、公衆衛生の向上、治療の確立等に伴い年々減少していたが、昭和57年頃から、増加の傾向を見せている。梅毒は、早期発見や治療判定が非常に難しい疾病であり、種々の検査法を用いて正確な診断を行い、性病予防に寄与することを目的としている。

2) 材料と方法

検体は、すべて保健所から送付されたものである。性病予防法にかかわる行政依頼検査については、保健所でガラス板法によるスクリーニング検査を実施し、その結果陽性又は偽陽性であったものについて、当所で緒方法（ワッセルマン氏法）とTPHA法を実施した。また、入学、就職等のための健康診断にかかわる一般依頼検査については、依頼された項目（緒方法、TPHA法、ガラス板法など）について検査を行った。しかし、正確な判定を下すために、すべての検体について、依頼項目以外の検査法も自主的に

実施した。更に、いずれかの検査法で陽性であったものは、免疫蛍光抗体法（FA法）で確認した。なお、ガラス板のみの依頼の場合は保健所で検査を行っている。

3) 結果

総検体数 121 件中、行政依頼検査は53件、一般依頼検査は68件であった。一般依頼検査のうち、緒方法のみが44件、緒方法と他の検査法との組合せが6件、緒方法以外の検査法の組合せが18件であった（表Ⅲ-10）。

各種の検査法の成績を比較すると、121 件中、すべての検査法が陰性で一致した例は98件、FA法を加えた4法が陽性で一致した例は14件であり、これら一致例の占める割合は、92.6%であった。逆に、不一致例は7件であった（表Ⅲ-11）。その原因としては、検査法の原理の相違、生物学的偽陽性の原因ともなる他疾患や妊娠が考えられる。

表Ⅲ-10 梅毒血清反応検査取扱件数

		62年										63年				計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
検 体 数		12	4	4	10	8	9	8	15	18	12	13	8	121		
依 頼	緒 方 法	12	4	4	10	8	9	8	12	5	10	13	8	103		
	ガラス板法	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1		
	T P H A法	9	3	2	7	2	8	6	9	15	8	5	3	77		
自 主	緒 方 法	—	—	—	—	—	—	—	3	13	2	—	—	18		
	ガラス板法	12	4	4	10	8	9	8	15	18	12	13	7	120		
	T P H A法	3	1	2	3	6	1	2	6	3	4	8	5	44		
	F A 法	3	1	1	3	1	2	3	3	1	1	3	1	23		

表Ⅲ-11 各種検査法の成績比較

ガラス 板法	緒方法	T P H A 法	F A 法	年 齢 区 分					
				19以下	20～29	30～39	40～49	50～59	60以上 計
—	—	—		30	34	10	6	2	16 98
+	+	+	+			1	2	1	10 14
—	+	+	+						1 1
+	—	+	+					1	1 2
+	+	—	+				1		1 1
—	—	+	+		1				1 1
+	+	—	—		1				1 1
+	—	—	—						1 1
—	*	—	—		1				1 2

*: 異常反応

Ⅳ. 衛生動物に関する試験検査

1. 年間取扱件数

昭和62年度の衛生動物に関する試験検査の取扱件数及び検査項目数は表Ⅳ－１のとおりである。

表Ⅳ－１ 衛生動物に関する試験検査取扱件数、項目別・月別

	総 数		63年											
	件 数	項目数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
蚊幼虫天敵検査	159	159	21	17	24	31	20	21	14	5	—	—	—	6
衛生動物鑑別検査	223	223	1	3	16	39	44	41	30	14	8	10	11	6
衛 生 相 談	21	21	2	4	2	—	3	2	4	1	2	—	1	—
合 計	403	403	24	24	42	70	67	64	48	20	10	10	12	12

2. 蚊幼虫駆除のためのタップミノーの活用

微生物検査部門

1) 目的

タップミノーは、蚊幼虫駆除に利用できる魚として、これまで飼育及び市内各水域への放流を実施している。昭和62年度も引き続き本魚の飼育、放流を行い、その効果について検討した。

2) 方法及び結果

給餌、水槽の汚泥除去などを適時実施してタ

ップミノーの飼育に努め、蚊の発生が予想される11の水域に計5,800匹を放流した。

各水域におけるタップミノーと蚊幼虫の各生息密度及び水質並びに採集した本魚の消化管内容物からその摂食状況を調査して、これらの相互関係について考察した。

成績の詳細については、第6部で述べる。

3. 衛生動物検査及び衛生相談

微生物検査部門

1) 目的

住宅、公共施設などに出現する各種昆虫類やダニ類、食品中の異物や寄生虫などについて、保健所、市民、業者などからの依頼にもとづき検査を行っている。また、これらの衛生動物の生態、駆除方法に関する相談に応じている。月別取扱件数は表Ⅳ－２のとおりである。

2) 結果

そ族、節足動物の検査は、行政依頼31件、一般依頼20件の計51件であり、昨年と比べ大幅に検査件数が増加した。内容は、いわゆる不快昆虫などの発生に関するものが多いが、他に昆虫

類などによる刺咬被害、倉庫保管食品のネズミによる被害についてなど多種多様であった。

本年度の特徴の一つは、いくつかの昆虫類の異常発生があったことである。5月には、伏見区方面でヒメイエバエの異常発生が報じられたが、当部門で扱った例でも、左京区花背で、小学校、民家に多数飛来するクロバネキノコバエの異常発生があった。また、ソバ殻枕から大量に発生したチャテムシ類についての検査依頼が数か所から寄せられた。

室内での刺咬被害にもとづく検査では、マダニ類、シバンムシアリガタバチ、トリサシダニ

などが検出される例があった。

異物試験では、穀類中の蛾幼虫、食品中のネズミの毛や真菌類についてなど多種多様であったが、なかには、ニクバエの幼虫（胎生）が、製造当日の給食弁当から見いだされた珍しい事例もあった。

食品中から検出された寄生虫は全てアニサキスであった。

野外蚊同定試験は、日本脳炎ウイルス試験及び蚊成虫の消長調査に関するものであり、また、原虫試験は感染症サーベイランス事業におけるトリコモナスの検査であり、それぞれ第6部で詳述する。

衛生相談は、ダニ、ムカデ、チャタテムシなどの生態、駆除方法に関するものなどであった。

表Ⅳ－２ 衛生動物検査及び衛生相談件数

		62年										63年				
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計		
そ族・節足動物試験	行政依頼	1	1	5	3	4	3	5	3	—	2	3	1	31		
	一般依頼	—	—	—	3	—	1	15	—	1	—	—	—	20		
寄 生 虫 試 験	行政依頼	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1		
	一般依頼	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1	2		
異 物 試 験	行政依頼	—	—	1	—	—	—	—	1	—	1	1	—	4		
	一般依頼	—	2	1	1	—	1	1	1	3	2	2	—	14		
原 虫 試 験	一般依頼	—	—	—	—	—	10	8	9	4	4	5	4	44		
野 外 蚊 同 定 試 験	行政依頼	—	—	9	32	40	26	—	—	—	—	—	—	107		
衛 生 相 談	一般依頼	2	4	2	—	3	2	4	1	2	—	1	—	21		

V. 母子・成人・老人保健等に関する試験検査

1. 年間取扱件数

昭和62年度の母子・成人・老人保健等に関する試験検査の取扱件数及び検査項目数は、表V

表V-1 母子・成人・老人保健等に関する試験検査取扱件数、項目別、月別

	総 数		昭和62年												昭和63年		
	件 数	項目数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
先天性代謝異常	17,120	102,720	1,384	1,451	1,526	1,547	1,421	1,489	1,475	1,308	1,307	1,501	1,327	1,384			
神経芽細胞腫	13,441	26,882	1,091	1,207	1,063	1,149	1,028	1,168	1,113	983	1,092	1,172	1,114	1,261			
血液検査	2,201	26,421	—	—	—	—	178	82	390	304	205	138	401	503			
タームス試験	3	3	—	1	1	—	—	—	—	—	1	—	—	—			
母乳中PCB, 農薬	22	220	—	—	—	—	—	—	22	—	—	—	—	—			
合 計	32,787	156,246	2,475	2,659	2,590	2,696	2,627	2,739	3,000	2,595	2,605	2,811	2,842	3,143			

2. 先天性代謝異常症等検査

臨床検査部門

1) 目的

先天性代謝異常症とは生体内の代謝経路の一部が酵素欠損等によって先天性に異常なものの総称で、多くは遺伝的な要因によって起こるものとされている。これらの代謝障害では、未代謝産物や代謝産物の蓄積、あるいは生体内に必須な物質の生成に障害が生じ、その結果、知能障害等生体内の各種機能に異常が生ずることも多く、処置が遅れると死に至る場合もありうる。現在300を越える代謝異常症のうち、早期発見、早期治療により発症の予防が可能な疾患が知られている。本市では母子保健対策の一環として、心身障害発生予防を目的に新生児の先天性代謝異常症、すなわちフェニルケトン尿症、ヒスチジン血症、メープルシロップ尿症、ホモシスチン尿症、ガラクトース血症の5疾患のマススクリーニングを昭和52年10月から、またクレチン症のマススクリーニングを昭和56年4月から実施してきている。

2) 方法

京都市内の医療機関で出生した生後5～7日目の新生児の足の裏より採血し、ろ紙にしみてませて乾燥後郵送された検体を検査に供する。検査項目のうちフェニルケトン尿症、ホモシスチン尿症、メープルシロップ尿症及びヒスチジン血症については、血中アミノ酸濃度を枯草菌と阻害剤との組合せによって寒天プレート上で半定量的に測定する（ガスリー法）。ガラクトース血症については、ボイトラー法とペイゲン－吉田法を併用している。

クレチン症については、血中の甲状腺刺激ホルモン（TSH）濃度を酵素免疫測定法（EIA、試験管競合法）で測定している。

3) 結果

(1) 初検の検体受付総数は、前年度にくらべて997件（5.6%）減であった。初検において疑陽性又は検査不能検体として再検査を依頼した件数は253件で、このうち239件を再検検体として受付けた。なお、初検の段階で7件（フェニルケトン尿症1件、ホモシスチン尿症1件、

クレチン症5件)が高値のため陽性と判定したがこの7名については直接精密検査を受診することになった(表Ⅴ-2)。

(2) 再採血を依頼した疑陽性104件のなかで、最も多かった疾病はガラクトース血症46件(44%)で、ついでクレチン症32件(31%)であった。また、精密検査を必要とする陽性者15名の疾病別内訳は、フェニルケトン尿症1名、ヒス

チジン血症3名、ホモシスチン尿症1名、クレチン症10名であった。陽性者については、医療機関に連絡の上精密検査、さらには治療などの措置がとられている(表Ⅴ-3)。

(3) 検査不能のため再採血を依頼した149件のうち最も多い理由としては、阻害作用のため判定不能が90件で全体の60.4%を占めていた(表Ⅴ-4)。

表Ⅴ-2 先天性代謝異常検査成績

	検受総数	検査総数	正 常	陽 性	再 採 血 要 請	
					疑 陽 性	検査不能
初 検	16,881	16,751	16,491	7	104	149
再 検	239	233	225	8	—	—
計	17,120	16,984	16,716	15	104	149

表Ⅴ-3 疑陽性、陽性疾病別内訳

疾 病 名	疑陽性	陽 性
フェニルケトン尿症	13	1
メープルシロップ尿症	1	0
ヒスチジン血症	6	3
ホモシスチン尿症	2	1
ガラクトース血症	46	0
(ボイトラー法)	4	0
クレチン症	32	10
計	104	15

表Ⅴ-4 検査不能検体内訳

理 由	件 数
血液量不足	35
採血後10日以上経過	13
血液ろ紙の汚染	0
哺乳不良	0
出生後4日以内に採血	10
阻害作用のため判定不能	90
重ねづけのため判定不能	1
計	149

3. 神経芽細胞腫検査

臨床検査部門

1) 目的

神経芽細胞腫とは小児がんの一種で、一般的には治癒率は低いが、1歳以内で発見されれば手術によってかなり高い割合で治癒する。本腫瘍はカテコールアミン産生能をもち、尿中にバニルマンデル酸(VMA)やホモバニリン酸(HVA)などのカテコールアミン代謝産物を多

量に排泄することから、他の悪性腫瘍と異なり、尿の測定により生化学的診断が可能である。本市では、昭和47年より本疾患のマススクリーニングを全国に先駆けて開始してきているが、厚生省の通達により昭和60年度より全国的に実施されることとなった。本市では、昭和60年11月より従来のスポット法に代わり、独自に開発し

た高速液体クロマトグラフィーによる検査法により、スクリーニングを開始している。

2) 方法

各家庭において、6ヶ月児の尿道口にあてた脱脂綿より採尿容器（容量2.5ml魚型醤油用小型ポリエチレン製）に吸い取って採尿し郵送する。その容器から尿3滴（約140 μ l）を0.1Mリン酸1.4mlで希釈後、うち1mlをHPLC用オートサンプラー容器に移し、3,000rpm、10分間遠沈し、HPLC用試験溶液とする。残液についてはFolin-Wu法でクレアチニン濃度を測定する。HPLCによるVMA、HVA測定はカラム切り換え法により行う。すなわち、注入した試料はプレカラム（Cosmosil 5C, 4.6mm $\times$ 5cm）を通して溶離液A（0.02Mリン酸、pH 3.2、0.5%アセトニトリル）によりカラムA（Shimpac-CLC-ODS, 6.0mm $\times$ 15cm）に送り、3.8分後にバルブを切り換え、以後の低極性成分を溶離液B（0.02Mリン酸、pH 3.3、12.5%アセトニ

リル）でカラムB（YMC-AM-302-ODS, 4.6mm $\times$ 15cm）に送り、それぞれ分離溶出させる。検出器は電気化学検出器を用い、絶対検量線法で定量する。HPLCで測定後、対クレアチニン比を計算し、カットオフ値（VMA 25, HVA 35 μ g/mgクレアチニン）以上について再採尿を依頼し再測定で再び越えた場合にはスクリーニング陽性者として精密検査を実施する。

3) 結果

初検及び再検の検体受付総数、並びに疑陽性及び検査不能による再採尿要請の検体数はともに前年度とほぼ同数であった。再採尿を要請した疑陽性者数は78名で、再検査の結果スクリーニング陽性者は4名であった。陽性者については、保護者に連絡の上、精密検査さらには治療などの措置がとられている。なお、尿不足など検査不能のため再採尿を要請した検体は276件であった（表V-5）。

表V-5 神経芽細胞腫検査成績

	検体 受付 総数	検査 総数	正 常	陽 性	再 採 尿 要 請	
					疑陽性	検査不能
初 検	13,039	13,183	12,829	0	78	276
再 検	402	401	397	4	—	—
計	13,441	13,584	13,226	4	78	276

4. 血液の一般検査並びに生化学検査

臨床検査部門

1) 目的

高齢人口が増加しつつある社会状況の中で、成人病の早期発見と保健指導の徹底をはかり住民の健康を守ることは、衛生行政を推進していくうえで重要な施策の一つである。

このような観点から、保健予防課では、基本健康診査（基本健診）、並びに同和地区成人病健診に係る循環器疾患等健康診断（循環器健診）

事業に取り組んでいるが、これらの事業のうち血液検査について昭和62年9月より実施している。また、本市職員の健康診断（職員健診）事業のうちの血液検査も行っている。

2) 方法

(1) 受診対象者

基本健診は40歳以上、循環器健診は35歳以上、職員健診は40歳、45歳、55歳の成人男女を対象

にそれぞれ該当保健所において採血を行った。

(2) 検査方法及び検査項目

生化学検査には7050形日立自動分析装置（日立製作所）を、血球検査には自動血球計数装置 SysmexCC-780（東亜医用電子株式会社）を用いた。

検査項目の測定方法及び正常値については第6部報文170頁に示した。

表Ⅴ-6に、各健診の検査項目を掲げる。基本健診及び循環器健診は、生化学検査として総コレステロール（CHO）、総タンパク質（TP）、グルタミン酸オキサロ酢酸アミノ基転移酵素（GOT）、グルタミン酸ピルビン酸アミノ基転移酵素（GPT）、アルカリフォスファターゼ（ALP）、硫酸亜鉛

混濁度（ZTT）、グルコース（GLU）の8項目と、血球検査として赤血球数（RBC）、血色素量（Hgb）、ヘマトクリット値（Ht）の測定を行った。なお、同時に自主的な検査として尿素窒素（UN）、尿酸（UA）も併せておこなった。職員健診は、生化学検査のうち尿酸のかわりに γ -グルタミルペプチド転移酵素（ γ -GTP）を含む8項目と、白血球数（WBC）を加えた4項目の血球検査を行った。

3) 結果

表Ⅴ-7に、検査が開始された昭和62年8月から昭和63年3月までの検査件数を示す。基本健診1037件、循環器健診986件、職員健診178件で総数2201件であった。

表Ⅴ-6 各健診の検査項目

健 診 名	検 査 項 目	
基本健診 循環器健診	生化学	CHO・TP・UN・UA・GOT GPT・ALP・ZTT・GLU
	血 球	RBC・Hgb・Ht
職員健診	生化学	CHO・TP・UN・ γ -GTP・GOT GPT・ALP・ZTT・GLU
	血 球	RBC・Hgb・Ht・WBC

表Ⅴ-7 健診別検査件数

健 診 名	昭和62年					昭和63年				総 数
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
基本健診	—	82	149	126	84	108	250	238	1037	
循環器健診	—	—	241	178	121	30	151	265	986	
職員健診	178	—	—	—	—	—	—	—	178	
合 計	178	82	390	304	205	138	401	503	2201	

5. クームス試験

臨床検査部門

1) 目的

日本人にはRh式血液陰性の人の割合が、非常に少なく、流・死産を繰り返す妊産婦では、Rh式血液型を判定しておいて出産時に備える

必要がある。保健所では妊産婦のRh式血液型判定を行っているが、判定の紛らわしいもの及び陰性と判定されたものについて、クームス試験による確認を行っている。

2) 結果

昭和62年度は、3名の者についてクームス試

験を行った結果、陽性者1名、陰性者2名であった。

6. 母乳中のPCB及び有機塩素系農薬の検査

理化学検査部門

1) 目的

母子衛生に役立てるために、衛生局保健予防課の依頼により、母乳中のPCB及び有機塩素系農薬の分析を行っている。

2) 方法

厚生省「母乳中の残留有機塩素剤の検査法」に定める方法によった。

3) 結果

母乳(22件)中PCBなどの濃度の平均値、最高値及び最低値は表Ⅴ-8のとおりである。昭

和62年度の平均値を、前年度と比較すると、PCB(62年度, 0.011 ppm: 61年度, 0.015 ppm), β -BHC(0.029: 0.021), 総DDT(0.014: 0.023)及びディルドリン(0.0008: ND)で、PCB及び総DDTはやや減少しているが、 β -BHC及びディルドリンはわずかに増加していた。しかし、毎年継続して実施している過去の測定値から判断すると、おおむね減少傾向で推移していることがうかがわれる。

表Ⅴ-8 母乳中PCB及び有機塩素系農薬の検査成績

(n=22, 全乳当たり: ppm)

測定物質名等	単位	平均値	最高値	最低値
PCB	(ppm)	0.011	0.028	ND
β -BHC	(ppm)	0.029	0.078	0.001
pp'-DDT	(ppm)	0.002	0.007	ND
pp'-DDE	(ppm)	0.013	0.046	0.001
総DDT	(ppm)	0.014	0.049	0.001
ディルドリン	(ppm)	0.0008	0.0014	ND
脂肪含量	(%)	3.5	6.5	1.8

- ① PCBの標準にはカネクロール500(KC-500)を用いた。
- ② 総DDTは、pp'-DDT及びpp'-DDEを合計したものである。
- ③ 'ND'は、検出限界以下(PCB: 0.001 ppm未満, pp'-DDT: 0.001 ppm未満, ディルドリン: 0.0005 ppm未満)であることを示す。
- ④ BHCのうち、 α -BHC, γ -BHC, δ -BHC, 及びDDTのうち、pp'-DDD, op'-DDTは、測定試料全てにおいて検出されなかった。

第 3 部 公衆衛生情報

目 次

1. 公衆衛生情報の解析提供	61
2. その他の公衆衛生情報の収集提供	61

1. 公衆衛生情報の解析提供

疫学情報部門

昭和59年9月、当所における公衆衛生情報の解析提供システムのあり方について、検討委員会を設けて検討を行い報告書に取りまとめている。

その中で、公衆衛生情報の解析提供の中心課題となる情報として指摘されている「試験検査及び調査研究のうちサーベイランス的情報」の一つとして、従来から進めている京都市保健需要度の時系列的測定に必要な資料の収集について検討を行った。

その結果、京都市各保健所に保管されている人口動態調査票（出生・死亡・死産）の目的外使用の申請を総務庁に行い、61年度にその許可が得られたことから、62年度に51～55年度分のデータをコンピューターに入力した。また、その疫学的解析に必要な多変量解析法のプログラミングも行っている。

2. その他の公衆衛生情報の収集提供

疫学情報部門

単行本、逐次刊行物（学術雑誌を含む）、各種報告書等を収集・収受し、分類整理して図書室に配架・保管している。

また、図書室の管理運営業務として、各種刊行物の分類整理、蔵書目録の作成、蔵書点検、製本及び補修等を行った。

昭和62年度購入雑誌並びに所蔵邦文逐次刊行物目録を次に示す。

1) 62年度購入雑誌

(1) 欧文雑誌

Abstracts on Hygiene and Communicable Diseases.

The American Journal of Epidemiology.

The American Journal of Tropical Medicine and Hygiene.

Archives of Environmental Health.

Association of Official Analytical Chemists Journal.

Bulletin of Environmental Contamination and Toxicology.

Excerpta Medica. Virology Section 47

Journal of Chromatographic Science.

Journal of Medical Entomology.

Proceedings of the Society for Experimental Biology and Medicine.

(2) 邦文雑誌

アイソトープニュース

医学のあゆみ

ジャパンフードサイエンス

科学技術文献速報 化学・化学工業編（外国編）

環境公害編

国会雑誌記事索引 科学技術編

厚生指標

日本医事新報

日本公衆衛生雑誌

水道協会雑誌

食品衛生研究

蛋白質・核酸・酵素

臨床検査

用水と廃水

2) 所蔵邦文逐次刊行物目録

当衛研は、衛生試験所として開設されて以来、70年近い歴史をもっているが、その長い歴史の一端を示しているのが蔵書の類である。現在、蔵書数としては、必ずしも多いとはいえないが、他の地方衛生研究所には見られないような蔵書を何点か所蔵しているものと思われる。これらの中には相等貴重なものもあるであろう。

単行本の蔵書目録は、既に作成されているが、逐次刊行物目録は存在していなかった。そこで、前年度より逐次刊行物目録の作成を行い、年報53号に所蔵欧文雑誌目録を掲載した。本54号には、所蔵邦文逐次刊行物目録を集録することとしたが、地方衛生研究所等が発行する年報、所報、研究報告等は含まれていない。これらの刊行物の目録は次年度年報に掲載することとした。

所蔵邦文逐次刊行物目録（五十音順）

1987年12月末現在

凡例 刊行物名（副題）（発行所又は出版社名：発行都市名）
 巻数（号）（西暦年号）－〔欠号〕－巻数（号）（西暦年号）
 巻表示のない刊行物については、号数を普通書体で表示
 末尾の＋印は、継続受入を、―― は、前誌名を表示

- | | |
|--|---|
| URBAN KUBOTA （久保田鉄工（株）：
大阪）
11（1975）－26（1987）＋ | 大気規制課：東京）
1978年－〔1982〕－1983年 |
| ISOTOPE News （日本アイソトープ協会
：東京）
334（1982）－〔346－357〕－402（1987）＋ | インフォメーション 東京都公害資料月報
（東京都公害局）
2（5）（1972）－〔3（6）〕－6（2）（1976） |
| 愛知県大気汚染調査報告書 （愛知県：名古屋）
2（1964）－6（1968） | インフルエンザワクチン研究会 討論会記録
（細菌製剤協会：東京）
2（1963）－〔14, 15, 17〕－26（1986）＋ |
| 愛知県放射能調査資料 （愛知県衛生研究所
：名古屋）
1965年－〔1969, 1970〕－1984年 | 衛試情報 （国立衛生試験所：東京）
1（1981）－8（1986）＋ |
| あいみっく （（財）国際医学情報センター
：東京）
6（1985）－8（1987）＋ | 衛生化学 （日本薬学会：東京）
4（1956）－17（1971）
―― 公衆衛生年報 |
| 医海時報 （医海時報社：東京）
1794（1929）－2364（1939） | 衛生公報 （衛生公報社：京都）
53（1929）－100（1932） |
| 医学研究会会誌 （京都市医学研究会）
1（1960）－7（1967） | 衛生試験所集報 （国立衛生試験所：東京）
25（1925）－〔36, 40, 41, 43, 45, 52,
53, 56, 57〕－60（1943） |
| 医学と生物学 （医学生物学速報会：東京）
76（4）（1968）－82（1）（1971） | 衛生試験所報告 （国立衛生試験所：東京）
68（1950）－〔71〕－105（1987）＋
―― 衛生試験所集報 |
| 医学のあゆみ （医歯薬出版：東京）
53（1965）－143（1987）＋ | 衛生統計 （日本衛生統計協会：東京）
5（1952）－6（11）（1953） |
| 一般環境大気測定局測定結果報告 （環境庁 | 大阪市水道局水質試験所調査報告ならびに試験 |

成績

6 (1954) - 37 (1985) +

外国文献会誌 (外国文献会: 大阪)

19 (1968) - 22 (2) (1971)

科学 (岩波書店: 東京)

41 (10) (1971) - 55 (1985)

科学技術文献速報 化学・化学工業編 (外国編)

(日本科学技術情報センター: 東京)

14 (1971) - 30 (1987) +

科学技術文献速報 環境公害編 (日本科学技術情報センター: 東京)

1 (1975) - 13 (1987) +

科学警察研究所報告 (東京)

14 (1961) - 15 (1) (1962)

化学と工業 (日本化学会: 東京)

6 (4) (1953) - 28 (1975)

化学と生物 (日本農芸化学会: 東京)

6 (1968) - 23 (1985)

家事と衛生 (家事衛生研究会: 大阪)

2 (2) (1926) - [5] - 10 (1934)

河川水質測定結果 (京都市公害対策室)

1981年 - 1984年

神奈川県予防医学協会事業年報 (横浜)

1 (1968) - [2 - 11] - 18 (1985) +

川崎市放射能調査報告 (川崎市衛生局)

8 (1969) - [11, 13 - 18] - 19 (1979)

環境衛生 (環境衛生研究会: 東京)

1 (2) (1954) - [7 - 13, 16] - 19 (1) (1972)

環境科学総合研究所年報 (産業経済研究協会: 京都)

4 (1977)

環境研究 (公害調査センター: 東京)

1 (1972) - [45] - 65 (1987) +

環境公害文献集 (日本科学技術情報センター: 東京)

1973年版 (1) - 1974年版 (6) 完

環境保全研究成果集 (環境庁研究調整課: 東京)

1973年度 - 1977年度

官公庁公害専門資料 (公害研究対策センター: 東京)

12 (1977) - 16 (1) (1981), 21 (3) (1986)

看護研究 (医学書院: 東京)

1 (2) (1968) - 4 (1) (1971)

関西医学 (臨床細菌学研究会: 大阪)

1 (1954) - [3, 19] - 27 (1962)

関西医事 (関西医事社: 大阪)

1 (2) (1929) - 9 (1937)

感染症学雑誌 (日本感染症学会: 東京)

43 (10) (1969) - 61 (2) (1987)

—— 日本伝染病学会雑誌

感染症サーベイランス事業年報 (厚生省感染症対策課: 東京)

1983年 - 1984年 +

北里実験医学 (北里研究所: 東京)

33 (1 - 4) (1960)

北里大学水産学部研究業績集 (岩手三陸町)

- 1 (1974) - 5 (1986) +
- 北里メディカルニュース (北里メディカル
ニュース編集部: 東京)
245 (1974) - 389 (1986)
- 京都医事衛生誌 (京都府医師会: 京都)
454 (1932) - [488, 489] - 519 (1937)
- 京都公衆衛生学会会誌 (京都公衆衛生協会
: 京都)
1 (1957) - 12 (1972)
- 京都工場保健会事業年報 (京都)
16 (1967) - [17, 18, 24, 28] - 29 (1980)
- 京都市衛生局事業成績 (京都市衛生局)
1955年 - [1957, 1958, 1960, 1962] - 1964年
- 京都市衛生局事業統計 (京都市衛生局)
1965年 - [1967, 1968, 1972, 1980, 1981] -
1986年 +
—— 京都市衛生局事業成績
- 京都市衛生統計年報 (京都市衛生局)
No. 1 (1948) - [4-8] - No. 20 (1967),
1969年 - 1986年 +
- 京都市衛生統計年報 (衛生統計のうごき)
(京都市衛生局)
1967年 - 1972年
- 京都市感染症サーベイランス事業実施報告書
(京都市衛生局)
1982年 - 1986年 +
- 京都市公害情報 (京都市公害対策室)
1 (1972) - 50 (1976)
- 京都市公害センター年報 (京都市公害対策
室)
1 (1980) - 7 (1986) +
- 京都市工業試験場業務報告 (京都市工業試
験場)
1971年 - [1977] - 1986年 +
- 京都市工業試験場研究報告
1 (1970) - [6] - 15 (1987) +
- 京都市公報
2575 (1971) - 3267 (1985)
- 京都市勢統計年鑑 (京都市役所)
1949年 - 1953年, 1960年
—— 京都市第N回統計書
- 京都市食肉衛生検査所事業概要 (京都市食
肉衛生検査所)
1972年 - 1982年
- 京都市資料目録 (京都市総務局統計課)
4 (1964) - 38 (1984) + 欠号多数
- 京都市染織試験場業務報告書 (京都市染織
試験場)
1974年 - [1980, 1981] - 1986年 +
- 京都市第N回統計書 (京都市役所)
第10回 (1918) - [21 (1931)] - 第26回 (1936)
- 京都市統計書 (京都市役所)
1964, 1979, 1980, 1985年
—— 京都市勢統計年鑑
- 京都市統計情報 (京都市総務局統計課)
No. 165 (1973) - [183-202] - No. 252 (1987) +
- 京都市統計調査計画 (京都市総務局統計課)
1966年 - [1967-1975, 1977, 1980-1983,

- 1986〕-1987年+
- 京都市における公害行政の歩み (京都市公害対策室)
1973年-1978年
- 京都市における公害対策の概要 (京都市公害対策室)
1972年-1976年
- 京都市の公害 (京都市衛生局)
1977年度-[1983, 1984]-1987年度+
- 京都市の工業 (京都市総務局統計課)
1972年-[1982]-1985年+
- 京都市の事業所 (京都市総務局統計課)
1972年, 1975年, 1978年
- 京都市の商業 (京都市総務局統計課)
1975, 1977年, 1980年
- 京都市の人口動態 (京都市総務局統計課)
1972年-[1974-1976, 1978, 1979]-1986年+
- 京都市の昼間人口 (京都市統計センター)
1971年, 1976年
- 京都女子大学紀要 自然科学篇
5 (1959), 6 (1960)
- 京都女子大学食物学会誌
3 (1958)-〔4, 7〕-9 (1961)
- 京都市立看護短期大学紀要
2 (1977)-〔9〕-12 (1987)+
- 京都市立京都病院報告
1 (1923)-4 (1926)
- 京都市立病院紀要
2 (1982)-7 (1987)+
- 京都私立病院報 (京都私立病院協会: 京都)
170 (1980)-262 (1987)+
- 京都大学結核胸部疾患研究所紀要
7 (1973)-19 (1986)+
- 京都大学食糧科学研究所報告 (京都宇治)
4 (1951)-〔5, 12〕-50 (1987)+
- 京都大学食糧科学研究所要覧 (京都宇治)
1971年-1986年
- 京都府中央家畜保健衛生所業務報告 (京都城陽)
1977年-1979年
- 京都病院学会集録 (京都病院学会: 京都)
13 (1977)-〔18〕-22 (1986)+
- 京都病院学会抄録 (京都病院学会: 京都)
16 (1980)-〔18〕-22 (1986)+
- 京都府衛生統計年報 (京都府衛生部: 京都)
1967年-[1970]-1980年
- 京都府気象月報 (京都地方気象台: 京都)
1924年-[1938-1950]-1970年
- 京都府気象年報 (京都地方気象台: 京都)
1965年-1970年
- 京都府における日本脳炎研究調査報告 (京都府衛生研究所: 京都)
1973年-1978年
- 京都府における放射能調査 (京都府衛生研究所: 京都)

- 2 (1958) - [5, 7] - 8 (1964)
- 京都府山城水道水質試験年報 (山城水道管
理事務所: 京都宇治)
7 (1979) - 13 (1985) +
- 京都府立医科大学雑誌 (京都)
75(9)(1966) - [75(12), 76(1-6)] - 77(8)
(1968)
- 京都府立大学学術報告(人文) (京都)
23 (1971) - 38 (1986) +
- 京都府立大学学術報告(理学・家政学)
(京都)
3 (1959) - [5-18] - 23 (1972)
—— 西京大学学術報告(理学・家政学)
- 京都薬科大学学报 (京都)
1 (1952) - 14 (1966)
- 近畿大学医学雑誌 (近畿大学医学会: 大阪
狭山)
1 (1976) - 11 (1986) +
- 近畿地方大気汚染調査連絡会誌 (大阪)
4 (1970) - 20 (1986) +
- 近畿地方大気汚染調査連絡会報告 (大阪)
1 (1957) - 6 (1961)
- クリーン・ジャパン (クリーン・ジャパン
センター: 東京)
32 (1982) - 67 (1987) +
- 下水水質試験成績(京都市) (京都市水道
局)
1959年 - 1961年
- 下水水質試験年報(京都市) (京都市下水
道局)
8 (1963) - [17, 20] - 23 (1978)
—— 下水水質試験成績
- 検疫業務年報 (厚生省検疫所管理室: 東京)
1967年度 - [1983] - 1986年度 +
- 健康情報調査報告書 (健康・体力づくり事
業財団: 東京)
1984年度 - 1986年度 +
- 現代化学 (東京化学同人: 東京)
46 (1975) - 141 (1982)
- 公害関係研究機関における研究テーマ等一覧
(大阪府公害対策課: 大阪)
1978年 - 1983年
- 公害調査資料 (京都市)
1975年, 1976年
- 公害調査報告書 (京都市衛生局)
1965年 - 1968年
- 公害と対策 (公害対策技術同友会: 東京)
2 (1966) - 19 (5) (1983)
- 公害の現状と対策 (京都市衛生局)
1971年 - 1973年
- 公害防止事業団だより (東京)
19 (1979) - 51 (1987) +
- 光華女子大学研究紀要 (京都)
14 (1976) - 24 (1986) +
- 光華女子短期大学研究紀要 (京都)
14 (1976) - 24 (1986) +
* No.14 - No.18は光華女子大学研究紀要と
合冊

公共下水道統計年報(京都市) (京都市下水道局)

1985年度+

甲子園短期大学紀要 (西宮)

2(1970)

公衆衛生院研究報告 (国立公衆衛生院:東京)

1(1951)-[6(4), 10(1), 13(1)]-35(1986)+

公衆衛生情報 (日本公衆衛生協会:東京)

9(7)(1979)-[9(8, 9)]-17(1987)+

公衆衛生年報 (日本薬学会:東京)

1(1953)-3(1955)

厚生指標 (厚生統計協会:東京)

1(1954)-[5-7(1), 14(9)-31(3)]-34(1987)+

交通安全公害研究所年報 (東京三鷹)

1975年度-1986年度+

交通安全公害研究所報告 (東京三鷹)

8(1983), 9(1985)

高分子 (高分子学会:東京)

16(1967)

神戸市大気汚染調査研究報告 (神戸市公害対策部)

1(1959)-[2-7, 10-12]-22(1979)

国設大気汚染測定網市原測定所測定結果報告書 (千葉県公害研究所:千葉)

4(1974)-5(1975)

国設大気測定網松江測定局測定結果報告書

(島根県:松江)

1973年-1976年

国民衛生の動向(厚生指標 臨時増刊)

(厚生統計協会:東京)

1967年-[1969-1983]-1987年+

国民の福祉の動向(厚生指標 臨時増刊)

(厚生統計協会:東京)

1984年-1987年+

公衆衛生院ニュース (国立公衆衛生院:東京)

2(1969)-[20, 21]-22(1986)+

国立栄養研究所研究報告 (東京)

1953-1971年(欠号多数), No22(1972・1973)-No35(1986)+

国立公害研究所研究報告 (つくば市)

2(1978)-[4-6, 11, 89, 97, 98]-100(1986)

国立公害研究所研究報告総覧・同英文版

(つくば市)

1971年-1985年

国立公害研究所調査報告 (つくば市)

5(1978)-[7-10, 13]-14(1980)

国立公害研究所年報 (つくば市)

1976年度-1986年度+

国立公害研究所微生物系統保存施設保存株リスト (つくば市)

1985年(第一版微細藻類), 追補(1986年, 1987年)

国立予防衛生研究所年報 (東京)

3(1949)-[9, 13-35]-39(1985)+

山陰感染症雑誌 (山陰地区感染症懇話会:

- 米子)
2 (1980) - 5 (1983)
- 西京大学学術報告 (農学) (京都)
1 (1951) - [3, 4] - 5 (1953)
- 西京大学学術報告 (理学・家政学) (京都)
1 (2) (1953) - 2 (5) (1958)
- 最新医学 (最新医学社: 大阪)
18(4)(1963) - [21(4,5)] - 23(1968)
- 最新予防接種の知識 (細菌製剤協会: 東京)
1985年 - 1987年
- 雑誌記事索引 (科学技術編) (紀伊国屋書店: 東京)
22 (4) (1971) - 37 (1986) +
- 産業公害 (産業公害防止協会: 東京)
13 (7) (1977) - 23 (1987) +
- 滋賀県感染症サーベイランス事業報告書 (滋賀県厚生部: 大津)
1 (1983) - 3 (1985) +
- 滋賀県立短期大学学術雑誌 (彦根)
12 (1971) - [13, 14, 25] - 31 (1987) +
- 四国医学雑誌 (徳島医学会: 徳島)
19 (6) (1963) - 43 (1987) +
- 市政モニター報告書 (京都市市民相談室)
1967年度(3) - [1975(2) - 1979] - 1987年度 +
- 実験医学雑誌 (東京大学伝染病研究所: 東京)
7 (1923) - 28 (4) (1944)
- 実験治療 (実験治療社: 大阪)
59 (1926) - 103 (1929)
- 島津評論 (島津製作所: 京都)
30 (1973) - 44 (1987) +
- 市民の声 (京都市市・区民相談室)
1968年(4) - [1972 - 1980] - 1987年 +
- ジャパン・フード・サイエンス (日本食品出版(株): 東京)
5 (11) (1966) - 26 (1987) +
- 順天堂医学 (順天堂医学会: 東京)
8 (1963) - 33 (1987) +
- 順天堂災害医学研究所紀要 (伊豆長岡町)
1 (1981) - 7 (1987) +
- 上水協議会議事録 (東京)
4(1907) - [5, 15, 17, 18, 21, 23] - 28(1931)
- 上水道統計 (水道協会: 東京)
22 (1934)
——上水道統計及報告
- 上水道統計及報告 (上水協議会: 東京)
3(1923) - [5, 6, 14, 16, 18, 19] - 20(1931)
- 食の科学 (こうりん: 東京)
2 (1971) - 105 (1986)
- 食品衛生学雑誌 (日本食品衛生学会: 東京)
1 (1960) - [6 - 8, 11] - 26 (1985)
- 食品衛生研究 (日本食品衛生協会: 東京)
1(3) (1951) - 37 (1987) +
- 人生の幸福 (日本結核予防協会: 東京)
14 (6) (1931) - 17 (5) (1934)

水質試験年報(京都市) (京都市水道局)
6(1953) - [8, 10, 11, 27] - 38(1985) +

水質試験報告書(京都市) (京都市水道局)
6(1953) - [8, 10, 11] - 14(1961)

水質年表(全国河川) (建設省河川局: 東京)
1(1958) - 6(1965)

水道協会雑誌 (日本水道協会: 東京)
No1(1933) - [148-167, 351-534] - VoL.56
(1987) +
* No.571(1982) より VoL.51(5) へつづく。
欠号多数

水道協会総会議事録 (日本水道協会: 東京)
24(1955) - 30(1961)
—— 上水協議会議事録

住友産業衛生 (住友病院: 大阪)
2(1966) - 23(1987) +

スモン調査研究協議会研究報告書 (東京)
1(1970) - [2-4] - 9(1971)

生活衛生 (大阪生活衛生協会: 大阪)
1(1957) - 31(1987) +

生活と環境 (日本環境衛生センター: 川崎)
11(4)(1966) - 32(1987) +

精神医学 (医学書院: 東京)
9(4)(1967) - 10(3)(1968)

精神身体医学 (日本精神身体医学会: 東京)
8(2)(1968) - 11(1)(1970)

生態化学 (サイエンティスト社: 東京)
1(1978) - 6(1984)

聖マリアンナ医科大学雑誌 (川崎)
3(1975) - 15(1987) +

赤痢集団発生終息報告 (京都市衛生局)
1966年 - [1967, 1970] - 1972年

全国食中毒事件録 (厚生省食品衛生課: 東京)
1955年 - 1981年

騒音と振動 (石川島防音工業(株): 東京)
1(1978) - 2(1979)

大気汚染・気象調査成績 (京都市)
1964年度 - 1971年度

大気汚染研究 (大気汚染研究全国協議会: 東京)
1(1966) - [2(1)] - 8(5)(1973)

大気汚染常時監視測定結果 (京都市公害センター)
1978年 - 1984年

大気汚染測定網国設尼崎測定所測定結果報告書
(尼崎市衛生局)
1(1967) - 3(1969)

武田研究所年報 (武田薬品工業(株): 大阪)
19(1960) - 28(1969)

武田研究所報 (武田薬品工業(株)大阪)
29(1970) - 46(1987) +
—— 武田研究所年報

武田時報 (武田長兵衛商店: 大阪)
5(1927) - 6(1928)

田辺製薬研究年報 (田辺製薬(株): 大阪)

6(2)(1961) - 18(1973)

田辺製薬研究報文 (田辺製薬(株):大阪)
1975年 - 1986年 +

蛋白質・核酸・酵素 (共立出版:東京)
12(1967) - 32(1987) +

千葉県大気汚染調査報告書 (千葉県公害研
究所:千葉)
1973年 - 1974年

千葉大学生物活性研究所報告 (千葉)
1(1973) - 14(1986) +

調査月報 (国立衛生試験所:東京)
4(12)(1971) - 12(1・2・3)(1980)

筑波大学大学院環境科学研究科案内 (つく
ば市)
1980 - (1984) - 1985

筑波大学大学院環境科学研究科年報 (つく
ば市)
2(1979) - 10(1987) +

TPC News (予防衛生協会:つくば市)
1(1982) - 6(1987) +

帝国学園紀要 (帝国女子大学:大阪守口市)
1(1975) - (2) - 12(1986) +

東京医事新誌 (東京医事新誌局:東京)
2234(1921) - 3197(1940)

東京帝国大学伝染病研究所研究業績報告
(東京)
1927年度No.25 - 1934年度No.76

東京都水道局水質年報 (東京都水道局)

1970年 - 1985年 +

東京都予防医学協会事業年報 (東京)
5(1974) - 7(1976)

東京都予防医学協会年報 (東京)
8(1977) - 17(1986) +
—— 東京都予防医学協会事業年報

同志社家政 (同志社女子大学家政学会:京都)
17(1983) - 20(1986) +

同志社女子大学学術研究年報 (京都)
27(1977) - 37(1987) +

同志社女子大学研究所だより (京都)
12(1976) - 16(1980)

同志社女子大学総合文化研究所紀要 (京都)
1(1984) - 4(1987) +

同志社女子大学総合文化研究所報告 (京都)
1(1982) - 6(1987) +

同志社大学理工学研究報告 (同志社大学理
工学研究所:京都)
23(3)(1982) - (23(4)) - 27(1987) +

同仁会医学雑誌 (同仁会:東京)
13(6)(1939) - 19(1)(1945)

鳥取大学医学部衛生学公衆衛生学実習報告書
(米子)
1978, 1979, 1981年度

長崎大学熱帯医学研究所年次要覧 (長崎)
1984年 - 1986年

長崎大学風土病紀要 (長崎)
1(1959) - 8(1966)

- 那須研究所年報 (日本ワクチン(株):東京)
5 (1967) - 6 (1968)
- 日本医学及健康保険 (日本医学健康保険社:東京)
3198 (1940) - 3358 (1943)
- 日本医事新報 (日本医事新報社:東京)
1772 (1958) - 3323 (1987) +
- 日本衛生学雑誌 (日本衛生学会:京都)
20 (1965) - 24 (3) (1969)
- 日本環境衛生センター所報 (川崎)
1 (1973) - 11 (1983)
- 日本公衆衛生雑誌 (日本公衆衛生学会:東京)
1 (1954) - [3, 4, 6, 7] - 23 (1987) +
欠号多数
- 日本細菌学雑誌 (日本細菌学会:東京)
18 (2) (1963) - [19 (9)] - 40 (1985)
- The Jap. J. Veterinary Sci. (日本獣医学会:東京)
46 (1984) - 48 (1986)
—— 日本獣医学雑誌
- 日本獣医学雑誌 (日本獣医学会:東京)
32 (1970) - 45 (1983)
- 日本伝染病学会雑誌 (東京)
37 (1963) - 43 (9) (1969)
- 日本脳炎特集号 (岡山大学脳炎委員会:岡山)
17 (1976) - 24 (1983)
- 日本農芸化学会誌 (東京)
39 (1965) - 43 (1969)
- 日本黴毒学会雑誌 (ルエス) (京都大学医学部皮膚科学教室:京都)
4 (1929) - 5 (1930)
- 熱帯医学 (長崎大学熱帯医学研究所:長崎)
9 (1967) - 29 (1987) +
—— 長崎大学風土病紀要
- 農作物病虫害・雑草防除指導指針 (京都府農林部:京都)
1979年, 1981年, 1983年
- ノートルダム女子大学研究紀要 (京都)
1 (1969) - 17 (1987) +
- 農林水産省家畜衛生試験場研究報告 (つくば市)
43 (1961) - [47, 50, 51] - 89 (1986) +
- バイコロジー京都 (バイコロジーをすすめる会:京都)
1978年, 1979年
- ピーえる (ポリオレフィン等衛生協議会:東京)
12 (1982) - [13] - 23 (1987) +
- ビタミン (日本ビタミン学会:京都)
1 (1948) - 37 (3) (1968)
- 病原微生物検出情報 (国立予防衛生研究所:東京)
1 (1980) - 8 (1987) +
- 病原微生物検出情報年報 (国立予防衛生研究所:東京)
1979年 - 1982年

ファルマシア (日本薬学会:東京)
7 (1971) - 10 (1974)

部落 (部落問題研究所:京都)
14 (6) (1962) - 39 (1987) +

分析化学 (日本分析化学会:東京)
1 (1952) - 21 (1972)

放医研ニュース (放射線医学総合研究所:
千葉)
1 (1958) - 10 (9) (1967)

防菌防黴 (日本防菌防黴学会:大阪)
9 (4) (1981) - 13 (3) (1985)

放射線医学総合研究所年報 (千葉)
1959年度 - [1961, 1963, 1970, 1975, 1976] -
1977年度

放射線科学 (実業公報社:東京)
11 (4) (1968) - [11 (6, 7), 14 (8), 26
(12) - 27 (3), 29 (1)] - 31 (1987)
—— 放医研ニュース

法定伝染病並びに感染症に関する報告書
(京都市衛生局)
1984年 - 1985年 +

保険と年金の動向 (厚生指標臨時増刊)
(厚生統計協会:東京)
1984年 - 1987年 +

保健婦雑誌 (医学書院:東京)
19 (12) (1963) - 25 (11) (1969)

母性愛 (京都小児保健協会:京都)
1 (1930) - 9 (1934)

北海道の大気汚染調査測定結果報告 (北海

道立衛生研究所:札幌)
1 (1963) - 5 (1967)

ポリューションレビュー (テキント:東京)
3 (1971) - [3 (5, 6)] - 4 (8)
(1972)

Minophagen Medical Review (ミノファ-
ゲン製薬:東京)
30 (1985) - 32 (1987) +

メディヤサークル (日水製薬(株):東京)
10 (1965) - [17 - 24] - 32 (1987) +

モダンメディア (栄研化学(株):東京)
10 (5) (1964) - [13 - 25] - 33 (1987) +

モダン・メディシン (朝日新聞社:東京)
9 (2) - [9 (4 - 6, 8)] - 11 (1)
(1982)

文部省特別研究 (環境科学) News Letter
(環境科学総合班事務局:東京)
1 (1982) - [2, 4, 9] - 16 (1987) +

薬学雑誌 (日本薬学会:東京)
85 (4) (1965) - 90 (12) (1970)

山口医学 (山口県立医科大学医学会:宇部)
4 (2) (1956) - [5 (1), 7 (4), 8
(1)] - 8 (3) (1959)
—— 山口臨床医学

山口医科大学紀要 (宇部)
3 (3) (1956) - 4 (1) (1956)

山口医大産業医学研究所報 (宇部)
1 (1953) - [6, 8 - 10, 12] - 14 (1966)

山口産業医学年報 (山口産業医学会:宇部)

- 16 (1969) - [17, 18] - 22 (1976)
—— 山口医大産業医学研究所年報
- 山口大学農学部学術報告 (山口)
17 (1966)
- 山口臨床医学 (山口県立医科大学医学会:
宇部)
2 (1954) - 4 (1) (1955)
- 用水と廃水 (産業用水調査会: 東京)
1 (2) (1959) - 29 (1987) +
- 横浜国立大学環境科学研究センター紀要 (横
浜)
7 (1981) - 13 (1986) +
- 横浜市における PCB・水銀等対策と調査結果
(横浜市 PCB 連絡協議会: 横浜)
1 (1972) - 7 (1978)
- 淀川水質汚濁調査報告 (淀川水質汚濁防止連絡
協議会: 大阪)
1958年 - [1968] - 1969年
- 予防医学 (神奈川県予防医学協会: 横浜)
- 21 (1979) - [24, 26] - 29 (1987) +
- 予防医学ジャーナル (予防医学事業中央会
: 東京)
11 (1968) - [12, 13, 17, 22, 26, 92, 133, 190]
- 223 (1987) +
- 理化学研究所集報 (東京)
17 (1938) - 18 (1939)
- 臨床栄養 (医歯薬出版: 東京)
22 (4) (1963) - 32 (3) (1968)
- 臨床検査 (医学書院: 東京)
2 (2) (1958) - (2 (3), 12 (4) - 24 (1))
- 31 (1987) +
- 労働安全衛生広報 (労働基準調査会: 東京)
12 (1980) - 13 (1981)
- 労働衛生 (京都工場保健会: 京都)
33 (1984) - 35 (1986) +
—— 京都工場保健会事業年報
- 労働の科学 (労働科学研究所: 川崎)
23 (5) (1968) - 38 (4) (1983)

(注) ○ 地方衛生研究所等が発行する年報, 所
報, 研究報告等は掲載していない。
○ 刊行物名から発行所が自明な場合は,
発行所を省略した。
○ 刊行物名, 発行所等から発行都市が自
明な場合は, 発行都市を省略した。

第 4 部 監視指導業務

目 次

1. 京都市中央卸売市場第一市場における監視指導業務 ----- 75
2. 京都市中央卸売市場第二市場における監視指導業務 ----- 77

1. 京都市中央卸売市場第一市場における監視指導業務

理化学検査部門

1) 監視指導及び収去に関する業務

第一市場を流通する主な食品は野菜、果実、魚介類、魚介類加工品及びそう菜などである。

早朝に入荷したこれらの食品がせり売りされる前に、衛生に関する厳重なチェックを行っている。このために、毎朝5時前から早朝監視を行い、有毒魚介類、食用不適格品、違反品などの排除に努めている。更に、せり売りされた食品が仲卸店舗に移動した段階で、食品及びその取扱いについて、より綿密な監視指導を行っている。また、ふぐのシーズンにはふぐ取扱業及

びふぐ販売業に対して、事故防止のための監視指導を強めている。

昭和62年度の月別監視指導件数は表1のとおりで、対象施設は741、年間監視指導件数は38,926件、また、条例に基づくふぐ取扱業及びふぐ販売業の施設は両者で111、監視指導件数は4,780件であった。監視指導業務の内容は表2のとおりである。また、監視指導に伴う細菌検査は表3に示すとおりで、計175件実施した。

2) 廃棄処分及び措置命令

農産品及び水産品の監視総量及び廃棄数量は表4に示すとおりで、食用不適格なため廃棄されたものは水産品で7件（魚介類5件、魚介類加工品2件）あり、これらは自主廃棄処分とした。

表1 月別監視指導件数

			対 象	計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
食 品 衛 生 法 の 許 可 業 種	飲 食 店	一 般 飲 食	23	468	32	41	39	42	37	41	35	40	43	44	39	35	
		軽 飲 食	12	173	12	16	13	12	12	14	16	20	15	15	16	12	
	調 理 施 設		12	197	15	20	14	13	12	26	17	14	19	17	14	16	
	菓 子 製 造 業		2	42	2	1	1	2	2	4	7	6	5	5	3	4	
	魚 介 類 販 売 業		269	19002	1371	1340	1407	1439	1416	1431	1540	1590	1820	2043	1804	1801	
	魚 介 類 せ り 売 営 業		2	1086	93	95	96	90	90	97	90	96	95	91	80	73	
	食 品 の 冷 凍 又 は 冷 蔵 業		4	49	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	5	
	喫 茶 店 (自 動 販 売)		7	77	8	5	5	6	7	7	7	7	7	3	8	7	7
	乳 類 店	頭 販 売	4	71	5	6	4	4	4	4	9	6	11	10	4	4	
		販 売 業 自 動 販 売	2	25	2	3	2	2	3	2	2	2	1	2	2	2	
	食 肉 処 理 業		2	43	3	4	3	4	5	2	5	2	4	3	5	3	
	食 肉 販 売 業		7	130	9	7	9	10	15	7	11	14	18	12	10	8	
	め ん 類 製 造 業		1	10	—	—	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	氷 雪 製 造 業		1	11	1	1	—	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	氷 雪 販 売 業		1	12	1	1	—	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
	小 計			349	21396	1558	1544	1598	1631	1610	1642	1746	1804	2041	2257	1991	1974
食 品 衛 生 法 の 許 可 業 種	給 食 施 設 (事 業 所)		2	35	3	4	2	2	6	2	2	4	4	2	2	2	
	野 菜 ・ 果 物 販 売 業		151	9469	639	645	703	690	869	881	769	694	920	892	861	906	
	そ う 菜 販 売 業		54	1913	108	96	111	121	191	197	167	188	214	191	157	172	
	菓 子 (パ ン を 含 む) 販 売 業		9	204	19	16	12	10	19	16	24	26	21	17	14	10	
	器 具 容 器 包 装 (お も ち ゃ) 販 売 業		19	323	19	21	11	20	36	31	26	32	35	30	34	28	
	食 品 販 売 業 (上 記 以 外)		46	806	85	93	61	51	54	50	53	59	69	72	77	82	
	小 計			281	12750	873	875	900	894	1175	1177	1041	1003	1263	1204	1145	1200
ふ ぐ 条 例	ふ ぐ 取 扱 業 A		1	359	26	29	19	7	13	25	30	42	48	46	42	32	
	ふ ぐ 販 売 業 A		83	3343	327	306	196	91	131	312	324	365	360	321	315	295	
	ふ ぐ 販 売 業 B		27	1078	102	107	57	25	59	88	88	104	109	114	102	123	
	小 計			111	4780	455	442	272	123	203	425	442	511	517	481	459	450
計				741	38926	2886	2861	2770	2648	2988	3244	3229	3318	3821	3942	3595	3624

表2 監視指導等業務内容

通年実施事業	収去・監視指導	○せり前における入荷食品の監視 ○魚介類及びその加工品並びに青果及びその加工品の収去 ○卸、仲卸、関連事業者、ふぐ取扱所等の施設の監視 ○食品の取扱い管理、表示等についての監視指導 ○行商、自動車営業事業等について監視指導
季節的特筆実施事業	収去・監視指導	○青果物食品衛生対策協議会（5月） ○水産物食品衛生対策協議会（6月） ○夏期集中監視及び夏期食品一斉検査（7～8月） ○場内水産棟薬剤散布（8月） ○場内一斉保菌検査（10月） ○年末年始集中監視及び正月用品一斉検査（12～1月） ○ふぐ、生かき一斉監視及び啓発ビラ配布（1月） ○食品の適正表示についての啓発ビラの配布（1月）

表3 食品衛生に関する月別細菌検査取扱件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
件数	—	8	8	53	19	58	8	—	14	7	—	—	175
項目数	—	8	8	78	19	152	8	—	28	14	—	—	315

表4 食品の種類別監視総量及び食用不適格件数・数量¹⁾

	種 類	監視総量 (kg)	食 用 不 適 格 品	
			件 数	数量 (kg)
農産品	野 菜	223,745,642	—	—
	果 物	121,476,210	—	—
	小 計	345,221,852	—	—
水産品	魚介類	60,890,304	5	143
	魚介類加工品	51,757,651	2	100
	小 計	112,647,955	7	243
計		457,869,807	7	243

注. 1) 自主廃棄処分とした。

2. 京都市中央卸売市場第二市場における監視指導

病理検査部門

1) 一般監視指導

と畜場法に基づいて、場内の大・小動物けい留所、大・小動物解体室、内臓処理室、枝肉保管冷蔵庫及びせり場の清潔、汚物処理、そ族昆虫の駆除並びに清潔な器具の使用、完全な水洗、枝肉・内臓等の衛生的処理等について、と畜場管理者、と畜業者、と畜作業員に対し常時監視指導を行い、と畜場の衛生保持と、枝肉・内臓の安全を図っている。

また、場内の食品衛生関係営業施設（食肉処理業2、食品冷凍及び冷蔵業1、飲食店営業1）に対し、施設の衛生保持、食品の清潔な取扱いについて監視指導を行っている。

昭和62年度の暦月別監視指導件数は表5のとおりで、総監視指導件数は1,189件（と畜場231、食品関係営業施設958件）である。

2) 瑕疵検査

京都市中央卸売市場業務条例では、卸売された枝肉が買受人（食肉販売業）でカット処理した際に発見される異常・病変等は、予見できない瑕疵がある場合として救済する、いわゆる瑕疵制度を定めている。この際市職員の確認が必要で、第二市場からの依頼で食用の適否の判定のため現場に赴き、異常部位の肉眼的検査または病理組織学的検査を行っている。

昭和62年度の瑕疵検査件数は108件で、前年度に比べて7件の増加となっており、主な瑕疵の理由は筋肉炎（35%）、水腫（19%）、血液浸潤（9%）、筋肉出血（9%）等であった（表6）。

表5 場内食品衛生営業許可施設数及び監視指導件数

		総 数	と畜場	食 品 関 係 営 業			
				総 数	食肉処理業	飲食店	食品冷蔵業
営業許可施設数		5	1	4	2	1	1
監 視 指 導 件 数	62年 4月	91	13	78	43	12	23
	5	99	14	85	50	15	20
	6	95	15	80	45	13	22
	7	110	17	93	48	17	28
	8	97	16	81	44	12	25
	9	99	18	81	47	11	23
	10	107	20	87	49	12	26
	11	107	23	84	45	15	24
	12	127	31	96	49	17	30
	63年 1月	99	26	73	42	11	20
	2	82	20	62	38	9	15
	3	76	18	58	29	10	19
計		1,189	231	958	529	154	275

表6 枝肉の瑕疵検査件数，病名別

	牛				豚	
	件 数		%		件 数	%
	昭62年度	昭61年度	昭62年度	昭61年度	昭和62年度	
総 数	97 件	101 件	100.0 %	100.0 %	11 件	100.0 %
筋 肉 炎	34	63	35.1	62.4	1	9.1
水 腫	18	11	18.6	10.9	1	9.1
血 液 浸 潤	9	12	9.3	11.9	2	18.2
筋 肉 出 血	9	4	9.3	4.0	—	—
脂 肪 浸 潤	7	3	7.2	3.0	—	—
血 腫	6	1	6.2	1.0	—	—
筋 肉 膿 瘍	3	3	3.1	3.0	2	18.2
出 血	3	—	3.1	—	1	9.1
好酸球性筋肉炎	3	—	3.1	—	—	—
膠 様 浸 潤	2	—	2.1	—	2	18.2
筋 断 裂	1	—	1.0	—	—	—
奇 形	1	—	1.0	—	—	—
異 臭	1	—	1.0	—	—	—
骨 折	—	4	—	4.0	2	18.2

第 5 部 消費者コーナー業務

目 次

1. 食品衛生に関する相談	79
2. 食品衛生講座の開催	79
3. 刊行物の発行	79
4. 参考品の展示並びに簡易な検査	80

1. 食品衛生に関する相談

管理課

昭和62年度に取り扱った相談件数は82件で、相談項目別の件数は、図1のとおりである。

1) 食品の品質と安全性

加工食品の利用が年々増えて来ているが、その成分、保存方法、安全性の問題等についての相談が多く寄せられた。

2) 食品の保存と表示

市販されている各種包装形態の加工食品の保存や表示についての相談、並びに家庭で相当期間経過した食品の食用適否などについての相談があった。

3) 食品添加物

食品添加物の安全性や表示についての相談があった。これらの相談から、消費者ができるだけ食品添加物の摂取量を減らした食生活を考えていることが分かった。

4) その他

地下水汚染や衛生害虫など生活環境にかかわる相談があった。

2. 食品衛生講座の開催

管理課

昭和62年度に行った食品衛生講座は、表1に示すとおりで17回、参加者は628人であった。

映画、スライド、ビデオ等の視聴覚教材を用いて、消費者の食品衛生に関する知識の向上を目的に講座を開催するとともに、消費者自らがコーナー実験室において、細菌検査、発色剤などの簡易なテストを体験し、これらをとおして知識を深めている。

また、所蔵の16ミリ映画フィルム18巻は、上記講座での活用のほか、保健所等関係機関への貸出しも行っている。

○食中毒関係	6巻	○その他	1巻
○食品添加物関係	8巻		
○環境衛生関係	3巻		

3. 刊行物の発行

管理課

安心できる食生活を目標に、市民を対象としたパンフレット「消費者コーナー・ニュース」を発行し、来所者や希望者に無料で配布している(表2)。

昭和62年度発行の消費者コーナー・ニュースの主な内容は次のとおりである。

1) コーナー NEWS No.42

(1) バイオテクノロジーと食品

バイオテクノロジーが食品分野でどのように利用されつつあるかを解説した。

(2) 気をつけよう食べものの衛生

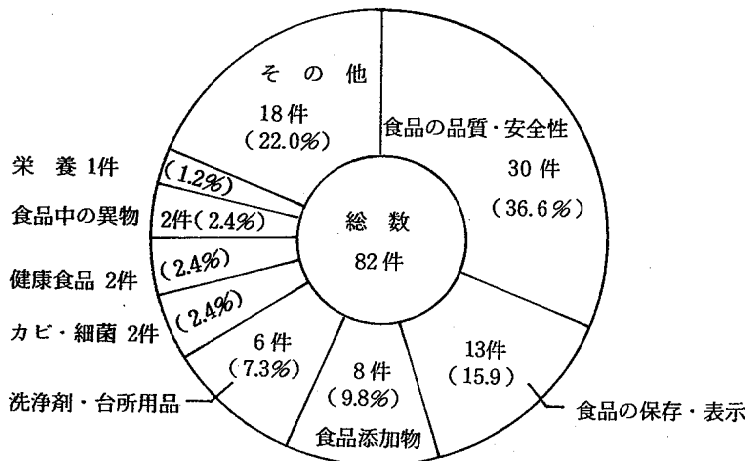


図1 相談内容

表1 食品衛生講座開催状況

年 月	団 体 名	参加人員(名)
62. 4	京都府立医科大学	50
5	京都市主催による一般市民の消費生活コース	60
6	国立療養所宇多野病院附属看護学校	36
6	主婦連合会京都支部	20
7	大内学区婦人会	20
8	京都市立衣笠中学校	7
8	京都府医師会看護専門学校	55
8	食品衛生週間に伴い消費者を対象とした細菌検査講座	20
9	京都保健衛生専門学校	47
9	食品衛生週間に伴い消費者を対象とした細菌検査講座	20
9	京都大学医療技術短期大学部	39
9	京都府医師会看護専門学校	55
9	同 上	55
10	京都中央看護専門学校	52
11	京都保健衛生専門学校	39
11	同 上	42
63. 1	京都文教短期大学	11
計	17 団 体	628

食中毒予防三原則を守り夏をさわやかに過ごす方法について記述した。

2) コーナー NEWS No.43

(1) 高齢化社会の健康管理

超高齢化社会の到来が予想される中での健康管理の大切さを力説し、老人保健法に基づく保健事業を紹介した。

(2) 食品添加物表示(最終報告)

厚生省の「食品添加物表示検討会」の最終報告をかいつまんで記載した。

3) コーナー NEWS No.44

(1) ウイルスと疾病

ウイルスとウイルスによって引き起こされる疾病全般について、その基礎的な事柄を紹介した。

(2) 健康食品の認定マーク

健康食品について、最近の動向を解説し、併

せて健康食品にも認定マークのあることについて述べた。

4. 参考品の展示並びに簡易な検査

管理課

消費者コーナーでは、食品衛生の知識向上のため一般市販食品、容器包装、パネル、図書等の展示を行うとともに、食品に関する相談と、併せて簡易な実験を行い、消費者の要望に対応している。

1) 展示品

(1) 参考食品等の展示

市販食品(健康食品、レトルト食品等)及び食品添加物等を展示。

(2) その他

合成樹脂製容器、食品衛生知識に関するパネル、食品関係図書などを展示。

表2 消費者コーナー・ニュースの内容

No. 42 (7月)
○バイオテクノロジーと食品
○あなたも知っておきましょう
・アイスクリームの保存
・ムカデ対策
○私の意見 — 加工食品と情報
○検査・研究の窓
部門紹介シリーズ — 微生物検査部門 —
○ミニ・ニュース
・夏をさわやかに
— 気をつけよう食べものの衛生 —
No. 43 (11月)
○高齢化社会の健康管理
○あなたも知っておきましょう
・ピーナッツのかび
・砂糖の変色
○私の意見 — 細菌検査教室の開催について
○検査・研究の窓
部門紹介シリーズ — 病理検査部門 —
○ミニ・ニュース
・食品添加物表示
“300品目に増やし、わかりやすく”
No. 44 (2月)
○ウイルスと疾病
○あなたも知っておきましょう
・チョコレート白い粉
・たくわんの変色
○私の意見 — 台所から健康づくりを
○検査・研究の窓
部門紹介シリーズ — 疫学情報部門 —
○ミニ・ニュース
・ご存知ですか、健康食品の認定マークを

2) 簡易な検査

消費者自身が行った実験及び市民が簡易な検査用に持ち込んだ検体の種類とその件数、並びに検査項目とその件数は、それぞれ表3、表4に示すとおりである。

表3 検体の種類別件数

	件数
台所用品その他	29
漬物	4
ジュース類	4

表4 検査項目別件数

	件数
合成着色料	8
細菌	29

